大正元年九月二十日第三種郵便物認可
大正八年三月十五日發行（毎月一回十五日發行）

DS
895
.F7
T135
1919
Mar., May
Japanese BP.
Library of
Congress
068098 1952

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED
MAR 5

臺灣時報

第百二十號

大正八年三月十五日

目次

佛教と現時の思想問題……赤松連城……一
印度旅行談……文學士 小川尚義……一〇
米國見聞談……理學士 大島正滿……一八
側面より觀たる清朝治下の臺灣……蕉鹿夢……二九
支那事情……三三
南洋事情……三五
彙報……三六
漢文時報……三九—四八
▼論臺灣法治▼論戰後世界變革▼臺灣後生輩之幸福▼貧民之福音▼華南銀行創立總會▼詩觀

OSTASIATISCHES WIRTSCHAFTSARCHIV TOKIO
南満洲鐵道株式會社東亞經濟調査局
St.
Nr. 6571
ZWEIG-BUREAU DER SÜDMANDSCHUREI-EISENBAHN A.G.

東洋協會臺灣支部

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎東洋協會臺灣支部役員氏名（イロハ順）

支部長　下村宏
支部副長　高田元治郎
幹事長　櫻井鐵太郎

幹事

池田常吉　石井光次郎　片山秀太郎
鎌田正威　辰野龜雄　野呂寧
隈本繁吉　楠正秋　阿部滂
菊池武芳　北村吉之助

評議員

飯田章　伊東義路　磯造次郎
稻垣長次郎　池田常吉　石井光次郎
石川昌次　市來半次郎　石丸長城
原登喜次　原鶴次郎　橋本貞夫
服部仁藏　羽鳥精一　新元鹿之助
富島元治　富地近思　張之遠
陳中和　陳柱痾　陳鴻鳴
陳信齋　李景盛　林澤蔡
林月汀　林熊徵　林鶴壽
林儀鳳　林爾嘉　王慶忠
川原義太郎　片山秀太郎　賀來佐賀太郎
加福豐次　鎌田正威　高橋辰次郎
高田元治郎　高山仰　高木友枝
立川連　谷野格　辰野龜男
相馬半治　中川小十郎　中村啓次郎
藍高川　武藤針五郎　野呂寧
菅野善三郎　隈本繁吉　楠正秋
山移定政　山下秀實　山本悌二郎
槇哲　丸田治太郎　松本徒爾
小畑駒三　吳汝祥　洪以南

古賀三千人　小松吉久　小松楠彌
辜顯榮　吳昌才　枝德二
赤石定藏　阿部滂　荒井泰治
相賀照鄉　相川茂鄉　佐藤德治
蔡蓮舫　坂本素魯哉　佐田家年
櫛瀨軍之佐　櫻井鐵太郎　齋藤愛二
許延光　許梓桑　木村通
木村匡　木村久太郎　木下新三郎
菊池武芳　北村吉之助　湯地幸平
南新吾　三村三平　御厨規三
徐杰夫　謝颺搏　白莊司芳之助
下坂藤太郎　廣瀨吉郎　角源泉
末松偕一郎

地方委員長

臺北　富島元治　宜蘭　小松吉久　桃園　武藤針五郎
新竹　高山仰　臺中　三村三平　南投　御厨規三
嘉義　相賀照鄉　臺南　枝德二　阿緱　齋藤愛二
臺東　市來半次郎　花蓮港　飯田章　澎湖　相川茂鄉

事務部

常任幹事
石井光次郎　片山秀太郎　鎌田正威
辰野龜雄　野呂寧　阿部滂
菊池武芳

庶務委員
森永信光　渡木利平　執行碩二

會計委員
藤代三九三　菱村彥十郎　石原研吉

編輯部

野呂寧　片山秀太郎　藤田捨次郎
中野順三郎

常務係

主事　中野順三郎　書記　伊藤鋼之助

臺灣時報　第百十二號

佛教と現時の思想問題

赤松連城師

此一編は去月二十五日臺北城南小學校に於ける東洋協會臺灣支部、臺灣警察協會、臺灣教育會聯合主催講演會に於て赤松連城師の講演せられたるものゝ速記録にして片山法學士の開會辭をも添へたり

片山法學士の開會辭

昔孔子の門弟は其數多くして天下に滿ちて居ました。而して四書六藝に通するもの三千餘人。然るに孔子は顔淵一人而已を以て道を好むものと爲して居つたさうであります。此の事を以て見ても、道を學び道を好むと云ふことが餘程困難である、と云ふことが想像される次第であります。

抑も天地は精を集む。而して五行の最も優くれたるものを以て造つたのが人間であると云ふ話である。其處で人間の中心と云ふものは眞にして靜と云ふことになる。誠であつて靜かと云ふ意味であります。然るに此の眞にして靜なる人間の中心が、動もすれば外界の刺戟の爲めに其の靜を失ひ、玆に始めて動態に移るのである。動態に移つたときは即ち七情が起つて來るのであります。七情とは即ち喜、怒、哀、樂、愛、惡、欲であります。而して知者は此の七情を克く制するが故に中心を失はない。天地の道を失はない。然るに物を知らざる人は、其の七情の慾に負けるが故に、常軌を逸して中心を離れることになる。其處で聖人は常に中心を失ふ勿れ、と云ふことを教へて居るのであります。中心を失はないとは、其の最も始めに天より授けられたる所の眞にして靜かなる姿を忘れるなと云ふことである。是れは造次にも顚沛にも之を怠つてはならない所であります。而して顔淵の道を好むと云ふのは、即ち眞にして靜である所のものを注意した、と云ふに過ぎないのであります。

顧つて我が帝國の過去半世紀に亘る發達の跡を調べて見ますと、所謂物質文明は餘程發達をして居るのでありますが、是に伴ふ丈けの精神的文明は、必ずしも十分であるとは謂はれないやうにあります、然るに今日では時勢が段々變化して、此の精神的文明の發達に向つて、漸次強き要求が促がされて居るやうに承知して居る次第であります。而して精神的文明の發達向上は、各人が其の意

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を誠にし、其の中心を誠にすることより起るのであります。中心が誠であれば行は果斷である。中心が誠であれば守る所が確かである。斯の如くして其の身治り、其の國は平かになる次第であります。此度赤松蓮城師衆望を荷うて本島に錫を飛ばされたることは、此の偉大なる社會の要求に應ぜんが爲であると私は信じて居るのであります。師の巡錫に依つて我が臺灣多數の住民が其の心を誠にするの端緒を得、將來精神界の向上發展に資することがありましたならば、而して私は必ず效果のあることを信じますが、實に人類文明の上に於て尠なからざる幸福である、と云ふことを疑はないのであります。同師は著臺匆々諸般の事務に多忙であらせらるゝにも拘はらず、吾々の求むる所を納れられ、特に本日此の席に於て御講演下さることに就ては、諸君と倶に厚く感謝の意を表する次第であります。何卒今私が述べたやうな點に於て、充分御清聽あらんことを希望して開會の辭と致します。

只今開會の辭として御述べになりましたことは、如何にも其の言葉の如く、日本の物質的の文明は日々に進んだが、精神的の文明は之に伴ふ譯に行かない、是は大に心を留むべしと云ふ御話で、吾々は之に感服致しまする所で御座います。此の事に就いて私が此處で御話を申上げることが、其の問題に觸れて益する所があるか否かは　自から顧みて敢て當らぬことゝ思ひます。されど既に斯く御招きに預つて見れば、自分の思ふ丈けのことは腹藏なく申上げなければ、私に於ても安んぜぬ譯で御座いますから、聊か自分の感する所を述べて諸君の清聽を瀆す譯で御座います。世が進むと云ふことは物質の文明は申す迄もないが、精神的の文明も之に伴はねばならぬ。內地に於ても維新當時から僅に五十年であるけれども、其の進步の迹を顧みると殆ど隔世の感があることは皆さんも御承知の通りで、隨つて臺灣が新版圖に歸して二十五年でありますけれども、物質的には殆んど雲泥の差を爲して居る。併しながら思想の移り變りが如何と云うと、變つて居るには違ひないけれども、善く變つて居ることもありませうが、或は其の中に於て惡い傾がないとも限りませぬ。之が最も大切なことであらうと思ひます。今日玆に私の御話を申上けやうと存じまするのは、佛教と現時の思想問題と云ふことで、皆さん方にも各々御考がありませうが、今日の思想はどう云ふ方面に向つて動きつゝあるか、其の動きつゝある思想が益々世の中を平らかにすると云ふ方に傾きまするか、又或は其の中に幾分でも危險なる思想はありますまいか、是等は深く皆さんの御考の在らせらるゝことゝ存じます。是は吾々が申す迄もなく、有識の御方〳〵は是ではならぬとか、斯くてはいかぬとか云ふことは、各々御說のあることですが、私は自分の奉する宗教卽ち佛教の上から、今日の現時の思想問題に、どう云ふやうに觸れるか、佛教者は如何に心得て善きか、どう云ふやうに働かねばならぬか、と云ふことを御話し申します。之を御話するに就て少しく昔に遡るけれども、明治維新の當時吾々の宗教は一時非常に衰頽を來したのであります。固より佛教の日本に行はれたことは、最も久しい歷史を持

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

つて居る。申す迄もなく欽明天皇の御世に、今の朝鮮の百濟から我が日本に參りましたので、然し夫れは獻じたと云ふ丈けで、其前我日本には三韓との間に往來した結果、日本の人も佛教に信仰を有つて居たので、欽明天皇の前に佛教は既に日本に這入つて居たのである。然し朝廷に於て之を御取扱になることはなかつたのである。所が欽明天皇の御世に百濟から佛經を献上したことに就いて、是はどう取扱うかと云ふことを臣下に御尋ねになつた。所が其の當時說が二つに岐れた。其の譯は一方からは經文にもある通り、何れの國にも佛教は行はれて、印度から支那に傳はり、其の支那も一代や二代ではない、晉の世にも隋の世にも擴かつてある。色々革命の如きものは在つても、何れの代にも行はれて居る。斯の如く何れの國に於ても、何れの世に於ても之を受入れてある宗教だから、日本に於ても之を入れるが宜しい。詰り餘所の振合に慣つて之を採用する一說と、今一方には日本には今日迄然う云ふものはなくても濟んだ。佛教は日本には是迄無くて濟んで居たのに、殊更に佛教を採用する必要はないではないかと云ふ說である。物の始めて行はれるときには、必ず二樣の見解を下すことは何處にもある。一は好奇心に伴ふのと、一方は餘所に傚はない、所謂守舊思想保守思想とである。

是は宗教に限らず、必ず此の二樣の見解が生ずることは、丁度御維新から今日に至る迄、總ての事に就て一方には物好きな關係から盛んに之を歡迎するものと、一方には之を排斥する人とがあります。是は人情の常で御座います。一方は食はず嫌ひ、一方は珍らし物好きで、必ず二つの思想が衝突する。佛教の始めて日本に參つたときも、食はず嫌ひの思想と、珍らし物好きの說と二つ在つた。夫で欽明天皇の始めに於ては、どちらとも極まらず、好むものは奉ずるが可い、然らざるものは奉せぬが可いと云ふ事で、此の狀態が殆んど五代に亙つて居ります。

欽明天皇の次は敏達天皇●用明天皇●崇峻天皇●推古天皇と云ふやうに、欽明天皇から五代に亙つて居る。而して用明天皇の世卽ち聖德太子が政事を攝せられたときに、始めて「三寶を尊重せよ」と云ふ詔が出たのであります。此に至る迄殆んど五十何年かと記憶して居ります。所が其の五十年を經過する間に佛教は如何なるものであるか、佛教はどう云ふ所が長所であるか短所であるか、と云うやうなことが研究された。殊に聖德太子は惟り佛教を崇拜された計りでなく、儒道も御學び遊ばして、國體の上から歷史上の事も御調べになつて居る。彼を知り之を調へた上に於て、此の佛教の目的が日本に適する所以を御看破なされて「三寶を尊重せよ」と云ふことになつたのであります。故に之は唯々世の中に行はれるからと云ふやうなことでなく、又之が日本に今迄なかつたと云ふやうなことで之を尊重する道理もない。是は如何なる所から佛教を採用したかと云ふと、聖德太子が註を御書きになつた維摩經にも法華經にも其の理由を御示しになつて居る。現に夫れは大和の法隆寺に御座いまして、是等の經文は世の中に傳はつて居ります。又支那人が之を碎いて註釋を加へたと云ふ位のことで、是は最初

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は單純に外國にあるからと云ふやうな譯からでなく、上述の如き根底の固いものであるので、殆んど其の御時代から世々の朝廷に於かせられても、皆佛教には御崇拜が厚う御座いました。一々申せば限りもありませんが、其の中の一事を申しまするど、聖務天皇が大佛殿を御造りになり、或は日本全國に國分寺をお置きになり、或は弘仁帝は弘法大師に歸依して高野山を開かれ、或は桓武天皇は比叡山を御開きになりました等、殆んど歷代の天皇に於かせられて、盡く佛教を崇拜したと言ふても間違ひは無いやうで御座います。朝廷既に斯の如し、故に武官文官は勿論、王朝の盛んなる時は皆悉く佛教に信仰を傾けて居た。先づ其の中で文を以て申せば、文學の上では菅家●大江家、之が朝廷では文學の家柄で、菅家では菅原の道眞公、此の人は殆んど文學の神樣と謂つても宜しい。其の道眞公の文藻の中を拜見しますと菩薩々々と云ふことがあります。して視ると此の方は佛教を御崇拜されたに違ひない。又菅公自ら佛經を取捨遊ばされたことがあります。是を以て見ても佛教を御崇拜したことは能く判つて居ります。又大江家のことで御座いますと、大江匡房卿の御著述が御座います。斯の如く我が日本に於ても宗教思想が舊い時分から在つて、傳記迄も御認めになつたことがあります。夫れから武家の方では先づ國家の忠臣として、嗚呼忠臣楠氏と水戶黃門卿が謂はれた楠公の如きも、生前佛教を御崇拜遊ばしたことは、其の傳記の上に明かに殘つて居る。斯う云ふ有樣で、文學の人からも佛教を崇拜する、或は楠公の如き忠臣も佛教を以て思想を堅實にされたと云ふ有樣で、御維新前迄は殆んど佛教の排斥を企つることはなかつたので御座います。所が御維新前に成つて、一方に於ては幕府の衰へると倶に、一方に於ては尊王攘夷の說が盛んに行はれると同時に、夷狄を排斥すると云ふ所から、丁度韓退之の佛教は善くないと云ふ如く、尊王攘夷に續いて排佛と云ふことが、民間に盛んに行はれたことであります。

私共が二十二三の頃には彼方でも此方でも佛教の排斥を受ける。居ても立つても堪まらぬので今に忘れませぬ。所が其の佛教を排斥する人の口實がどうかと云ふと、此の佛教を信ずる者が國家の安危と云ふことに就いてどう云ふ考へを持つて居るか、人民の思想を導くにどう云ふ考へを持つて居るか洵に漠然として居る。と云ふ批難が最も盛んにありました。固より外國との交際の如きは其の時分には思ひも寄らぬことで、日本は久しく鎖國で御座いますから、外國と交際は成るべくしないと云ふ譯で、片端から擊ち拂へと云ふ淺墓な考を以つて居つた。佛教も印度から起つたものだからそれを崇拜する必要はない。斯う云ふやうな所から起つて來たので、隨分佛教を信ずる者も御座いましたけれども、世界の大勢が然うなりましたから、宗教の價値を認めるものが殆んど無いやうなことで御座います。其の中此の尊王と云ふ事柄は實に大切なことで、尊王の說が益々盛んに行はれたればこそ、今日明治に成つて皇威は萬國に輝くと云ふ結果を來したので、攘夷と云ふことになると、外國の船などは無暗に打ち拂ふと云ふことであるけれども、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事實夫れは行はれないから、御維新となると直ちに朝廷が外國と條約を結ぶ。攘夷のことは立消に成り、鎖國攘夷は變じて開港となり、交際を熾んにすると云ふことになつたが、排佛の問題はどうなつたかと云ふに、情けないことには、宗教思想が冷淡ですから、攘夷は一變しましたが排佛の傾きは今尙は殘つて居ります。併しながら朝廷に於ては深く此のことを考へて、排佛は朝廷の御趣意ではないと云ふやうな御沙汰を話したこともありましたけれども兎に角御維新當時には宗教の値を認めるものはありませぬ。其の時分に人々が寄り合つて宗教の話をするに、お前は如何なる宗教を信ずるかと言へば、宗教を信ずる必要が何處にあるかと云ふやうな有様で、文官の人も軍人も皆等しく宗教を信ずる必要は無いと云ふ風であつて、おれは無宗教だと云へば人が之を褒めそやすやうな有様で御座いました。私は宗教家として之を聞いて實に居ても起つも居られない。所が一つ今でも記憶して居ることがあります。夫れは私が明治五年に本山から外國に派遣された時のことで、本山では今日のやうに世の中が變つては、外國にも耶蘇教が弘まつて居るが、外國では此の宗教を如何に取扱つて居るか、宗教の思想が如何樣に行はれて居るか、然う云ふことを視察しなければならぬ、斯う云ふことから私は明治五年に二三の人と倶に、歐羅巴へ派遣の命を受けたのであります。彼地へ行つて英國に居る間に、丁度日本と正反對の話が現はれました。私が佛蘭西を經て英國に參り、英國に二年二ケ月程居りましたが、其の頃に日本から百名餘りも行つて居りましたが、其の時分に行つた人は少しも宗教思想の無い人で、日本から行つて居る者は皆無宗教で威張つて居た人であるが、英國の人は妙です、追々交際すると、國は何處だ、宗教は何を信ずる、と云ふことを必ず問ふ。私は之に答へて佛教を信ずると言つた。日本ならば佛教は何宗だと聞くが、此の宗旨の區別などは英國人にはまだ判りませぬ。佛教と云ふと釋尊の教と云ふことに解釋を致します。其譯は印度を英國が支配するやうに成つてから、印度には孟買、カルカツタ、マドラスと云ふ所に英國から役人を出して居るので、印度の情勢を能く知つて居る。印度には婆羅門教も行はれて能く佛教のことは判つて居る。夫故英國の人には佛教のことが一番能く判る。私は佛教だと云ふと然うかと謂つて敢て怪みませぬ。所が例の無宗教の先生が非常に困まつた。丁度私に訪ぬる通りに英國人が無宗教の先生に對して、お前さんは國は何處だ、宗教は何を信ずると尋ねた。例の無宗教を以て誇とする先生だから、此の問には甚だ返答に困つた。然うかと言つて耶蘇とも言へない。日本では私は無宗教でござるで通つたが、情けないことには外國では通用せぬ。無宗教―一定の宗教がないと云ふと、英國人が變な顏をして見る。そこで無宗教先生が私の方に訪ねて來た。どうも英國は妙な國だ、第一番には國を聞き、二番には宗教はどうだと云ふ、兎に角無宗教と答へると、變な顏をして眺める。今迄親切にして呉れた者も、夫れ以來疎遠になるやうな心持がする。是は一體どう云ふ譯であらうか、お前は知つて居るかと私に度々訪ねに來る。其處

で私は言うた、そんなら一つ聞きましやう、日本では宗教の有難いことを誰も耳を傾けないから私も默つて居るが、お前さんが尋ねるなら一つ話をしやう。第一に先づ宗教と云ふものは、今日で言へば超人的、人より以上に尊敬を拂ふ、人より以上に其の教を受ける、人より以上―或は之に名を附ければ神●佛と名を付ける。兎に角人間以上のもの、で、夫に對して自分の心は神に對して濟まぬ、佛に對して恐れる、是は神●佛を信しなければならぬ、と云ふやうなものが即ち宗教思想で、夫れが無いと人間は自分の力で何んでもやるといふことになる。其處で無宗教と云ふと變な男であると云ふことになる。第二には宗教には即ち前途―未來を考へることが何れの宗教にもある。生きて居る間はそれで可いが死後は如何、孔子も死んだらばどうであると云ふことを深く慮を廻らすと云はれた。之が即ち我が宗教だ。然るに若し無宗教となると、明日のことは何んでも構はない、今日さへあれば宜しいといふことになる。夫れで歐羅巴の人が無宗教を怪むのは、宗教のない人ならば「怖い者なしの跡構はず」と云ふことになる。即ち超人的のものを尊敬することを知らないで、人間程偉いものはないとなると怖いものはないことになる。又た未來はどうでも可いとなると跡構はずである。「怖い者なしの跡構はず」といふやうな人は「こいつ油斷のならぬ奴だ」と警戒するのは當然である。日本でこそ無宗教〳〵と云ふけれども、歐羅巴の人は「怖い者なしの跡構はず」と云ふやうな人とは、うつかり交際は出來ない、殊に顏色も毛色も違う、文明が與へられるか與へられぬかも疑問で、日本は野蠻ではないかと思ふて居る所に「怖い者なしの跡構はず」では、こいつ愈々油斷がならないとなる。故に諸君が遠ざけられるのは無理もないじやないか、と云ふと無宗教先生之を聞き「フウン」と頷いて「夫れでは是から少し佛教を聞かうか」と言ふので、今日に成つて然う云ふことを言つても無駄だ、マア宗教が大切だと云ふことは考へたら良からうと言つたことがありますが、是は今を去る四十年前のことで、其の當時日本に於て宗教の値打のないこと、一方は歐羅巴の宗教を尊むこと、正反對を成して居ることは、今に於て記憶に存して居るので御座います。是は昔計りではない、今日世の中には隨分「怖い者なしの跡構はず」の人もありましやう。けれども近來に至りましては、明治御維新とは大に趣を異にし、官途に居る人々も實業界の人々も、多少宗教と云ふものはやらなければならぬものだと云ふことを考へ、宗教は自分の心を安んずる安心立命の基となると云ふことは、近頃大分知れ亙つたやうで御座います。是は私が窃に喜ぶ所で、餘程其の思想が變つたと思ひます。夫れから見ると臺灣に御出になつて居る方々は、御維新當時に比して宗教思想が盛んであると思ふのであります。今度私が參つたに就ても、何んぞ話をして聞かせぬかと云ふ御望の出て來るのも、多少宗教に因縁のある方々が多いからと感じて居るのであります。私は是から佛教其の物と現時の思想、と云ふことの演題に移つて御話を致しませう。

現時の思想問題の中には色々のことが含んで居りませう。

政治思想も御座いませう、近頃個人主義とか或は社會主義とか、隨分色々なる思想が民間に行はれて居ります。個人思想或は社會思想は、一寸考へまするど何れも國家を大切にする思想に遠ざかるやうに思ひますが、個人主義と社會主義は謂はゞ反對になつて居る。個人主義は己れを知つて人は構はぬ。自分〳〵の一部を守れば可いと云ふことになり易いのである。けれども個人主義でも人は構はぬと云ふのではない、人に賴つて自分一人ではいけないから人の力を藉らなければならぬと云ふやうに薄弱なことではいかない。自分は自分の立脚地をしつかりしなければならぬ、と云ふ方面から個人主義を主張するのである。是にも大に味ひのあることゝ思ひます。世には人の御陰を蒙つて自分で獨立の思想のないものがあるが、自分の獨立と云ふことを尊重して、個人の立場を確かにすると云ふことに就いては、一概に却くべからざることゝ思ひます。けれども物には弊が生ずるから、其の獨立自尊で自分の足元を固めると同時に、人の事は構はないと云ふことになり易いので、然うすると個々別々になつて、國家の統治上に個人主義が大いに妨けを爲します。要するに個人主義には長所も短所もあると思ひます。一方の社會主義になると、多くの人と共々にして行くことは是は最も良い、決して社會と云ふものを形成することは惡いことではない。けれども動もすれば多くの者が一塊になつた社會を以て、國家に對して不穩なことがあつたり、或は夫れが機密を洩すと云ふやうなことに進むと、社會主義なるものが國家に弊害を及ぼすことは是は言ふ迄もない。斯う云ふやうな種々の思想が動きかけて居るのは、內地に於ても隨分色々と人の口に登り、又は新聞の端に現はれて居るのでも分ります。其處で吾々佛敎を奉ずるものは、現時の思想に向つて佛敎はどう云ふ地位を占めるか、どう云ふことを授くるものであるか、佛敎の國家社會に對する主義如何、と云ふことを明かに致しましたならば、成程佛敎は昔の高貴方は申すに及ばす、文武の人迄尊重したと云ふことで、此の佛敎が所謂世の中の正義人道と云ふものと關係する所が厚いものである、と云ふことが自からお判りになるだらうと思ひます。それを御話すれば既に宗敎の必要を感じてござる所に、我が佛敎は斯う云ふ所を以て敎とすると云ふことを申上げたならば、佛敎の世に益する所尠からざるを知らるゝことゝ思ひます。之が此の演題を設けた次第であります。直ちに佛敎の上で申上げれば可い譯でありますが、成るべく他の比例を以て御判りのやうに御話をします。

支那でも孔子の敎が、所謂偏ならざる之を中と云ひ易らさる之を庸と云ふ譯で、即ち中庸を守つて居る。所が人の思想は一番に變じ易いから、支那でも楊子墨子の道が世の中に行はれて居る。楊子•墨子の敎が世の中に行はれた所が、孟子は楊子はいかぬ、墨子はいかぬ、孔子の敎でなければならぬ、と云ふて楊墨を排した。之に就て禹が水を治めた功と、孟子が楊墨を排した功とを駢べて、甲乙あらずと述べてあります。禹が骨を折つてとう〳〵水利を明かにし、支那全體の水害を除いたことは、物質的には非常な働きだ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

楊墨の道が行はるれば聖人の道が閣くなる。そこで楊墨を排斥したのは、大禹聖人が洪水を治めたと其の功は同じだ、と申したのであります。所が楊子・墨子の説と云ふものが如何なるものかと云ふと、一方は個人主義に偏し、一方は社會主義に偏した。楊子は我か一己の爲にする個人主義を貫いた。丁度今日で言ふと個人主義なるものは楊子の説と同じてある。之に反して墨子の方は我も彼も愛する、名義は頗る結構ですが、其の代りに彼方も此方も分けなしになる。之が即ち社會主義である。楊子の我が爲に偏する個人の方にしても、墨子の社會の方に傾いても何れも弊がある。其の眞ん中に在る孔子の教は、我が爲にも偏せぬ、去らばと云ふて世の中の爲計りではない。中正にしてどちらにも傾かぬ、と云ふ所が孔子の世を治むる道である。孟子の楊墨を啓いた道である、と云ふことが支那の古代にも然う云はれて居る所であります。

そこで佛教に於ては「差別平等」と云ふことを申します。世の中の區別の立つて居る所から見ると、我と人との間には判然と差別があるから亂してはならぬ。併し乍ら餘り差別の一方に傾くと、人を推し除けるから今度は平等を失ふ。其處で吾々の佛教では「差別平等を妨げず」と云ふことを常に主張致します。それを今日の思想に應用すると、個人主義には偏せず、社會主義にも片寄つてはならぬ。人の人たる所以のものは然う云ふ所でないと云ふ所謂中道を守るのが、之が佛教の教である。此の佛教を現時の思想に當て嵌めると、個人主義にも社會主義にも片寄らぬ、と云ふのが即ち佛教の正義人道を明かにする所でありまして、孟子の楊墨を抑けた所と同一であります。之が即ち佛教の「差別平等を妨げず」と云ふことになるのであります。どうです世の中は平等と云ふ所から考へると、世の中は何處〳〵迄も平等である。臺灣に來ると夫れが一番に能く判ります。此の臺灣の人民を治めて、臺灣が寔に無事に治まると云ふことに就いては、內地から來て居る人は別であるが、本島人を推し除けることになれば臺灣は治まらぬ。生蕃は押し除けても良いと云ふことになれば、何時迄經つても別々である。吾々が臺灣に來るのも、望む所は移住の方々が本島の人と融和して少しも隔てのないやうに、吾々は均しく天皇陛下を載く人民と云ふ所から、內地も本島も生蕃も王化に浴するやうになつて、平等でなければならぬ。所が佛教で言ふと佛の心は平等で、即ち夫れが佛の大慈大悲で御座います。之を奉ずるものは佛の大慈大悲を行ふ。して視ると內地人自ら相互に親み合ふて行かなければならぬは勿論、本島人も又は如何なる生蕃と雖、誠を以て之を導く時分には、盡く王化に從ふやうになる。兎に角孟子は一視同仁の思召で、即ち佛教の上から謂へば大慈悲心を以てした。是が即ち平等門である。併しながら平等だからと言つて今日の如き有樣になると、其處には自から區別がある。是は同じ內地の人でも、人の親は我が親のやうにしない、人の兒は我が兒のやうには扱はない、其の間には我が親は我が親、我が兒は我が兒、人の兒は人の兒と、自から次第階級が備はつて居る。之が差別門で御座います。其處で平等差

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

別を妨げず、差別平等を妨げず、と云ふのが佛教の本旨でありますから、平等は生蕃に迄及ぼし、人類殘らず及ぼすのだけれども、一番手近い所の一家に就いて我が親を親とし、我が兒を兒とし、兄弟相親む所の根本を養はなければならぬ、自ら其の順序が立たなければならぬ、夫を最初から滅茶々々にしてはいけない。之を佛教では世の中のことは因縁に由ると申しますが、因縁には親しい因縁も疎い因縁もある。其の各々宜しきに從つて處置をするのが、因縁に隨ふ即ち隨縁と云ふ。此の差別が平等を妨げず、平等差別を妨げず、是は口丈けで旨いことを言ひますが、一樣に行くものでないと言ひますから、之を私が一言の下に說いて見ませう。夫れはどう云ふやうに平等差別を說くかと云ふに、譬へば水の如きものであります。水は天下の平らかなるもので、平等は水に如くものはありませぬ。それで建築をするには規矩準繩と言つて、準即ち水平機を以て平らにする。成程水は一杯の盃の中でも平らかである。縱し或る部分に高低はありましても、水其の物が太洋に充ちて居る狀態は矢張り平らで御座います。是は即ち平等の方である。所が水は平等のものであるが、海の底は深ひ淺いがあります。臺灣で視ると此の海峽に澎湖島と云ふ島が水平上に現はれて居るが、其の水底を繪に書けば如何の狀であらうか、高低深淺があつて決して一樣でない。即ち差別の有樣である。此の天の平等なる水が差別の甚だしい陸に滿ちた有樣は、深い所では深く、淺い所では淺く、高い所では高くて、元來の水は平らかでありますが、間々海の底の差別を妨げぬのである。又平等であると言うても、海の底迄平等には出來ない。差別は樣々で水は深い所淺い所に溜まつて居る。其の宜しきに應ずるのは水の平らかな所で、平等差別も其の通りである。丁度海底の水が自から深淺を爲すが如きもので、或は時に從ひ或は所に從うことも、又は意思の如何に依ることもあらう。其の差別は何れに居るも、何時も自分の根抵を失はないやうに、所謂佛の大慈平等の心を以て、自分の親に對するには親に對する誠を盡し、人の子と成つては孝に、人の父となつては子に對するの道を盡し、兄は兄たるの道を盡し、弟は弟たるの道を盡し、他人には他人に對する道を盡し、本島の人にも生蕃人にも色々樣々で、時に從ひ所に應ずる、併し心は別々でない、誠一つを平等に貫くと云ふことが、即ち差別平等を妨げずとなるので御座います。此の世の中の現代の思想が個人主義に傾いたと言ふても、佛教は個人主義を煽動しませぬ。宜しく人は此の世の中に處するに佛の誠の道を以て、人道の平和を妨げぬと云ふことを何處迄も貫かなければならぬ、と云ふことを吾々は深く信じて居る。さうして佛教の誠を貫くことになれば、世の中の現代の思想が或は危險或は偏狹な方に赴くことがあつても、我が佛が能く救うて人をして宜しきを得せしむることは、佛の御敎の如く行うていくことを深く信ずるので御座います。どうぞ是は一種超人的の所に信仰を置かれて戴きたい。そして宗敎と云ふものは尊むべきものであると信じて、無宗敎であると云ふやうな所に傾かず、愈々自分の奉ずるものを一つ信仰を固めて、其信仰を以て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

楊墨の道が行はるれば聖人の道が閉くなる。そこで楊墨を排斥したのは、大禹聖人が洪水を治めたと其の功は同じだ、と申したのであります。所が楊子・墨子の説と云ふものが如何なるものかと云ふと、一方は個人主義に偏し、一方は社會主義に偏した。楊子は我か一己の爲にする個人主義を貫いた。丁度今日で言ふと個人主義なるものは楊子の説と同じである。之に反して墨子の方は我も彼も愛する、名義は頗る結構ですが、其の代りに彼方も此方も分けなしになる。之が即ち社會主義である。楊子の我が爲に偏する個人の方にしても、墨子の社會の方に傾いても何れも弊がある。其の眞ん中に在る孔子の敎は、我が爲にも偏せぬ、去らばと云ふて世の中の爲計りではない。中正にしてどちらにも傾かぬ、と云ふ所が孔子の世を治むる道である。孟子の楊墨を啓いた道である、と云ふことが支那の古代にも然う云はれて居る所であります。

そこで佛敎に於ては「差別平等」と云ふことを申します。世の中の區別の立つて居る所から見ると、我と人との間には判然と差別があるから亂してはならぬ。併し乍ら餘り差別の一方に傾くと、人を推し除けるから今度は平等を失ふ。其處で吾々の佛敎では「差別平等を妨げず」と云ふことを常に主張致します。それを今日の思想に應用すると、個人主義には偏せず、社會主義にも片寄つてはならぬ。人の人たる所以のものは然う云ふ所でないと云ふ所謂中道を守るのが、之が佛敎の敎である。此の佛敎を現時の思想に當て嵌めると、個人主義にも社會主義にも片寄らぬ、と云ふのが即ち佛敎の正義人道を明かにする所でありまして、孟子の楊墨を抑けた所と同一であります。之が即ち佛敎の「差別平等を妨げず」と云ふことになるのであります。どうです世の中は平等と云ふ所から考へると、世の中は何處へ迄も平等である。臺灣に來ると夫れが一番に能く判ります。此の臺灣の人民を治めて、臺灣が寔に無事に治まると云ふことに就いては、內地から來て居る人は別であるが、本島人を推し除けることになれば臺灣は治まらぬ。生蕃は押し除けても良いと云ふことになれば、何時迄經つても別々である。吾々が臺灣に來るのも、望む所は移住の方々が本島の人と融和して少しも隔てのないやうに、吾々は均しく天皇陛下を載く人民と云ふ所から、內地も本島も生蕃も王化に浴するやうになつて、平等でなければならぬ。所が佛敎で言ふと佛の心は平等で、即ち夫れが佛の大慈大悲で御座います。之を奉ずるものは佛の大慈大悲を行ふ。して視ると內地人自ら相互に親み合ふて行かなければならぬは勿論、本島人も又は如何なる生蕃と雖、誠を以て之を導く時分には、盡く王化に從ふやうになる。兎に角孟子は一視同仁の思召で、即ち佛敎の上から謂へば大慈悲心を以てした。是が即ち平等門である。併しながら平等だからと言つて今日の如き有樣になると、其處には自から區別がある。是は同じ內地の人でも、人の親は我が親のやうにしない、人の兒は我が兒のやうには扱はない、其の間には我が親は我が親、我が兒は我が兒、人の兒は人の兒と、自から次第階級が備はつて居る。之が差別門で御座います。其處で平等差

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

別を妨げず、差別平等を妨げず、と云のが佛敎の本旨でありますから、平等は生蕃に迄及ぼし、人類殘らず及ぼすのだけれども、一番手近い所の一家に就いて我が親を親とし、我が兒を兒とし、兄弟相親む所の根本を養はなければならぬ、自ら其の順序が立たなければならぬ、夫を最初から滅茶々々にしてはいけない。之を佛敎では世の中のことは因緣に由ると申しますが、因緣には親しい因緣も疎い因緣もある。其の各々宜しきに從つて處置をするのが、因緣に隨ふ即ち隨緣と云ふ。此の差別が平等を妨げず、平等差別を妨げず、是は口丈けで旨いことを言ひますが、一樣に行くものでないと言ひますから、之を私が一言の下に説いて見ませう。夫れはどう云ふやうに平等差別を説くかと云ふに、譬へば水の如きものであります。水は天下の平らかなるもので、平等は水に如くものはありませぬ。それで建築をするには規矩準繩と言つて、準即ち水平機を以て平らにする。成程水は一杯の盃の中でも平らかである。縱し或る部分に高低はありましても、水其の物が太洋に充ちて居る狀態は矢張り平らで御座います。是は即ち平等の方である。所が水は平等のものであるが、海の底は深ひ淺いがあります。臺灣で視ると此の海峽に澎湖島と云ふ島が水平上に現はれて居るが、其の水底を繪に書けば如何の狀であらうか、高低深淺があつて決して一樣でない。即ち差別の有樣である。此の天の平等なる水が差別の甚だしい陸に滿ちた有樣は、深い所では深く、淺い所では淺く、高い所では高くて、元來の水は平らかでありますが、間々海の底の差別を妨けぬのである。又平等であると言うても、海の底迄平等には出來ない。差別は樣々で水は深い所淺い所に溜まつて居る。其の宜しきに應ずるのは水の平らかな所で、平等差別も其の通りである。丁度海底の水が自から深淺を爲すが如きもので、或は時に從ひ或は所に從うことも、又は意思の如何に依ることもあらう。其の差別は何れに居るも、何時も自分の根抵を失はないやに、所謂佛の大慈平等の心を以て、自分の親に對するには親に對する誠を盡し、人の子と成つては孝に、人の父となつては子に對するの道を盡し、兄は兄たるの道を盡し、弟は弟たるの道を盡し、他人には他人に對する道を盡し、本島の人にも生蕃人にも色々樣々で、時に從ひ所に應ずる、併し心は別々でない、誠一つを平等に貫くと云ふことが、即ち差別平等を妨げずとなるので御座います。此の世の中の現代の思想が個人主義に傾いたと言ふても、佛敎は個人主義を煽動しませぬ。宜しく人は此の世の中に處するに佛の誠の道を以て、人道の平和を妨げぬと云ふことを何處迄も貫かなければならぬ、と云ふことを吾々は深く信じて居る。さうして佛敎の誠を貫くことになれば、世の中の現代の思想が或は危險或は偏狹な方に赴くことがあつても、我が佛が能く救うて人をして宜しきを得せしむることは、佛の御敎の如く行うていくことを深く信ずるので御座います。どうぞ是は一種超人的の所に信仰を置かれて戴きたい。そして宗敎と云ふものは尊むべきものであると信じて、無宗敎であると云ふやうな所に傾かず、愈々自分の奉ずるものを一つ信仰を固めて、其信仰を以て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

楊墨の道が行はるれば聖人の道が開くなる。そこで楊墨を排斥したのは、大禹聖人が洪水を治めたと其の功は同じだ、と申したのであります。所が楊子・墨子の說と云ふものが如何なるものかと云ふと、一方は個人主義に偏し、一方は社會主義に偏した。楊子は我か一己の爲にする個人主義を貫いた。丁度今日で言ふと個人主義なるものは楊子の說と同じてある。之に反して墨子の方は我も彼も愛する、名義は頗る結構ですが、其の代りに彼方も此方も分けなしになる。之が卽ち社會主義である。楊子の我が爲に偏する個人の方にしても、墨子の社會の方に傾いても何れも弊がある。其の眞ん中に在る孔子の敎は、我が爲にも偏せぬ、去らばと云ふて世の中の爲計りではない。中正にしてどちらにも傾かぬ、と云ふ所が孔子の世を治むる道である。孟子の楊墨を啓いた道である、と云ふことが支那の古代にも然う云はれて居る所であります。

そこで佛敎に於ては「差別平等」と云ふことを申します。世の中の區別の立つて居る所から見ると、我と人との間には判然と差別があるから亂してはならぬ。併し乍ら餘り差別の一方に傾くと、人を推し除けるから今度は平等を失ふ。其處で吾々の佛敎では「差別平等を妨けず」と云ふことを常に主張致します。それを今日の思想に應用すると、個人主義には偏せず、社會主義にも片寄つてはならぬ。人の人たる所以のものは然う云ふ所でないと云ふ所謂中道を守るのが、之が佛敎の敎である。此の佛敎を現時の思想に當て嵌めると、個人主義にも社會主義にも片寄らぬ、と云ふのが卽ち佛敎の正義人道を明かにする所でありまして、孟子の楊墨を却けた所と同一であります。之が卽ち佛敎の「差別平等を妨げず」と云ふことになるのであります。どうです世の中は平等と云ふ所から考へると、世の中は何處〳〵迄も平等である。臺灣に來ると夫れが一番に能く判ります。此の臺灣の人民を治めて、臺灣が寔に無事に治まると云ふことに就いては、內地から來て居る人は別であるが、本島人を推し除けることになれば臺灣は治まらぬ。生蕃は押し除けても良いと云ふことになれば、何時迄經つても別々である。吾々が臺灣に來るのも、望む所は移住の方々が本島の人と融和して少しも隔てのないやうに、吾々は均しく天皇陛下を戴く人民と云ふ所から、內地も本島も生蕃も王化に浴するやうになつて、平等でなければならぬ。所が佛敎で言ふと佛の心は平等で、卽ち夫れが佛の大慈大悲で御座います。之を奉ずるものは佛の大慈大悲を行ふ。して視ると內地人自ら相互に親み合ふて行かなければならぬは勿論、本島人も又は如何なる生蕃と雖、誠を以て之を導く時分には、盡く王化に從ふやうになる。兎に角孟子は一視同仁の思召で、卽ち佛敎の上から謂へば大慈悲心を以てした。是が卽ち平等門である。併しながら平等だからと言つて今日の如き有樣になると、其處には自から區別がある。是は同じ內地の人でも、人の親は我が親のやうにしない、人の兒は我が兒のやうには扱はない、其の間には我が親は我が親、我が兒は我が兒、人の兒は人の兒と、自から次第階級が備はつて居る。之が差別門で御座います。其處で平等差

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

別を妨げず、差別平等を妨げず、と云のが佛敎の本旨でありますから、平等は生蕃に迄及ぼし、人類殘らず及ぼすのだけれども、一番手近い所の一家に就いて我が親を親とし、我が兒を兒とし、兄弟相親む所の根本を養はなければならぬ、自ら其の順序が立たなければならぬ、夫を最初から滅茶々々にしてはいけない。之を佛敎では世の中のことは因緣に由ると申しますが、因緣には親しい因緣も疎い因緣もある。其の各々宜しきに從つて處置をするのが、因緣に隨ふ卽ち隨緣と云ふ。此の差別が平等を妨げず、平等差別を妨げず、是は口丈けで旨いことを言ひますが、一樣に行くものでないと言ひますから、之を私が一言の下に說いて見ませう。夫れはどう云ふやうに平等差別を說くかと云ふに、譬へば水の如きものであります。水は天下の平らかなるもので、平等は水に如くものはありませぬ。それで建築をするには規矩準繩と言つて、準卽ち水平機を以て平らにする。成程水は一杯の盃の中でも平らかである。縱し或る部分に高低はありましても、水其の物が太洋に充ちて居る狀態は矢張り平らで御座います。是は卽ち平等の方である。所が水は平等のものであるが、海の底は深ひ淺いがあります。臺灣で視ると此の海峽に澎湖島と云ふ島が水平上に現はれて居るが、其の水底を繪に書けば如何の狀であらうか、高低深淺があつて決して一樣でない。卽ち差別の有樣である。此の天の平等なる水が差別の甚だしい陸に滿ちた有樣は、深い所では深く、淺い所では淺く、高い所では高くて、元來の水は平らかでありますが、間々海の底の差別を妨けぬのである。又平等であると言うても、海の底迄平等には出來ない。差別は樣々で水は深い所淺い所に溜まつて居る。其の宜しきに應ずるのは水の平らかな所で、平等差別も其の通りである。丁度海底の水が自から深淺を爲すが如きもので、或は時に從ひ或は所に從うことも、又は意思の如何に依ることもあらう。其の差別は何れに居るも、何時も自分の根抵を失はないやうに、所謂佛の大慈平等の心を以て、自分の親に對するには親に對する誠を盡し、人の子と成つては孝に、人の父となつては子に對するの道を盡し、兄は兄たるの道を盡し、弟は弟たるの道を盡し、他人には他人に對する道を盡し、本島の人にも生蕃人にも色々樣々で、時に從ひ所に應ずる、併し心は別々でない、誠一つを平等に貫くと云ふことが、卽ち差別平等を妨げずとなるので御座います。此の世の中の現代の思想が個人主義に傾いたと言ふても、佛敎は個人主義を煽動しませぬ。宜しく人は此の世の中に處するに佛の誠の道を以て、人道の平和を妨げぬと云ふことを何處迄も貫かなければならぬ、と云ふことを吾々は深く信じて居る。さうして佛敎の誠を貫くことになれば、世の中の現代の思想が或は危險或は偏狹な方に赴くことがあつても、我が佛が能く救うて人をして宜しきを得せしむることは、佛の御敎の如く行うていくことを深く信ずるので御座います。どうぞ是は一種超人的の所に信仰を置かれて戴きたい。そして宗敎と云ふものは尊むべきものであると信じて、無宗敎であると云ふやうな所に傾かず、愈々自分の奉ずるものを一つ信仰を固めて、其信仰を以て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

DS
895
.F7
T135
1919
Mar.-May
Japanese BP.
Library of
Congress
068098 1952

大正元年九月二十日第三種郵便物認可
大正八年三月十五日發行（毎月一回十五日發行）

臺灣時報

第百十二號

大正八年三月十五日

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
MAR
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LTD.

目次

佛教と現時の思想問題……赤松連城…一
印度旅行談……文學士 小川尚義…一〇
米國見聞談……理學士 大島正滿…一八
側面より觀たる清朝治下の臺灣 蕉鹿夢…二九
支那事情……三三
南洋事情……三五
彙報……三六
漢文時報……三九—四八
▼論臺灣法治▼論戰後世界變革▼臺灣後生輩之幸福▼貧民之福音▼華南銀行創立總會▼詩觀

OSTASIATISCHES WIRTSCHAFTSARCHIV TOKIO
St.
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局
Nr. 6591
ZWEIG-BUREAU DER SÜDMANDSCHUREI-EISENBAHN A.G.

東洋協會臺灣支部

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎東洋協會臺灣支部役員氏名（イロハ順）

支部長　下村宏

支部副長　高田元治郎

幹事長　櫻井鐵太郎

幹事

池田常吉　石井光次郎　片山秀太郎
鎌田正威　辰野龜雄　野呂寧
隈本繁吉　楠正秋　阿部滂
菊池武芳　北村吉之助

評議員

飯田章　伊東義路　磯造次郎
稻垣長次郎　池田常吉　石井光次郎
石川昌次　市來半次郎　石丸長城
原登喜次　原鶴次郎　橋本貞夫
服部仁藏　羽鳥精一　新元鹿之助
富島元治　富地近思　張之遠
陳中和　陳柱痌　陳鴻鳴
陳信齋　李景盛　林澤桑
林月汀　林熊徵　林鶴壽
林儀鳳　林爾嘉　王慶忠
川原義太郎　片山秀太郎　賀來佐賀太郎
加福豐次　鎌田正威　高橋辰次郎
高田元治郎　高山仰　高木友枝
立川進　谷野格　辰野龜男
相馬半治　中川小十郎　中村啓次郎
藍高川　武藤針五郎　野呂寧
菅野眷三郎　隈本繁吉　楠正秋
山移定政　山下秀實　山本悌二郎
槇哲　丸田治太郎　松本徒爾
小畑駒三　吳汝祥　洪以南
古賀三千人　小松吉久　小松楠彌
辜顯榮　吳昌才　枝德二
赤石定藏　阿部滂　荒井泰治
相賀照鄉　相川茂鄉　佐藤德治
蔡蓮舫　坂本素魯哉　佐田家年
楢瀬軍之佐　櫻井鐵太郎　齋藤愛二
許廷光　許梓桑　木村通
木村匡　木村久太郎　木下新三郎
菊池武芳　北村吉之助　湯地幸平
南新吾　三村三平　御厨規三
徐杰夫　謝鷗搏　白莊司芳之助
下坂藤太郎　廣瀬吉郎　角源泉
末松偕一郎

地方委員長

臺北　富島元治　宜蘭　小松吉久　桃園　武藤針五郎
新竹　高山仰　臺中　三村三平　南投　御厨規三
嘉義　相賀照鄉　臺南　枝德二　阿緱　齋藤愛二
臺東　市來半次郎　花蓮港　飯田章　澎湖　相川茂鄉

事務部

常任幹事

石井光次郎　片山秀太郎　鎌田正威
辰野龜雄　野呂寧　阿部滂
菊池武芳

庶務委員

森永信光　渡木利平　執行碩二

會計委員

藤代三九三　菱村彥十郎　石原研吉

編輯部

野呂寧　片山秀太郎　藤田捨次郎
中野顧三郎

常務係

主事　中野顧三郎　書記　伊藤僑之助

臺灣時報　第百十二號

佛教と現時の思想問題

赤松連城師

此一編は去月二十五日臺北城南小學校に於ける東洋協會臺灣支部、臺灣警察協會、臺灣教育會聯合主催講演會に於て赤松連城師の講演せられたるものゝ速記錄にして片山法學士の開會辭をも添へたり

片山法學士の開會辭

昔孔子の門弟は其數多くして天下に滿ちて居ました。而して四書六藝に通するもの三千餘人。然るに孔子は顏淵一人而己を以て道を好むものと爲して居つたさうであります。此の事を以て見ても、道を學び道を好むと云ふことが餘程困難である、と云ふことが想像される次第であります。

抑も天地は精を集む。而して五行の最も優くれたるものを以て造つたのが人間であると云ふ話である。其處で人間の中心と云ふものは眞にして靜と云ふことになる。誠であつて靜かと云ふ意味であります。然るに此の眞にして靜なる人間の中心が、動もすれば外界の刺戟の爲めに其の靜を失ひ、玆に始めて動態に移るのである。動態に移つたときは卽ち七情が起つて來るのであります。七情とは卽ち喜、怒、哀、樂、愛、惡、欲であります。而して知者は此の七情を克く制するが故に中心を失はない。天地の道を失はない。然るに物を知らざる人は、其の七情の慾に負けるが故に、常軌を逸して中心を離れることになる。其處で聖人は常に中心を失ふ勿れ、と云ふことを敎へて居るのであります。中心を失はないとは、其の最も始めに天より授けられたる所の眞にして靜かなる姿を忘れるなと云ふことである。是れは造次にも顚沛にも之を怠つてはならない所であります。而して顏淵の道を好むと云ふのは、卽ち眞にして靜である所のものを注意した、と云ふに過ぎないのであります。

翻つて我が帝國の過去半世紀に亘る發達の跡を調べて見ますと、所謂物質文明は餘程發達をして居るのでありますが、是に伴ふ丈けの精神的文明は、必ずしも十分であるとは謂はれないやうにあります、然るに今日では時勢が段々變化して、此の精神的文明の發達に向つて、漸次強き要求が促がされて居るやうに承知して居る次第であります。而して精神的文明の發達向上は、各人が其の意

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を誠にし、其の中心を誠にすることより起るのであります。中心が誠であれば行は果斷である。中心が誠であれば守る所が確かである。斯の如くして其の身治り、其の國は平かになる次第であります。此度赤松連城師衆望を荷うて本島に錫を飛ばされたることは、此の偉大なる社會の要求に應ぜんが爲であると私は信じて居るのであります。師の巡錫に依つて我が臺灣多數の住民が其の心を誠にするの端緒を得、將來精神界の向上發展に資することがありましたならば、而して私は必ず效果のあることを信じますが、實に人類文明の上に於て尠なからざる幸福である、と云ふことを疑はないのであります。同師は著臺匆々諸般の事務に多忙であらせらるゝにも拘はらず、吾々の求むる所を納れられ、特に本日此の席に於て御講演下さることに就ては、諸君と倶に厚く感謝の意を表する次第であります。何卒今私が述べたやうな點に於て、充分御清聽あらんことを希望して開會の辭と致します。

只今開會の辭として御述べになりましたことは、如何にも其の言葉の如く、日本の物質的の文明は日々に進んだが、精神的の文明は之に伴ふ譯に行かない、是は大に心を留むべしと云ふ御話で、吾々は之に感服致しまする所で御座います。此の事に就いて私が此處で御話を申上げることが、其の問題に觸れて益する所があるか否かは　自から顧みて敢て當らぬことゝ思ひます。されど既に斯く御招きに預つて見れば、自分の思ふ丈けのことは腹藏なく申上げなければ、私に於ても安んぜぬ譯で御座いますから、聊か自分の感する所を述べて諸君の清聽を瀆す譯で御座います。世が進むと云ふことは物質の文明は申す迄もないが、精神的の文明も之に伴はねばならぬ。內地に於ても維新當時から僅に五十年であるけれども、其の進歩の迹を顧みると殆ど隔世の感があることは皆さんも御承知の通りで、隨つて臺灣が新版圖に歸して二十五年でありますけれども、物質的には殆んど雲泥の差を爲して居る。併しながら思想の移り變りが如何と云うと、變つて居るには違ひないけれども、善く變つて居ることもありませうが、或は其の中に於て惡い傾がないとも限りませぬ。之が最も大切なことであらうと思ひます。今日玆に私の御話を申上げやうと存じまするのは、佛敎と現時の思想問題と云ふことで、皆さん方にも各々御考がありませうが、今日の思想はどう云ふ方面に向つて動きつゝあるか、其の動きつゝある思想が益々世の中を平らかにすると云ふ方に傾きまするか、又或は其の中に幾分でも危險なる思想はありますまいか、是等は深く皆さんの御考の在らせらるゝことゝ存じます。是は吾々が申す迄もなく、有識の御方〳〵は是ではならぬとか、斯くてはいかぬとか云ふことは、各々御說のあることですが、私は自分の奉ずる宗敎即ち佛敎の上から、今日の現時の思想問題に、どう云ふやうに觸れるか、佛敎者は如何に心得て善きか、どう云ふやうに働かねばならぬか、と云ふことを御話し申します。

之を御話するに就て少しく昔に遡るけれども、明治維新の當時吾々の宗敎は一時非常に衰頽を來したのであります。固より佛敎の日本に行はれたことは、最も久しい歴史を持

つて居る。申す迄もなく欽明天皇の御世に、今の朝鮮の百濟から我が日本に參りましたので、然し夫れは献じたと云ふ丈けで、其前我日本には三韓との間に往來した結果、日本の人も佛敎に信仰を有つて居たので、欽明天皇の前に佛敎は既に日本に這入つて居たのである。然し朝廷に於て之を御取扱になることはなかつたのである。所が欽明天皇の御世に百濟から佛經を献上したことに就いて、是はどう取扱うかと云ふことを臣下に御尋ねになつた。所が其の當時說が二つに岐れた。其の譯は一方からは經文にもある通り、何れの國にも佛敎は行はれて、印度から支那に傳はり、其の支那も一代や二代ではない、晋の世にも隋の世にも擴かつてある。色々革命の如きものは在つても、何れの代にも行はれて居る。斯の如く何れの國に於ても、何れの世に於ても之を受入れてある宗敎だから、日本に於ても之を入れるが宜しい。詰り餘所の振合に慣つて之を採用する一說と、今一方には日本には今日迄然う云ふものはなくても濟んだ。佛敎は日本には是迄無くて濟んで居たのに、殊更に佛敎を採用する必要はないではないかと云ふ說である。物の始めて行はれるときには、必ず二樣の見解を下すことは何處にもある。一は好奇心に伴ふのと、一方は餘所に倣はない、所謂守舊思想保守思想とである。

是は宗敎に限らず、必ず此の二樣の見解が生ずることは、丁度御維新から今日に至る迄、總ての事に就て一方には物好きな關係から盛んに之を歡迎するものと、一方には之を排斥する人とがあります。是は人情の常で御座います。一方は食はず嫌ひ、一方は珍らし物好きで、必ず二つの思想が衝突する。佛敎の始めて日本に參つたときも、食はず嫌ひの思想と、珍らし物好きの說と二つ在つた。夫で欽明天皇の始めに於ては、どちらとも極まらず、好むものは奉ずるが可い、然らざるものは奉ぜぬが可いと云ふ事で、此の狀態が殆んど五代に亙つて居ります。

欽明天皇の次は敏達天皇・用明天皇・崇峻天皇・推古天皇と云ふやうに、欽明天皇から五代に亙つて居る。而して用明天皇の世即ち聖德太子が政事を攝せられたときに、始めて「三寶を尊重せよ」と云ふ詔が出たのであります。此に至る迄殆んど五十何年かと記憶して居ります。所が其の五十年を經過する間に佛敎は如何なるものであるか、佛敎はどう云ふ所が長所であるか短所であるか、と云うやうなことが研究された。殊に聖德太子は惟り佛敎を崇拜された計りでなく、儒道も御學び遊ばして、國體の上から歷史上の事も御調べになつて居る。彼を知り之を調べた上に於て、此の佛敎の目的が日本に適する所以を御看破なされて「三寶を尊重せよ」と云ふことになつたのであります。故に之は唯、世の中に行はれるからと云ふやうなことでなく、又之が日本に今迄なかつたと云ふやうなことで之を尊重する道理もない。是は如何なる所から佛敎を採用したかと云ふと、聖德太子が註を御書きになつた維摩經にも法華經にも其の理由を御示しになつて居る。現に夫れは大和の法隆寺に御座いまして、是等の經文は世の中に傳はつて居ります。又支那人が之を碎いて註釋を加へたと云ふ位のことで、是は最初

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で私は言うた、そんなら一つ聞きましやう、日本では宗教の有難いことを誰も耳を傾けないから私も默つて居るが、お前さんが尋ねるなら一つ話をしやう。第一に先づ宗教と云ふものは、今日で言へば超人的、人より以上に尊敬を拂ふ、人より以上に其の教を受ける、人より以上―或は之に名を附ければ神・佛と名を付ける。兎に角人間以上のもので、夫に對して自分の心は神に對して濟まぬ、佛に對して恐れる、是は神・佛を信しなければならぬ、と云ふやうなものが即ち宗教思想で、夫れが無いと人間は自分の力で何んでもやるといふことになる。其處で無宗教と云ふと變な男であると云ふことになる。第二には宗教には即ち前途―未來を考へることが何れの宗教にもある。生きて居る間はそれで可いが死後は如何、孔子も死んだらばどうであると云ふことを深く慮を廻らすと云はれた。之が即ち我が宗教だ。然るに若し無宗教となると、明日のことは何んでも構はない、今日さへあれば宜しいといふことになる。夫れで歐羅巴の人が無宗教を怪むのは、宗教のない人ならば「怖い者なしの跡構はず」と云ふことになる。即ち超人的のものを尊敬することを知らないで、人間程偉いものはないとなると怖いものはないことになる。又た未來はどうでも可いとなると跡構はずである。「怖い者なしの跡構はず」といふやうな人は「こいつ油斷のならぬ奴だ」と警戒するのは當然である。日本でこそ無宗教〳〵と云ふけれども、歐羅巴の人は「怖い者なしの跡構はず」と云ふやうな人とは、うつかり交際は出來ない、殊に顏色も毛色も違う、文明が與へられるか與へられぬかも疑問で、日本は野蠻ではないかと思ふて居る所に「怖い者なしの跡構はず」では、こいつ愈々油斷がならないとなる。故に諸君が遠ざけられるのは無理もないじやないか、と云ふと無宗教先生之を聞き「フウン」と頷いて「夫れでは是から少し佛教を聞かうか」と言ふので、今日に成つて然う云ふことを言つても無駄だ、マア宗教が大切だと云ふことは考へたら良からうと言つたことがありますが、是は今を去る四十年前のことで、其の當時日本に於て宗教の値打のないこと、一方は歐羅巴の宗教を尊むこと、正反對を成して居ることは、今に於て記憶に存して居るので御座います。是は昔計りではない、今日世の中には隨分「怖い者なしの跡構はず」の人もありましやう。けれども近來に至りましては、明治御維新とは大に趣を異にし、官途に居る人々も實業界の人々も、多少宗教と云ふものはやらなければならぬものだと云ふことを考へ、宗教は自分の心を安んずる安心立命の基となると云ふことは、近頃大分知れ亙つたやうで御座います。是は私が竊に喜ぶ所で、餘程其の思想が變つたと思ひます。夫れから見ると臺灣に御出になつて居る方々は、御維新當時に比して宗教思想が盛んであると思ふのであります。今度私が參つたに就ても、何んぞ話をして聞かせぬかと云ふ御望の出て來るのも、多少宗教に因縁のある方々が多いからと感じて居るのであります。私は是から佛教其の物と現時の思想、と云ふことの演題に移つて御話を致しませう。

現時の思想問題の中には色々のことが含んで居りませう。

政治思想も御座いませう、近頃個人主義とか或は社會主義とか、隨分色々なる思想が民間に行はれて居ります。個人思想或は社會思想は、一寸考へますると何れも國家を大切にする思想に遠ざかるやうに思ひますが、個人主義と社會主義は謂はゞ反對になつて居る。個人主義は己れを知つて人は構はぬ。自分〳〵の一部を守れば可いと云ふことになり易いのである。けれども個人主義でも人は構はぬと云ふのではない、人に賴つて自分一人ではいけないから人の力を藉らなければならぬと云ふやうに薄弱なことではいかない。自分は自分の立脚地をしつかりしなければならぬ、と云ふ方面から個人主義を主張するのである。是にも大に味ひのあることゝ思ひます。世には人の御陰を蒙つて自分で獨立の思想のないものがあるが、自分の獨立と云ふことを尊重して、個人の立場を確かにすると云ふことに就いては、一概に却くべからざることゝ思ひます。けれども物には弊が生ずるから、其の獨立自尊で自分の足元を固めると同時に、人の事は構はないと云ふことになり易いので、然うすると個々別々になつて、國家の統治上に個人主義が大いに妨けを爲します。要するに個人主義には長所も短所もあると思ひます。一方の社會主義になると、多くの人と共々にして行くことは是は最も良い、決して社會と云ふものを形成することは惡いことではない。けれども動もすれば多くの者が一塊になつた社會を以て、國家に對して不穩なことがあつたり、或は夫れが機密を洩すと云ふやうなことに進むと、社會主義なるものが國家に弊害を及ぼすことは是は言ふ迄もない。斯う云ふやうな種々の思想が動きかけて居るのは、内地に於ても隨分色々と人の口に登り、又は新聞の端に現はれて居るのでも分ります。其處で吾々佛教を奉ずるものは、現時の思想に向つて佛教はどう云ふ地位を占めるか、どう云ふことを授くるものであるか、佛教の國家社會に對する主義如何、と云ふことを明かに致しましたならば、成程佛教は昔の高貴方は申すに及ばす、文武の人迄尊重したと云ふことで、此の佛教が所謂世の中の正義人道と云ふものと關係する所が厚いものである、と云ふことが自からお判りになるだらうと思ひます。それを御話すれば既に宗教の必要を感じてござる所に、我が佛教は斯う云ふ所を以て教とすると云ふことを申上げたならば、佛教の世に裨する所尠からざるを知らるゝことゝ思ひます。之が此の演題を設けた次第であります。直ちに佛教の上で申上げれば可い譯でありますが、成るべく他の比例を以て御判りのやうに御話をします。

支那でも孔子の教が、所謂偏ならざる之を中と云ひ易らざる之を庸と云ふ譯で、卽ち中庸を守つて居る。所が人の思想は一番に變じ易いから、支那でも楊子墨子の道が世の中に行はれて居る。楊子・墨子の教が世の中に行はれた所が、孟子は楊子はいかぬ、墨子はいかぬ、孔子の教でなければならぬ、と云ふて楊墨を排した。之に就て禹が水を治めた功と、孟子が楊墨を排した功とを駢べて、甲乙あらずと述べてあります。禹が骨を折つてとう〳〵水利を明かにし、支那全體の水害を除いたことは、物質的には非常な働きだ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

楊墨の道が行はるれば聖人の道が闇くなる。そこで楊墨を排斥したのは、大禹聖人が洪水を治めたと其の功は同じだ、と申したのであります。所が楊子・墨子の說と云ふものが如何なるものかと云ふと、一方は個人主義に偏し、一方は社會主義に偏した。楊子は我か一己の爲にする個人主義を貫いた。丁度今日で言ふと個人主義なるものは楊子の說と同じてある。之に反して墨子の方は我も彼も愛する、名義は頗る結構ですが、其の代りに彼方も此方も分けなしになる。之が卽ち社會主義である。楊子の我が爲に偏する個人の方にしても、墨子の社會の方に傾いても何れも弊がある。其の眞ん中に在る孔子の敎は、我が爲にも偏せぬ、去らばと云ふて世の中の爲計りではない。中正にしてどちらにも傾かぬ、と云ふ所が孔子の世を治むる道である。孟子の楊墨を啓いた道である、と云ふことが支那の古代にも然う云はれて居る所であります。

そこで佛敎に於ては「差別平等」と云ふことを申します。世の中の區別の立つて居る所から見ると、我と人との間には判然と差別があるから亂してはならぬ。併し乍ら餘り差別の一方に傾くと、人を推し除けるから今度は平等を失ふ。其處で吾々の佛敎では「差別平等を妨けず」と云ふことを常に主張致します。それを今日の思想に應用すると、個人主義には偏せず、社會主義にも片寄つてはならぬ。人の人たる所以のものは然う云ふ所でないと云ふ所謂中道を守るのが、之が佛敎の敎である。此の佛敎を現時の思想に當て嵌めると、個人主義にも社會主義にも片寄らぬ、と云ふのが卽ち佛敎の正義人道を明かにする所でありまして、孟子の楊墨を抑けた所と同一であります。之が卽ち佛敎の「差別平等を妨けす」と云ふことになるのであります。どうです世の中は平等と云ふ所から考へると、世の中は何處く迄も平等である。臺灣に來ると夫れが一番に能く判ります。此の臺灣の人民を治めて、臺灣が寔に無事に治まると云ふことに就いては、內地から來て居る人は別であるが、本島人を推し除けることになれば臺灣は治まらぬ。生蕃は押し除けても良いと云ふことになれば、何時迄經つても別々である。吾々が臺灣に來るのも、望む所は移住の方々が本島の人と融和して少しも隔てのないやうに、吾々は均しく天皇陛下を載く人民と云ふ所から、內地も本島も生蕃も王化に浴するやうになつて、平等でなければならぬ。所が佛敎で言ふと佛の心は平等で、卽ち夫れが佛の大慈大悲で御座います。之を奉ずるものは佛の大慈大悲を行ふ。して視ると內地人自ら相互に親み合ふて行かなければならぬは勿論、本島人も又は如何なる生蕃と雖、誠を以て之を導く時分には、盡く王化に從ふやうになる。兎に角孟子は一視同仁の思召で、卽ち佛敎の上から謂へば大慈悲心を以てした。是が卽ち平等門である。併しながら平等だからと言つて今日の如き有樣になると、其處には自から區別がある。是は同じ內地の人でも、人の親は我が親のやうにしない、人の兒は我が兒のやうには扱はない、其の間には我が親は我が親、我が兒は我が兒、人の兒は人の兒と、自から次第階級が備はつて居る。之が差別門で御座います。其處で平等差

別を妨げず、差別平等を妨げず、と云のが佛教の本旨でありますから、平等は生蕃に迄及ぼし、人類殘らず及ぼすのだけれども、一番手近い所の一家に就いて我が親を親とし、我が兒を兒とし、兄弟相親む所の根本を養はなければならぬ、自ら其の順序が立たなければならぬ、夫を最初から滅茶々々にしてはいけない。之を佛教では世の中のことは因緣に由ると申しますが、因緣には親しい因緣も疎い因緣もある。其の各々宜しきに從つて處置をするのが、因緣に隨ふ即ち隨緣と云ふ。此の差別が平等を妨げず、平等差別を妨げず、是は口丈けで旨いことを言ひますが、一樣に行くものでないと言ひますから、之を私が一言の下に說いて見ませう。夫れはどう云ふやうに平等差別を說くかと云ふに、譬へば水の如きものであります。水は天下の平らかなるもので、平等は水に如くものはありませぬ。それで建築をするには規矩準繩と言つて、準即ち水平機を以て平らにする。成程水は一杯の盃の中でも平らかである。縱し或る部分に高低はありましても、水其の物が太洋に充ちて居る狀態は矢張り平らで御座います。是は即ち平等の方である。所が水は平等のものであるが、海の底は深ひ淺いがあります。臺灣で視ると此の海峽に澎湖島と云ふ島が水平上に現はれて居るが、其の水底を繪に書けば如何の狀であらうか、高低深淺があつて決して一樣でない。即ち差別の有樣である。此の天の平等なる水が差別の甚だしい陸に滿ちた有樣は、深い所では深く、淺い所では淺く、高い所では高くて、元來の水は平らかでありますが、間々海の底の差別を妨げぬのである。又平等であると言うても、海の底迄平等には出來ない。差別は樣々で水は深い所淺い所に溜まつて居る。其の宜しきに應ずるのは水の平らかな所で、平等差別も其の通りである。丁度海底の水が自から深淺を爲すが如きもので、或は時に從ひ或は所に從ふことも、又は意思の如何に依ることもあらう。其の差別は何れに居るも、何時も自分の根抵を失はないやうに、所謂佛の大慈平等の心を以て、自分の親に對するには親に對する誠を盡し、人の子と成つては孝に、人の父となつては子に對するの道を盡し、兄は兄たるの道を盡し、弟は弟たるの道を盡し、他人には他人に對する道を盡し、本島の人にも生蕃人にも色々樣々で、時に從ひ所に應ずる、併し心は別々でない、誠一つを平等に貫くと云ふことが、即ち差別平等を妨げずとなるので御座います。此の世の中の現代の思想が個人主義に傾いたと言ふても、佛教は個人主義を煽動しませぬ。宜しく人は此の世の中に處するに佛の誠の道を以て、人道の平和を妨げぬと云ふことを何處迄も貫かなければならぬ、と云ふことを吾々は深く信じて居る。さうして佛教の誠を貫くことになれば、世の中の現代の思想が或は危險或は偏狹な方に赴くことがあつても、我が佛が能く救うて人をして宜しきを得せしむることは、佛の御教の如く行うていくことを深く信ずるので御座います。どうぞ是は一種超人的の所に信仰を置かれて戴きたい。そして宗教と云ふものは尊むべきものであると信じて、無宗教であると云ふやうな所に傾かず、愈々自分の奉ずるものを一つ信仰を固めて、其信仰を以て

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

世の中に處し、時に從ひ所に從ひ能く平和を保つやうに、十分に思想を鞏固にしなければならぬこと、思ひます。廣く言へば人が世の中に生きる精神は此所にある、といふことを私は深く信じて疑はないのであります。自分では其の精神を失はぬ積りでありますけれども、或は要領を得ぬかも知れませぬ。夫れは私の申し樣が惡いので、どうか御推察を下すつて、此の尊き宗教を以て國家に盡したいと云ふ精神を御諒察を願ひます。貴重な時間を費して甚だ申譯がありませんが、是で御免を蒙ります。(完)

印度旅行談

文學士　小川尙義

本篇及次の大島理學士の米國見聞談は曩の日城南小學校に於ける東洋・南洋兩協會支部主催講演會に於て兩學士の講演せられたるもの速記錄なり

私は昨年の三月上旬から四月上旬にかけての一箇月許りの間に、非常な急行で印度を通り拔けました。故に觀たり聽いたりしたことは甚だ淺いので、深く研究する時間を持たなかつたのでありますが、主として印度で見たことを暫時御話しやうと思ひます。

私の御話する事は旅行談で御座いまして、印度の政治なり經濟なりに關することは今日用意もせず、又私の長所でもありませぬから、夫れは外の方に讓りまして、私は旅行中見聞したこと、或は舊い國でありますから、歷史上の或る二三のことを附加へて、御話しやうと思ふのであります。

丁度私は二月の末に新嘉坡に著いて印度の便船を待ち合せましたが、折柄戰爭最中で非常に船便が少ない。カルカッタには一箇月に一便しか船が無いので當分望がない。又マドラスには一週間に一便ありますが、之も船便が少い爲に何時も滿員である。幸にして郵船會社の河內丸が歐羅巴に航行する序に新嘉坡に寄りました。夫れが錫蘭のコロンボに寄るので、河內丸に乘ることにしたいと思つたが、之も戰時の關係でお客樣を乘せることを好まない。荷物の運送が非常に儲かるので荷物が第一である。第二が「デッキ、パッセンジャー」で、甲板の上で飯を炊いて自分で食ふと云ふ勞働者を乘せる。それは一人〳〵としては運賃は安いが、甲板の上へ茣蓙を敷いて荷物と同じやうにゴロ〳〵して居る爲に、少しも面積を取らないので船の方では儲かる。吾々のやうに一等客と云ふ風で、室を一つゞつ構へて、散步する場所も無ければならぬ、風呂にも這入るといふやうに、場所を廣く取るものに對しては、船會社では迷惑を蒙むる。僅かの人の爲にそれ丈け特別の設備を仕なければならぬ。特別の「ボーイ」も置かなければならぬので、此の戰時の河內丸は一等船客は取らぬ。三等と荷物許りと云ふ命令を以て新嘉坡に這入つて來ました。ドウしても仕方がない、そこで船長

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に懇々頼んだ處が、船長は親切な人で、私の請を容れて特に乘せて呉れました。私は總て船員と同じ取扱をして貰つて、新嘉坡を出ましたが、スマトラと馬來半島との間を通りまして、中一日でペナンに著きました。其前の新嘉坡の港には其時日本の軍艦が三隻、驅逐艦が三隻許り居たやうに記憶します。ペナンへ着く前に、矢張り日本の驅逐艦が一隻、其處を通る船を檢閲して居りました。吾々の船は日本の船ですから、停船を命ぜられず通りましたが、非常に愉快に感じました。

ペナンにも日本の軍艦が一艘居りまして、其處を警戒して居りましたが、ペナン以西には日本の軍艦は參つて居りません。印度當りは隨分必要であらうと思ふので、或る人に尋ねました所が、印度政府では日本の軍艦に印度の海岸を守つて貰うことは、印度政府として土人に對して幾らか工合が惡い、それで日本の軍艦は印度の大陸には近づかぬことにしてあるとのことである。夫れからペナンに上陸すると山の手に極樂寺と云ふお寺があります、之は支那人の建築したお寺で、ペナン島の中腹に立派な建築をして居ります。其のお寺に詣りましたが、其の路の兩側は總て椰子の林で、其中に立派な洋館を建て、屋敷を構へて居る。支那人であるから堂々と漢字で表札を懸けて居る次第で御座います。

ペナンを出ましてから西に向つて進みまして、其間五日位でコロンボに著きました。コロンボに著きますると、其處に矢張り商船會社の馬來丸と云ふ船が居りました。戰時中のことで、新嘉坡でもペナンでも非常に眼に著きましたが船の舷側の所を非常に妙な色に彩つて居る。或は電光のやうな形、或は蚰蜒によく見る丸い眼の球のやうなものもある。それは暗い所や或は遠方を通るときに、船がドッチへ向いて行くのやら判らぬやうにする爲に、然う云ふことをするので、始めて觀た時分には非常に異樣に感じたのであります。

夫れからコロンボに上陸すると、山手の高い處にキャンデイと云ふ所があります。其處は錫蘭で一の舊蹟となつて居る。其處に佛の齒が祀つてあると云ふことで、非常に神聖なる所とされて居る。丁度海拔千五六百尺の所にあるので其處で祭の時には其近所の佛敎信者が集まつて非常に盛んださうである。又然云う高い所で涼しいから、熱帶地のこととて歐羅巴人の避暑客が非常に多く、中々繁昌して居る。其處に湖が在つて非常に景色が佳い。キャンデイの手前に植物園があります。之は以前川上瀧彌君が滯在して研究された有名なる植物園で、熱帶植物に關しては非常に材料を蒐め、椰子や何かゞ盛んに植はつて居ります。夫れからコロンボには博物館があります。博物館は印度では到る所に御座いますが、コロンボを中心としてその附近から蒐集した種々なものを集めてあります。殊に佛敎の遺物であるとか、昔の製造に係る色々な佛像などを集めて居る。又其中には古い壁畫がある。夫れは錫蘭の或る時代に隆盛を極めた王樣の都城の佛院の中に在つたもので、專門の美術家が寫し取つて、コロンボの博物館に陳列したのである。夫れからコロンボで上陸して或る寶石屋に行きましたが、其

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

所へは日本人が好く行くさうで、西洋などから歸る人がコロンボに船が著くと上陸して、寶石のお土産を買つて歸る所だと申します。寶石屋は以前東鄕さんや乃木さんから貰つた名刺を見せて、自分は此通り日本人に御贔負になつて居ると言ひました。或る程度まで其主人は日本語を話したり又日本の紙幣を持つて誇として居るやうなことでありました。

コロンボから汽車で錫蘭を脱けて印度大陸の方に渡ると、其所は岬見たやうになつて、其處に點々とした島があります。連絡線が在つてそれに乘替へて行くのである。夫から印度の大陸に上陸し、汽車に乘つてマドラスに行つたが、其邊は廣い砂漠で在つて、諸所に樹がポツリポツリありますが、其樹は玆にある三線道路にあるやうな樹でありました。夫から其邊に水溜の池のやうなものがあり、少しの部落が在つて人が居ると云ふやうな譯で、非常に寂漠たるものである。斯樣な處と通つてマドラスに向ひました。玆に一寸と汽車のことを申しますが、印度の汽車は廣軌で「レール」が非常に大きい。さうして窓の硝子が少しく水色掛かつたやうな色をして、外の光線が强いから光線を柔らげるやうになつて居る。其處で食事や何かは大概食堂車もあるけれども、降りて食ふ場合が多いので、大凡何時何處に著くと分つて居るから、其の二三時間前に「ボーイ」に言ふて置く。時間になると大きな停車場に著く。丁度三十分位停車するので飯を食ひます。尤も大勢一時に降りるのでウツカリして居ると飯が後れる。半分食つた所で又出なければならぬので、少し手早にやらねばならぬ。モウ一つは印度と云ふ所は後にも申しますが、言葉の非常に多い所で、言葉のみならず用ゐて居る文字が所に依りて違ふ。夫故停車場の名前も色々な土地〳〵の文字で書いてある。又た其他一般的に印度に行はるゝ文字を以て譯し、又は羅馬字其他種々の文字で書いてあります。

又印度には宗教が色々御座いまして、其關係が日本の宗教のやうに簡短に行かない。非常に規則が八箇間敷い。印度敎は潔僻な宗敎で、外の宗敎の人と飯を一緒に食ふことはしない。又た印度敎とマホメツト敎とはお互に反目して、手を洗ふ水でも一緒に使ふことをしない。停車場でも之は印度敎の人、之はマホメツト敎の人、之は歐羅巴人と、手を洗ふ水まで違つて居る。停車場許りでない學校にしても、印度敎の生徒とマホメツト敎の生徒とは室を全く別にし、食堂も別にしなければ食はない。私共が學校を觀るときに、印度人の視學官が案內してくれましたが、非常に叮嚀にして與れるから共に食事でもしようといふと、私は宗敎が違いますからと言つて飯も食はず、お茶を飲めと言つても茶も飲まぬといふ有樣であります。

夫れからマドラスに參りましたが前々日の夕方に出て二日目の朝著きました。マドラスは中々盛んな所で、其城内には政廳があります。城內と言つても日本の城とは違ふ。印度には城の形式が二通りあるが、マドラスの城は砲臺式で餘り高くない。そして幅の廣い「セメント」で固めたやうな上に、櫓といふやうなものはなくて、掩堡と云ふやうな

形である。其の中に政廳も兵營もある。英吉利人の政廳は實に嚴めしいもので、ずつと這入ると門番の控所に、印度人の守衛が赤い奇麗な金モールのやうなものを下げて、嚴めしくやつて居る有樣は、始めて行つた者杯は面喰うやうな有樣である。紹介狀を持つて行くと此方にお通りなさいと云ふて案内する。併し印度人は非常に「ボチ」を欲しがります。一寸と案内を賴むにしても直ぐ「ボチ」を要求します。殊に「ホテル」などでは印度人の色々な階級がありまして、机の上のことをするものと下を働くものとは全く人間が違ふので、上のものは上等の「クラス」の奴、下のものは風呂を準備し床を掃くものなど色々の種類のボーイがある。一晩や二晩泊つたのでは「ボーイ」の顏も判らない。夫等のものに一々「ボチ」をやらねばならぬ。例へば餘所に行くとき「ボーイ」に車を呼びにやると直ぐに手を出す。外から還へつて自分の室に這入ると直ぐ又た手を突出す。然し其「ボチ」たるや僅かに四錢か五錢で良いのである。

マドラスに居るときに感じたのは、或る時散歩をして居ると。向ふから近衛騎兵のやうな旗を立て、やつて來た。何んであらうかと思ふと、マドラスの知事が役所から官邸に還へる所で、前に二十人位、後に二十人位、前後を護衛して居りました。其中に居るのは知事で、自動車に乗つて、其側に奥さん、向ひに秘書官が同乘して、自分の官舍に還へる所である。此の樣に英吉利人が土人に對する態度は印度に參ると非常に嚴格で、已れは治者である、貴樣達は被治者であるぞ、と云ふ態度がアリ〳〵と見える。それが新嘉坡あたりでは然うでないが、マドラスに行くと所謂英國の豪らさうな所を特に示す、と云ふやうな風が歴然と分る。例へば「ホテル」で食事をするときにも、朝と晝はいゝが晩には少くとも黑い服でなければ食堂に出ない。比律賓や新嘉坡では平素の風で食堂にドシ〳〵出るが、夫れが印度に行くと夕方はキチンと禮儀正しく本國の風習を守る。然うして文明人は斯の如きものであるぞ、と云ふことを見せるやうな態度が見えます。マドラスにも大きな博物館があります。私は殊に人類學に關すること、或は古蹟に關することに興味を以て居りましたから其方を觀ました。彼處も昔は文化の盛んな所で、石碑に刻した文字又は殿堂の壁の中に塗り込んだものなど、非常に澤山材料があります。又彼處では昔の墓場から發掘する所の、人類學で扱う瀨戸物類の破片・棺桶などが非常に澤山あります。夫等は皆な夫々研究報告書が出て居ります。

夫れからマドラスから孟買に參りましたが、汽車の中で一寸と滑稽なことが在つたのは、荷物を擔がせて停車場に行きました所がプラットフォームへ行く所に鐵の門が在つて番人がそこを閉めてしまつた。それを開けと言ふた所が、其荷物の貫目を量つて來いと云ふ。今迄そんなことをやられたことはないが。そこに限つて鐵の門を閉めて通さぬ。他の者は片ッ方からドシ〳〵行きますのに、お前の荷物は大きいから量つて來いと云ふて通さぬ。夫れから「ホテル」から案内した者に命じて少しばかり賄賂を握らせたら門が開い

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た。それで其處からずつと這入つて汽車に乗ることが出來た。汽車も直通であると前から申込んで何番何室と云ふ室を取つて置く、室内には寢臺も付いて居て寢られるやうになつて居る、眞ん中にも腰を掛けるやうになつ居る。始め申込んで置くと何某と云ふ名前が室の入口に書いてある。夫れで自分の所に這入ると、今度は印度人が來て腰掛を拭く、大分親切にするなと思ふと直ぐに手を出して「ボチ」を請求する。今度は窓をバタ／＼やる、復た手を出す。其中に「ボリス」が來て名刺を出せと云ふ果ては酒代を呉れと云ふ、私も喧嘩してやらうと思ひましたが、滅多なことを言ふと交通を妨げられる虞があるので、仕方なしに五十錢やつた、スルト五十錢ぢや足らんから一圓呉れと云ふ、仕方が無いから一圓やると今度は打て變つた態度で私の背中を叩いて、お前はおれの友達だと言ふ譯で、夫れで關所を通りました。印度人の旅行者に對する態度は先づ斯う云ふ風であります。

マドラスから汽車に乘ると、翌朝から非常に高い高原地を通ります。孟買に著くのは翌翌日の朝で、中一日二晩で孟買に著く譯であります。其の高原地は非常に廣漠として、何れを觀ても山も何も無い。途中或る停車場から商人らしい人が乘つて、夫れが私に色々の事を教へて呉れた。其人は棉を買出に來たので、聞けばデッカン高原から棉が出るといふことです。成る程非常に面積が廣いから、方々から棉を集めたら相當の產額があらうと思ひます。

夫れから孟買に著きましたが、驚いたのは市街が非常に整頓して、ハイカラに出來てゐます。マドラスでも新嘉坡香港でも然うですが孟買のやうにはなかつた。停車場なども大きくてドッチに行つて可いか分らない位である。孟買は御存知の通り海の中に突き出て居る島で、陸と殆ど連絡して居りますから、汽車が何時の間にか海を渡つて居る、非常に景色の良い港であります。此處にも博物館が在つて非常に立派ですが、孟買で有名なのはタワー、オフ、サイレンスで、その模型は此前衞生博覽會の時に高木さんがお持ちになつて今研究所にあります。これはパアシイ人の死骸を葬る所です、この「パアシイ」人は印度人とは一種違つて波斯西人に屬する人間であります。其宗教はゾロアスターと云ふ宗教で、夫れが波斯西から移つて孟買に殖民をして居ります。「パアシイ」は商賣が上手で隨分金持があります。香港大學の基本金は「パアシイ」が出したのが基だと云ふことであります。容貌もアリアン人種に屬するので、婦人は非常に奇麗で、頭に絹を光らせて優美なものであります。其「パアシイ」の屍骸を葬る所は直經が三十間位、圓い竈（ヘッツイ）のやうなもので高い。吾々異教徒には中は見せませんが、其中の屍骸を入れる所は塀のやうな物があつて。眞ン中に段が在つて屍骸を置くやうになつて居る。驚くのは屍骸を置くと鳥が來て直ぐに屍骸を食べる。葬式があると鳥がチヤンと待つて居て、屍骸を置くと瞬く間に肉を食べて骨許りにする。其骨が日光に曝され雨に曝されて、粉微塵になつて雨に流されて眞ン中の穴に墜ちるやうになつて居る。之を「パアシイ」人が非常に誇として人間の體は清淨なる所に歸するものだと言うて居る。其塔は確か四つありまし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たと思ひます。普通の人のもの、殺されたもの、不自然な死に方をしたもの、其他のは忘れましたが兎に角此の四つの塔が別々になつて居る。其塔の處は高い岡であつて、孟買を瞰下ろして景色が佳い。又其所に水源地がありまして、貯水池の上を土を以て掩はれて其所に花園がなり、西洋人が散歩する所になつて居ります。孟買には植物園がありますが、其所に象が居つてお金を出すと人を乗せる。私もお金を十錢出して象に乘りました。恰度機械體操のやうな段々が在つて、其處に象がやつて來る。腰掛みたやうなものが象の背中にあつて夫れに乘る。然うして植物園の或る所まで行つて、菓子を貰つて元の所に歸つて來ると云ふやうな有樣で御座います。夫れから孟買の附近に、「アヂャンタ」と云ふお寺があります。是は非常に有名なもので、美術家に取つて非常に面白い材料がある。恰度國華社の澤村と云ふ文學士にカルカッタで逢つて話を聞きました。「アヂャンタ」と云ふのは孟買の附近で、其澤村と云ふ人は一箇月許り居つて苦心して研究をせられました。何せ美術家が然う云ふ苦勞をしたかと云ふと、「アヂャンタ」と云ふ所は山の谷の樣な處で、其所にお寺が二十九許りあるさうです。其寺は隨分舊いもので、今を去ること一千八百九年前から六七百年の間に出來たお寺で、彫刻と云ひ何んと云ひ實に觀るべきもので、其の中の或る古いお寺に壁畫があります。其壁畫が非常に有名で、澤村君が三十日も通うて研究せられたが、日本の奈良の法隆寺の壁畫と繪の工合・彩色の工合が能く似て居るので、之が日本美術界の問題となつて居るといふことです。

夫れから孟買を出て北に參りますとデリーです。之が印度政廳のある所で、暑くなるとシムラと云ふ所に政廳を移す。私の行つた時には轉地の用意をして居りました。併しデリー邊は左程暑くありませぬ。三月十七日頃は丁度內地の五月位で、朝晩は非常に涼しく冬服でも良い位である。デリーは、印度の歷史から申しても緣故の多い所で、千五百年代から近頃迄、印度のモゴール帝國時代はデリーとアグラとに常に代る〲都を遷して住つて居つた所である。故に其附近には遺跡が非常に多い。殊に王樣の墓は非常に立派なもので、歷代の王樣の墓は一々別の所に建つて居りますが、非常に壯大なものであります。古いものは大抵日本で云ふ赤間ケ石と云ふやうな石で造られ、所々に黑い石が模樣の如く組入れてある、段々後の世になると眞つ白な大理石で築いて居る。タジマハルと云ふモゴール朝の五代目の王妃の墓は非常に立派なもので、是は世界一ぢやと稱されて居る。其王妃が亡くなつた時に王樣が悲嘆の餘り、世界に類のないものを王妃の爲に拵へると云ふので、大理石で墓場を造つた。其の周圍は公園のやうになつて居りますが、其眞ン中にお寺のやうなものを拵へて其中に棺を据ゑました。其の墓處は赤石靑名など高貴な寶石を鏤めて居るので有名になつて居ります。

夫れから又デリーに於て私が特に注意して見ましたのは、阿育王(アショカ)の碑文で御座います。之は研究に値ひするものとして喧傳されて居りますが、此の阿育王は佛教信者で御座い

まして、非常に佛教を保護したので、阿育王の建てた碑は印度全體に二十何箇所もあるさうです。其の或ものは白い灰色がゝつたやうな圓柱で、夫れに國民に布告した布告文を彫刻したものがあります。阿育王は今から大凡二千二百年前の人で、是は單に文字の上から言つても、又書かれて居る言葉の上からも貴重な材料で、今から二千何百年の言葉が現に碑文に依つて殘つて居るので御座います。今日廣く印度或はビルマ、或は暹羅、或は爪哇、或はスマトラ等に行はれて居る文字は、多くは阿育王の文字から岐れたものとせられてあるので、文字の研究上には有益な材料で御座います。夫れから其邊を旅行中私が非常に奇異に感じたのは、汽車の窓から外を見ると、麥畑の中に雞と同じやうなものが歩いて居る。何かと思つて良く見ると孔雀である。丁度雞が餌をあせつて居るやうに麥畑を歩いて居る。或る時には尻尾を振つて吾々の方を向つて居るのを見ました。夫れから今度はガンヂス河畔のベナレスと云ふ所は、印度の聖地と稱へられて印度教の大本になつて居る。印度教を信ずる者はベナレスで死ねば極樂に行けると言つて居る。土民王で印度教を信ずる者は大概ベナレスに別莊を持つて居る。然うして大概ベナレスで死ぬ覺悟をして居る位で、殊に印度の各地から信者がベナレスに代る〴〵に集つて來る其處に宿泊所が出來て居て、ガンヂス河で朝晩體を洗ひ淨める。恰度海水浴と云ふやうに河の岸に棧敷のやうなものがあつて其處で沐浴します。ベナレスの河の岸はお寺で滿ちて居る。然う云ふとこを河船に乘つて上から下へと觀て廻りましたが、其邊にはホテルのやうな寄宿舍が立派に建ち並んで居ります。其の二階で皆な拜んだり休んだりして居る。夫れから印度教の行者が火をドン〳〵焚いて、暑いのに火にあたつて念じて居るものがある。或は一年間も食物を食はずに樹の上に居て樹の實を食つて居る者がある、或は三年間物を食はぬ者、或は三年間手を擧げて居る者などが居る。少し下流に行くと河の岸でドン〳〵薪を焚いて、布で裹んだ屍骸を眼の前で、彼方でも此方でも焚いて居る。其の灰を水の中に流すと極樂に行けると云ふので、皆然うして居る。ベナレスからサルナアトに參りますと、そこは佛教の遺跡で鹿野苑と迦いつてお釋迦樣が始めて說法したと云ふ所である。其處は一時非常に盛んで、大きなお寺がありましたが、今は佛教は北部印度に於ては殆ど痕跡を絕つて居ります。南部殊に錫蘭には佛教は最も盛んです、北方は印度教なりマホメツト教なりが多いので、佛教の信者は殆ど無い。然う云ふやうな譯でお釋迦樣の遺跡は滅茶〳〵に崩されて居るので、英國政府は之を惜んで、歷史上の遺物として非常な金をかけて佛教の遺跡を發掘して居ります。之は年々報告を出して居りますが、非常に大きな仕事をして居るのであります。殊にサルナアトの如きは大仕掛で、その掘出した面積は臺北公園の三四倍位のもので、夫等には本堂僧房が在つたと云ふことが判つて、今では柱や何かゞ出て居て大體設計が判つて居る。サルナアト許りでなく、其外にも印度では佛教の古跡を保存して居ります。夫れからガヤと云ふ所があるが、之は釋迦が始て菩提樹の下

で大悟徹底したと云ふ所で、其處にも行きましたが、其處は矢張り一時は土の中に在つたのを、英吉利政府の力で發堀をして、殆ご昔の通りの形になつて居ります。四角な堂があつて其中にお釋伽樣の像があります。其後ろに菩提樹があるが、樹其ものは昔のものではありますまいが、位置は昔の處らしい。其處に石があつて、其上に釋迦が坐つて坐禪を組んでやつたと云ふ所であります。今日其處に居る印度人の坊さんや何かは甚だ不心得のものがある。そこへ行く路に尼連と云ふ河がありまして、お釋迦樣が自分の體を清めた河だと申して居ります。

次はカルカッタに參りました。カルカッタは以前政廳のありました所で、其處にも色々の物があるが、私は主として博物館を見ました。其中で佛像或は碑文類を集めた室は非常に大きい。一室〳〵に限られて、此室は何年から何年迄、印度の何朝〳〵と、室毎に王樣の代が變つて居る。之は何朝の彫刻、何朝の彫刻と分類をしてやつて居ります。美術としての彫刻は私にはよく分りませんが、中々立派なものがあります。或る一室にガンダラアから掘出したものがあります。夫れは印度美術の一の問題になつて居るので、昔亞歷山大王が希臘から亞細亞に入り印度を攻めました時に。其處に自分の大將を殘して希臘の兵で守らせて置いたと云ふことで、夫れが爲め其土地に發展した美術は、同じ佛教の美術でも非常に希臘趣味を帶びて居る。それでガンダラアの美術は他の印度の美術に比して、希臘の影響を蒙つて居る爲に非常に有名に成つて居る。其處のお釋迦樣の顔までが鬚蓬々として、希臘の昔の彫刻を觀るやうにあります。夫れからカルカッタの植物園の中で一番著しいのは榕樹で御座います。臺灣にある榕樹と同じで其榕樹は世界で第一の大木と稱へられて居る。それを觀ると幹が五尺五寸の所で周圍が五十一尺、直徑十七尺位で、高さが八十五尺、根が樹枝から降下して地に入り柱を建てたやうになつて居る。其の根の數が五百六十二本、殆ご一本の樹で森を成して居るやうなものである。

旅行談は夫れ位にして、終りに印度の人間のことを申しませう。何しろ三億と云ふ人間ですから、人種としても非常に複雜して居ります。一概には言へませんが、大體から人種に就て言ふと一は印度歐羅巴人種、これは東は印度から西は歐羅巴に到るまでにある。元來歐羅巴人の起りは色々な說がありますが、一方は歐羅巴一方は波斯・ベルチスタン・印度の方に擴がつたと云ふ說になつて居ります。印度歐羅巴種は歐羅巴人と同じ人種でありますが、純粹なるものは少ない。これは北方に多く居るので、其處には背の高く鼻の高い顔を觀るのであります。モウ一つは南に居るドラヴイチヤア種所謂マドラスといふ色の黒いのが居る。錫蘭當りにもドラムヴイチヤアが居ります。それで印度歐羅巴種が全印度三億三千萬の内で二億三千萬、ドラムチヤアが六千五百萬、其他蒙古人・西藏人或はビルマ人に屬する者が、ヒマラヤ山の山奥からビルマの方に居る。之は支那人或は西藏人と血統を同じくしたものであります。其他にも色々ありますが、大體然う云ふやうなことになつて居りま

す。夫れからムンダ種と云ふのがあります。之はカンボチヤの人間と關係があると云ふことであります。今一つビルマの南の蘭貢から東に寄つて馬來半島の境のペグーと云ふ人間る。モウ一つはニゴバール島の人間がありますが、之を深く研究した人は比律賓當りと關係を著けやうとして居ります。若し比律賓と關係が著くと、オセアニヤの馬來人種と一つのものになります。此の外未だ色々申上げたい事もありますが、時間が遲くなりましたから大體此位にして止めて置きます。

米國見聞談

理學士 大島正滿

ルシタニヤ號の撃沈により、獨逸がアングロサクソンに對し多年夢想せる暴威を逞ふして遂に此の大戰の姿に陷られましたのは、忘れもやらぬ一千九百十六年四月六日のことで御座います。當時太平洋を横斷しつゝある私は、日を經ること僅か三十有餘日、五月十六日新嘉坡埠頭の人となりましたが、其の後日に月に色鮮かなる水蒸氣を眺め、又海の彼方に澎湃たる波の如く高潮しながら、佛蘭西戰線に向ふ自由の民の勇ましき姿を眺め、約一年有半を經て、日に〳〵戰勢の廢滅に近からんとし、講和の期將に到らんとす頃、富士山の姿を仰いで此の國に還りました。

其の間私の見聞致しましたこと、經驗致したることは、平時の米國と異なり戰時の米國のことゝて、今後に於て決して觀る可らざる特異の狀態であると共に、今日平和克復の聲起りて、世界は平和の氣運に向はんとする折柄、戰時の米國を論ずるは寔に面白くないやうな狀態で御座いまするが、併しながら此の日本と直接して非常に親密なる關係を有して居る米國が、戰時如何なる措置を爲し、如何なる方法を以て人民一般が活動したか、と云ふことを注目するのは他山の石として正に研究の好材料であらうと思ひます。仍て今日は私自から經驗したことを題材として御話したいと思ひます。

前大統領ルーズヴエルト氏が、或る公會の席上で演說致しました其中に、亞米利加と云ふ國は世界各國民の寄集りであつて、世界各國の民を溶かし込んで、純良なるものを造り上げる溶解爐である、といふことを申されました。そこで此の溶解爐と云ふ言葉が、爾後亞米利加の通用語となり、如何なる人も無意識に、亞米利加は世界國民の溶解爐であると申して居ります。熟ら溶解の意味を考ふるに、玆に歷然たる意味があります。即ちルーズヴエルトの言ふが如く、亞米利加と云ふ國は如何なる國民が這入つても同化

して仕舞ふ所でありまして、ツマリ亞米利加と云ふ國は種々雜駁なる人種の國で、我が日本の如く整然たる國民でなく、玆に種々雜多なる人、雜駁なる外人が集つて、由て以て建てた國である、と云ふことを證據立てるものと思ひます。先つ桑港着後第一に吾々が意外に感ずるのは、顏の眞黑なシカも齒の眞つ白い黑人の多いのに驚く。或る時私は件の黑人に、立つて居て靴を磨かせると、黑人の言ふには、日本にも斯う云ふやうに黑人が居るかと申します。そんなものは居らんと言ふと、夫れは實に不思議だと云ふ。彼は黑人の澤山居ることを以て總ての國の常態であると考へて居ます。又汽車に乘つて見ると、吾々の英語は不完全でありますが、吾々の耳には英語とも感じられない言葉を話す國民があります。夫は西班牙人・伊太利人であります。吾々は西班牙人や伊太利人の言葉を聽いて居る内に、日本人の語る英語もどうやら通ずるやうになります。斯の如く伊太利・西班牙・インヂアン、其他の國がありますが、其の人民の數は全體で千三百萬人あります、其の中で外國種は約三十五%あります。即ち全國民の三割五分は外國生れの人民であります。

外國生と云ふことを區別すると、自分の兩親が外國の人間、或は兩親の一方が外國の人間であると云ふものの數は全人口の三割五分であります。之に加ふるに奴隸として輸入されたものが一割一分、之を合計すると、全人口の四割六分が外國種であると謂つて差支ない。之を詳細に區別すると獨乙系即ち兩親又は一方が獨乙であるのは二割五分に相當する。其の次が英國の愛蘭土の移民が一割四分、次に加奈陀を通して亞米利加に這入つたものが(加奈陀人)が約九分次に露西亞人が近頃戰爭の結果居る所がなくなつて、愈々米國に這入ります、將來之は殖えるものと考へますが、現在其の露西亞種が八分、純粹の英國人が七分、伊太利人が六割六分半、次に墺太利の土人が六分、斯う云ふ調子に各國の人が居りますが、又瑞典・諾威・西班牙・佛蘭西、或は在來居るインヂアン人を合すると、人口の四割六分が外國種になります。

斯る集合體でありますから、斯う云ふ人民を區別して、どれが敵で、どれが味方であるかを區別する事は頗る困難の業で、或る時に電車の中で政府の廣告に、全國民の中で百割中十割が亞米利加人と信ずるものは兵隊に採用すると書いてあります。日本には總ての日本人は皆百%の日本人であるが、亞米利加には百%の亞米利加人なるものは殆ど絶無で斯かる雜駁なる人間を控へて、世界の大戰に參加したる亞米利加の苦心は、察するに餘りあることと、考へます。所が外國種の二割五分は獨乙人で、其人々は亞米利加の戰爭を妨げ、成るべく自國の爲に仕やうとしたが、其の中で半分は獨乙人、半分は亞米利加人と云ふやうに日々に態度が變つて行く者もあつて、其の心の中は實に同情に値すべきものが澤山にありました。其の一例には亞米利加で有名なる一人のお婆さんがあつた、それは獨乙人である。所で亞米利加が未た戰爭に參加しない前に、自分の長男・次男を獨乙の兵士として戰線に出しました。今度は自分の三男・四男を戰線に出

さなければならぬと云ふ悲境に立つた。亞米利加に附かうが、獨乙に附かうかと云ふので、最後に亞米利加の爲に盡すと云ふことを表明し、自分は天より與へられたる音樂の才を以て、亞米利加の兵士を慰めるといふことになり、それで長男・次男は獨乙の兵士となり、三男・四男は亞米利加の戰線に立ち働いて居ります。斯かる例は枚擧に遑ありませんが、其の復た一方に獨探（ヂャアマン、デテクチヴ）即ち獨乙の爲に陰謀をたくらむ團體があつて、亞米利加の政策を妨害して居る、其の中で最も惡い影響を與へたのは、所謂鐵工所に通勤して居る職工の團體で、夫れが最も過激なる勞働者の團體で、世界的の結合を爲し、獨乙の宣戰と共に最も惡いことを働きました。是は所謂露西亞の過激派と同じで、色々の騷動をやりましたが、尤も激烈なる例の一つは、昨年の秋穀類の出來るのを妨害せんとて、或る仲間の職工が厚い靴を穿ち、硫酸の桶で其の靴の底を浸して小麥の畑を踏み蹂りました。それが團體を造つて歩いたので、非常の損害であつたが、其の硫酸の爲に加害者自身も足を傷けて、澤山の人間が病院に收容されたのであります。斯かる異國人の團體があり、又職工の團體があるので、是等を率ゐて愈々戰爭に立ち入つたウヰルソン大統領の苦心は、大いに諒察すべきものと思ひます。

第一亞米利加政府の手段として、一千九百十六年の十月中頃、法律として第一回の徵兵令を施行し、亞米利加全般から十八歲以上三十二歲に至る壯丁全部を徵收することになりました。其の壯丁が百七十萬人、悉く佛蘭西に送られました。第二回即ち昨年の九月十六日に行ひましたのは、十八歲から四十五歲迄に延長して徵收しました。所で吾々外國人も居りまして、此の徵兵令には否應なしに引張られるのでありました。私は幸ひ第一回には遁れましたが、文部省の留學生中には第一回のに引懸つたものがありました。第二回の者は十八歲から四十五歲迄徵發されました譯で、私は身自から之を經驗しましたので、亞米利加政府の徵兵の工合は能く知つて居ります。其の徵兵令に因つて私共外國人が難澁した事を、少しくお話したいと思ひます。亞米利加は日本と違つて、役場から出頭せよと云ふやうなことはありませぬ。新聞に廣告して居るだけで、徵兵事務に就ては街の中に臨時役場が出來る。其處へ年に相當する人間がごし／＼自分から進んで出て、小さい「カアド」に職業と年齡とを書きます。一體彼地には別に戶籍簿はありませぬので、自分が自ら出て書き入れたものが、始めて政府の原簿となるのである。夫れを陸軍省に集めた上「カアド」を繰つて區別して、十八歲は十八歲、十九歲は十九歲、其の中に外國人と米國人、敵の人間と同盟國の人間抔と明かに區別する。徵兵の適齡者は何人、聯合軍は何人、敵の人民は何人といふ風に、此方法に依つて政府は始めて完全なる壯丁の名簿を作り上げます。夫れが出來ると、十八歲なら十八歲の仲間から呼出して、質問事項の概要を調べ、調べ了ると書面の召喚により、再度の出頭を命じて還す。所で吾々外國人はどう云ふ所に當るかと云ふと、日本人は市民權がない爲に、米政府は徵兵として之を募集する權利が無いのであります。元來歐

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

羅巴各聯合國の人民は、英·佛·伊の政府間には協約が出來て居て、互に英吉利なり、佛蘭西なり又は伊太利なりの兵隊に徵集が出來る。殊に以上の國民にして米國内に居る者は、亞米利加の兵隊として使ふことが出來るのである。即ち米國人民として召集されるのであります。所で吾々は市民權がない爲に徵兵に取られる虞はないが、其の質問書に對しては書き入れて出さなければならぬ。所で質問書は日本と違ひ約二十頁位のもので、其の質問事項丈けが十二項あります。そしてそれが三十なり四十なりに小分されてある。先つ第一項が第一類から第五類まである。其第一類は凡てを讀み終つた後に記入せよとある。第二類は既婚者であるや未婚者であるやと云ふことがある。答は只イエス·ノー(然り否)と書くやうになつて居る。例を申すと既婚なるや未婚なるやとあれば、既婚の處に「イエス」と入れる。其場合には既婚に關する其後の質問事項を悉く入れなければならぬ。獨身と言ふと他の事は何も入れずに濟む。私は既婚と云ふことを書いたので、其後を段々書かなければならぬ。要求通りに小供の名前を入れやうとしたが、書く場所が二行しか無い。亞米利加の人間は小供の數を日本人の二割位に見て居るので、此書面にも平均二行にしてある。私は之は日本人には不向だと謂つたら笑つて居りましたが、小供の名前家内の名前を入れるには行數が非常に少いのに苦心した譯でありました。或る日本人は二枚貰つて書き入れたと云ふことであります。夫れから最後に過去一年間に家内の爲に幾ら金を要した、俸給は幾ら、俸給の内幾らを家内に遣る、自分の取つた金は頭の金か働いて取つた金か、要するに勞働者か何かと云ふことがある。

亞米利加人は市民權の外に自分の亭主が兵士に取られると政府に訴へると云ふ權利があるのであります。次は財產の有無が最も重大問題であります。所で亦妻子の欄で家内は働くことが出來るや否や、勞働が出來るや否やと云ふ質問があります。第三項には兵隊の經驗はないか、尚は兵隊になれば何を希望するか、又た宗教の問題とか職務の問題とか色々ありますが、要するに全部書き上げた後で、若し兵士に採らるれば第何條に當るものであると云ふことを判斷するのであります。おれは甲種だと思ふて第一項に詳しく書くと、政府では體格檢查も何もしないで甲種に入れる。兵種は砲兵步兵、其他何兵と云ふことが自分で希望する通りに直ぐ判る。其處は米國政府の國情が個人本位で、人民が自動的にするやうになつて居ります。吾々は市民權がない爲に徵兵を免除して吳れると云ふことを斷言するのであります所が日本は聯合軍の一つである爲に其の中に斯ふ云ふことがあります、即ち縱へ市民權がなくも戰爭に行つて聯合軍を扶けることを希望するや否やと云ふことがあります。其の質問の書き方が英語で紛らはしいので、日本人が讀むと「イエス」と入れたくなる。それを入れると意味が全く反對で希望することになる。而して其書面を宣誓して出したからには仕方がないので、佛蘭西迄送られた人間が澤山あります。若し皆さんが外國に行かれたならば「イエス」と「ノー」の使ひ方は充分注意しなければならぬと考へます。其

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

處で日本人は徵兵免除を願ひ出ると、裁判所へ引出された上で免除の「カード」を與れます。それを持つて居ないと秘密探偵に直ぐに捕まつて禁錮十箇年に處せられます。所で裁判所に呼出されて許可になる時分に、裁判官の前で以上書き入れたことは違ひないと云ふ宣誓をさせられるのであります。日本人は宣誓の方法が違うので、どうもまごつきます。或る大學の日本人の先生が裁判所に引き出されて宣誓をせよと云ふときに、亞米利加式に手を擧げながら以上間違なしと言つた所が、お前は宣誓と云ふことを知つて居るか、斯う云ふときに笑顏をする筈はないと云ふ、イヤ自分の顏は生れつきであるから眞面目には出來ぬと言うと、益々裁判官が怒つて、お前は宣誓なるものを知らんから通譯を引張つて來いと云ふので、通譯に依つて宣誓を仕て許可書を貰つたと云ふ滑稽話があります。所が宣誓して貰ふ前に願書を出す。願書の中に斯ふ言ふことを書かされた。私は日本政府の官吏である、然し若し亞米利加に一旦緩急があれば、必ず亞米利加の兵として應募すると云ふことを書いた。之を書かなければいかないので、己むを得ず宣誓して書いて來ましたが、幸ひ平和に成つて大いに安心して居る次第であります。

斯う云ふ風で民本主義の國であり乍ら徵兵は實に壓制的のものであります。私の如き外國政府の官吏すら、繁雜なる手續を執つて居るやうな譯ですが、色々外國の人間が多い爲に、どれが敵やら味方やら分らぬと云ふ結果、斯うするのであらうと思ひます。私の居つた所は幸ひ兵營の近所で兵隊の樣子が能く判つて居りました。見て居ると士官が號令をかけても、兵隊は伊太利人・佛蘭西人・西班牙人などであるから、號令がさつぱり分らない、其處で學校の英文科の教師が其兵營に英語の教授に出懸ける。abcから教授して、夫れから號令をかける。亞米利加で募集に成つた兵隊は實際外國人が非常に多い。其中に或る希臘西人の兵隊が居て號令通り善く行動する。どうして分かるかと聞くと、兎に角團體として這入つて居るから、前の奴の眞似をして歩行くと云ふ答で大笑ひしました。徵兵に次いで起つた問題は軍隊の輸送であります。

大陸を横斷するには東海岸から西海岸迄七日もかゝるのでありまして、少くも亞米利加丈けで一週間もかゝる、それで各會社が利益關係から打算して、或る會社は貨車が澤山ある、或る會社は無い、或る會社は儲かる所に停車場を置く、所で一昨年の夏政府が斷然たる處置をして、鐵道全體の國有を斷行しました。之は大分議論がありましたが、鐵道會社に對する條件は、既往五箇年に於ける利益金の全部を政府から會社に支拂ふ、といふ條件の下に會社長始め從業員一切を政府の役人にしました。其結果會社は一方の貨車を都合の良い方に持つて來て自由にやり繰りをする。夫れが爲め米國の鐵道は實に横暴で、鐵道會社は全權を有して、物資の供給上特別なる政策を執る、と云ふやうな大なる問題を惹起しました。例へば市俄古の近所に大きな湖水がありますが、此湖水の中に一萬噸級の汽船を浮べて、市俄古から直線に物資を載せて、湖水を通つてナイヤガラに行

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

き、夫れからセントローレンスに行くので、市俄古に非常に大きい波止場を拵へ、此湖水に澤山の船を造りました。又た此湖水から南に行きミスシッピーを通り、又太西洋に出てメキシコ灣に出れば東洋に連絡する。又た歐羅巴に行くことも出來る。併し然うすると運輸上に非常に妨害を與へるので、ミスシッピーを通るときに一切貨車を供給しないと云ふ案を立てました。鐵道會社が株を買收したので、船會社がどうすることも出來ない。更に茲にある船を眞つ二つにして仕舞つた。其の結果今は大きな湖水の中に殆ど役に立つ汽船は一つもありませぬ。一方政府の管轄以來は貨車の配給が旨く行くやうになつたが、吾々旅客は非常な迷惑をした。ウキルソン大統領の考は戰時に旅行することは非愛國的で、要するにカイザアを助けると云ふことであるそこで旅客の通る線路を三つに決め、第一は北の方が一つ、其次は桑港の鐵道、モウ一つは南を通つて居る線路、此の三つに限つて旅客が使うことが出來る。其他は政府が全部運輸に使ふ。其の爲に汽車賃も値上げしました。亞米利加の鐵道では一番に二割五分上げ、其他に戰時税を非常に上げて、元は西海岸から東海岸に行くのに百弗であつたが、現今では二百弗以上もかゝるやうになつた。其上寢臺車には税金を取る、實に猛烈なことをすると言ふて談判した所が、戰時寢臺車に乘るのは贅澤である、贅澤に對する税金は非常に高い。一晩二弗五十仙の寢臺金である。之も戰爭最中は人民一般旅行するなと云ふ方針の結果であります。然うして賃金が高くなつても一向不平を言ふものがない。

其次に政府の執つた方針に就いては、信書の檢閲・電信の檢閲であります。是は最近のことで桑港、シヤトルに送る郵便物、特に日本に向つて出て行くもの、或は支那に出て行く信書の檢閲を始める。是は來るものも出て行くものも檢閲するので、中には商賣の祕密暗號を禁じたのもあります。所で然う云ふ風に嚴重に檢査する理由は、獨探が澤山ありまして郵便を使つて色々のことをやる。北京方面が獨探の根據地であると云ふが、係り官の話によると、或る時に手紙を讀むと線と線の間に穴が明いて居る。針の穴で通信文を書いてある。然う云ふことを發見したと云ふことである。又電報も政府が全部國有にして、日本に來る電報は決して出させない。却つて當時は電報よりも手紙が確實に返事に接するやうな狀態で、其當時は政府は人民に對して訓示を發して、電報は政府の使用するもので、人民の使うものでないと云ふことに定つて居つた。

最後に輸出品輸入品の檢査は猛烈に始まつて、贅澤と認めらるゝものは輸出輸入を禁ずる。米・味噌・絹或は金銀細工・瀬戶物等、凡ての物は贅澤品と云ふ名目の下に亞米利加に這入らなくなつた。つまり歐羅巴から日本に這入るのが多いので、夫れを防遏する手段として嚴重なる手段を執つたのであります。又旅客は二百弗以上の金を携帶して船に乘ることは出來ない。夫れは制限が在つて金貨は一切持つことは出來ない。亞米利加の一弗も國立銀行のも携帶することが出來ない。故に非常な注意を加へて持つて來ても、船に乘る前に波止場に檢査する至がありまして、其中に税關

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の役人が居りまして、先づ一番に衣類から見ます。最後に金入れを出させて夫れを一々檢査をする。夫れで宜しいと謂はれて始めて船に乘ることが出來る。女は別に女の役人が檢査する。制限以上は金銀細工・眼鏡の類まで總て沒收される。時計・裝飾品も一々前以て稅關から許可書を貰つて置いて夫れを稅關の掛りに示すので、私が日本から持つて行つた時計及び眼鏡も、亞米利加稅關の許可を得て持つて來た位で、制限以上の金は何でも持つて出られない、然らば金の義齒はどうするかと云ふ質問を出した位でありました。

其次に色々獨逸人や獨探の這入ることを注意し、又外國人出國令を出した。是は合衆國の政府の許可がなければ出ることが出來ない。然うすると日本の外務大臣の旅券は何んの役にも立たない。一々合衆國に願書を出して旅劵を貰はなければならない。其規則に據ると船が出る十四日乃至十八日前に華盛頓に願書を出せと云ふので、私は手廻しよく十四日前今日が期限であると云ふときに稅關に出頭して願ひ出た。所が夫れは今後一週間の後に始めて施行される法律で、現在では法律が無いから受付けられぬと云ふ挨拶である、然るに私の出發するのは其の法律の施行される後のことであると言ふと、現在法律が無いものは受理が出來ないと云ふやうな次第である。夫れで出國の願書は三通になつて、三つの寫眞が付けてある。條項は一項から三十項迄ある。それに徵兵の時と同じやうなことを書かせる。中に母親の結婚しない前の名前を書けと云ふことがある。夫れは母が獨乙人であつたか、又は何國人で在つたかを知るに供するのである。所で其徵兵書に出しました時に、徵兵司令官が許可書を出して、此男は合衆國政府に關係のないものだから出しても差支ない。此人間は同盟國の人民にして敵に非ずと云ふことが書いてある。政府が斯う云ふ風に認めてあるのもある。斯の如く有らゆる方法を盡して吾々人民を壓迫しましたが、人民は唯々諾々として服從して居ります。そしてウキルソン大統領が人民に對する敎書は、第一に人民への要求として「言葉を愼めよ」と書いてある。それは敵に利益になるやうなことを言ふな、亞米利加人民と自覺するものは敵軍に利益を與へる談論をするな、斯う云ふことが郵便局や何かに書き出してある。故に亞米利加に居る間は獨乙語のアー、べーも謂へない狀態で、或る時私が紐育で本屋に行きましたが、其所で獨乙書を購うと、主人の申すにおれの家は獨乙書を賣るが、近頃買ひに來るものは日本人許りだ、ドウして獨乙書を購うかと言ふ。私は自分のやうに科學を勉强する人間は、獨乙書を讀まないと時世に遲れると申しましたら、彼は實はおれは獨乙人であるが、日本は他日東洋の普魯西にならなければならぬ。然し斯う云ふことはウキルソンの敎書中にもあるから、おれの店の外では言つてはならぬと申しました。次に大統領が人民に言つた言葉は「燃料を節約せよ」と云ふことであります。是は非常な問題になつたことで、結局鐵道の運搬狀態が良好で無くて、炭山から出すものが都合よく其場所に來なかつたのであります。最も激しいのは一昨年市俄古の暴動で、紳士も淑女も「バケツ」と「ホーク」を持つて、雪に埋

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れて來る石炭車の略奪をやる。それで紐育近邊では石炭を購ふことも出來ずして、水道の管や瓦斯が破裂するに至る。非常に高い所に住んで居る者は「ベッド」に潜ぐつて冬を過ごした人が澤山あります。現に吾々の如き文部省の留學生は當時石炭を購ふ金が無く、仕方がないから寢て暮らせと云ふので寢て居つた。實際亞米利加は石炭の原産地であるに拘はらず、非常に石炭が缺乏した。昨年の夏は政府が訓令を出して、此冬使うべき最少限の石炭の額を書き出せと云ふ府令を出した。其處で人民が最も必要缺く可らざる料を書き出すと、政府は其の約三分の一位購ふことを許す。夫れ以上買はうとしても市が許可を與へない。仕方が無いから政府の許したもの丈け購ふ。又た或る場合には石炭の缺乏を補ふ爲に、約一週間も工場閉鎖を命じたことがある。今年も必ず石炭の問題で人民は非常に困つて居ること、思ひます。

次に人民が困つたことは食料の節約であります。總て國民の食料問題は、其土地で自給の出來るものは自給するやうにしなければならぬ、と云ふのが根本政策である。私の同船した人の中に埃及から亞米利加に食料問題を研究する爲に派遣された學者がありました。其人曰く、布哇は砂糖が出來るから、若し隔離されても甘蔗を食つて生きて居ることが出來る。水雷を置いても水雷は食ふことは出來ないが食ふ物があれば隔離されても差支ない。故に自分の國丈けで食料に不足のないやうにして置くことを、平時から心懸けて置かなければならぬ。臺灣の如きも何時本國から隔離されるか知れない。第一に亞米利加で小麥の粉を節約しろといふのは、足らなくて言ふのでなく、白耳義や佛蘭西の人間が目下憐れな狀態に在る爲めに、自分が少しの小麥を食つて歐羅巴の人民を養はなければならぬといふ所から出て居る。所で食料監督官のフーバアと云ふ人は元來は山師で炭山及鑛山で成功した人間であります。それが一躍して食料監督官となつたので、此人が監督官として色々施設した爲に、物を節約することを「フーバーライス」すると云ふやうになつた。此フーバアの下に各專門の學者を集て色々食料問題を研究し、小麥・豚肉等の節約問題に手を著けた。そこで一番吾々に影響するのは料理屋で、飯を食ふにも一寸と困る。例せば戰爭中一週間の內確か水曜日と火曜日かと思ひました、其日に料理屋に這入ると麵麭を食はせて吳れない。大麥の糟で造つたやうなものを食はせる。人間一人に付一封度半以上を超ゆることを得ずと書いてある。故にそれ以上麵麭を食ふことは出來ない。兎に角人一人に二片しか麵麭を吳れないやうに成つて居る。卽ち一人前の制限が約一封度半である。或る時私は知らずに料理を取つて食うて居ると、何時迄經つても麵麭を持つて來ない。最後に私はどうして持つて來ないかと聞いたら、あなたは今取つた料理の中で旣に麵麭丈けの麥粉を食つて居ると云ふ。菓子を食つても菓子の中にも麥粉があるからいかない、斯う云ふ風で各人が自分〳〵の考へで食料の節約をする。夫れから牛肉・豚肉を食はせない日が出來、先づ一週間の內で牛肉の無い日が二日、麵麭のない日が二日、豚のない日が二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日、制限のない日が一週間の内に一日ある。其の通り一週間の内に食はせない日が大變緩きます。夫れが爲め昨年の秋に至つては、麥粉は歐羅巴の人間全體を養つても優に餘りある丈けあつた。そこで是からは白い麵麭を食つても可いと云ふ布達が出ました。

其他砂糖も大に足らない。是は人間一人に付月に砂糖二斤半、購入券を銘々に受取つて夫れを以て買入れる。其れを砂糖屋が政府に持つて行く、政府で調べると誰某が砂糖を幾ら食つて居ると云ふことが直ぐ分る。私が知つて居る太學教授の妻君が倉に仕舞つて置いた砂糖を出した所が、時ならぬ時分に政府から小言で、お前の家では砂糖を餘計買つて居るさうだ。不屆であると言はれたので、其の「プロヘッサー」は非常に恐縮したと云ふ話であります。終には糖蜜を入れて珈琲や紅茶を飲むやうになりましたが、兎に角砂糖は實際足らなくて、亞米利加の人民一般は現今砂糖の缺乏には頭を惱まして居る。次に不思議に感じて居るのは火を節約しろと云ふのである。即ち昨年の三月三十一日以來今後は每朝一時間早く起きて働けと云ふのである。然るに私は三月の最後の日の日曜に寢坊をして、朝遲く起きて飯を食ひに出ると、料理屋の時計が既に九時になつて居る。即ち一時間早くなつて居るので、街に出て見たが矢張り九時である。然るに東洋人の時計は矢張り私の時計と同じで八時であるが、一般何處でも九時になつて居る。其譯は政府の命令に由つて、夜中十二時を打つと同時に、何處でも時計を一時間早めて置いた。平常ならば六時に起床するのが普通であるのに、五時に起きて仕事をする。只時計を進めた丈けで、人民の行動を時計で導かせるやうにしたのであります。其法律は三月の下旬から十月の一日迄で、其以後は復た元に戻るのであります。斯う云ふ方法でドウ云ふことを利益するかと云ふに、平常午後の五時に仕事を濟ます人が四時に濟ます、明るい中に夜分の仕事を爲し了るので、電燈を節約することは即ち石炭を節約する結果となり、各方面から色々の利益がありまして、合衆國の政府が此法律を設けた爲に、一時間で莫大の高を稼ぎ上げたのであります。私自らの經驗に依ると、人間の體は妙なもので、元の八時であると思つても、時計が既に九時だと云ふと考が違ふ。故に之も一つの方法であります。斯の如く夏になると時計を進めることは、亞米利加では今後連續してやることゝ思ひます。

次には時を利用する許りでなく、精力を利用しなければならぬ。自分は能ふ所を以て戰爭の爲に全能力を發揮せよ、戰ふか然らずんば働け、自分は兵隊に行くことは出來ないから、何か戰爭の爲めに後方勤務をなし、自分の腕の力に據つて少しでも國の爲になることをせよ、と云ふのが又た一つの國民の信念であります。其適例は私が學校で一緒に居つた青年が、大學を卒業して復た大學院に這入つて研究をする。其青年は常に言うて居た。私は左の手が曲つて居るからドウも戰爭に行けさうもないと、然るに其人が突然加奈太の近所に木挽に行かなければならぬ、何の爲に行くかと言へば、自分は兵隊に行けないから、飛行機の材料を

伐る爲に、加奈太の奥の方に職工隊として行かなければならぬといふので、鋸を擔いで木樵に出て行く、シカも夫れを喜んで出て行くので、凡ての人間が如何なる下級の仕事でも非常に満足して、之はカイザアを殺す一の方法であると言ふて皆な欣々として出て行く。食料問題にせよ何んにせよ決して强制的でなく、喜んで服從して居るのである。大學の生徒の如きも自分が兵隊に出られないことを以て、非常な耻辱と心得て自ら志願して出て行く。所が大學の卒業生でも、軍人としては少尉でもなければ中尉でもない。日本の一兵卒と同じく働くのであります。所が日本では貴族富豪の子弟が、有らゆる手段を以て徵兵を避けやうとして居る。私は之を米國に比して實に雲泥の差があると云ふことを認めたので、我が徵兵の制度は大いに米國に學ぶべきことが澤山あると思ひました。

殊に最も驚いたのは金の問題であります。政府の發行した證劵の中に自由公債がありましたが、一回・二回・三回・四回とも、其應募額は常に政府の募集額の二倍若くは三倍にも達した。而して應募者が皆な堂々と優勝旗を立てゝ州なら州の中で競爭して來る。夫れが只だ利子が高い許りでなく、合衆國の人民が擧つて誠意を以て、政府を救けんとするのであります。紐育で五千二百弗を募集するのに、卽座に約二三倍の金が出來た。又た赤十字で音樂會をやつた時、赤十字の人間が愛國的の演説を爲し、ドウか應募して呉れろと云ふて、頻りに愛國的の熱辯を振つた。私は其場合に高々二三圓づゝ位な應募があることかと思つて見て居た所が突然聽衆の中から五千弗と云ふ應募者が第一に出た。スルと千弗乃至二千弗・三千弗と云ふ額が頻々として應募になり、瞬く間に何千萬弗を出しました。斯ふいふ風で私は其時熱々亞米利加の國民は徹頭徹尾金貨を拜む人間でなく、自分の信念のある所に向つては、金を散らす人間であると云ふことを了解しました。此邊は日本の成金者流とは大いに選を異にして居る。其精神は採つて以て大に學ぶべきであらうと思ひます。

所で國民の覺悟を要求する爲に、政府は如何なることを仕たかと云ふに、繪を書いて方々に掲示をして居ります。繪の意味は先づ亞米利加の兵士が大きな山の頂に登らうとすると、一方では兵士の咽に網を著けて引張る、然うして山の向ふから「カイザア」が出て來る圖で、夫れに書して曰く、お前達物を浪費することはカイザアを扶ける所以である、お前達に贅澤を薦める人間は、お前達を引張り下ゝしてカイザアを助くるものであるといふのである。中に最も奇抜のは「種油は戰爭に捷つ所以なり」と書いてある。それは飛行機を作るに車と車の間に特別の油を要する。而して其油は豆から取るので、人民に總て豆を植へろ、豆はカイザアを殺す所以なりと書いてある。斯の如く政府も人民もお互に助けられつゝあるので、要するに種々雑多なる人民が斯くまで立派な結果を得て、亞米利加の眞價を發揮して居る。之は何を吾々に敎へるかといふに、卽ち專制主義に對する民本主義の勝利、又た官僚主義に對する民本主義の勝利であると私は信ずるのであります。然うして英吉利に反抗して建つ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た所の亞米利加の偉大なる精神·自由の精神なるものは、ツマリ其基礎は自由平等である。人間と云ふものは總て同等の權利を有して居る。人間は兄弟の愛を以て交際すべきものである、斯う云ふ三大綱目でもつて、ヂョーヂ、ワシントンやリンコルンの如き英雄が自由主義の根本たる大旗を立て、獨立戰爭を起し、亞米利加を建設し、又た各國の異つたる人民を熔解爐に投げ込んで、自由の國民としてたゝき直す、然うして歐羅巴の戰爭に出して偉功を收める。一體亞米利加人の考は政府は人民の政府である、國は自分の國である、それは獨立戰爭に依つて建つたる國家は政府の國家でも何んでもない、人民各自各々のものと考へて居る。然うして彼等が言ふには、吾々は直接政治に携はらなくとも、吾々は之を鞭撻して行くといふので、亞米利加人の政治思想はウヰルソンの政治でなく、勞働者も百姓も女も小供も、皆な自分のものと考へて居る。斯かる有樣を觀て日本に還へると、實に物足らぬことがあります。日本の人民は多くは政治と風馬牛てある。亞米利加では勞働者と話しをしても、彼等は自分が獨乙を叩き倒す爲に戰爭をすると云うて居る。日本の勞働者は斯んなことを話して居るものは一人も無い。女·小供から政治の有樣を聽くやうなことは尚更ら無い。まだ／＼日本の狀態は非常に幼稚なものである。夫れのみならず、世界の大戰に參加して吾々が非常な働きを爲しつゝある間に、儲けた所の金を以て成金なるものは、非常な贅澤をして遊んで居ると云ふやうな狀態で、日本人は自分が自分の國を了解して居らぬ證據である。吾々は何も民本主義を主張する譯でもない、又た共和政治を主張する譯でもない。唯々世界の大戰に參加して亞米利加の人民が克く己れの立場を了解し、烏合の衆を熔解爐の中に入れて米國化し、而して其の人民は政府を助け、政府は人民を助けて居るのを切に羨ましく思ふのである。之に反して日本の狀態は全然人民は戰爭とは關係が無いやうな風で、又た日本の個人々々は政府が何をやつて居るか無頓著な風で、之を米國に比して大なる相違があることを感じた次第であります。要するに民本主義の根源は世界無差別平等博愛である。單に一身の利益計りでなく人の利益をも考へて、互に世界の爲めに盡さなければならぬ、と云ふのが亞米利加の偉大なる精神の結晶であると考へます。而して夫れが今回亞米利加の戰爭參加に由つて世界に示すことになつたのである。夫れで亞米利加の人の好く言ふことであるが、平和の一般人民に及ぶのは常態で、戰爭は一種の變態である。自分の頭で自分を制抑して平和幸福を保つて行くのが亞米利加人である。私は在米一年半の間に、向ふの人民が街で喧嘩をして居るのを見たことが無い。併し人民一般は拳の動くとき自ら自分を「コントロール」することが文明の民であると信じて居る。丁度私が池上の本門寺の御會式の際に見た事で、非常に雜鬧して居る中に小供が居りましたが、或る親爺が其の小供を擲つて、お前達は人を叩き潰ぶして行く元氣がなければならぬと言うて居りました。亞米利加では電車に乘るにも秩序的に乘れと云ふので、各電車には「次の車に乘れ」と書いてある。然るに日本の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

人は人を叩き潰ぶす元氣がなくちやならぬと云ふ、兎に角日本人と亞米利加人の相違は此邊にあると思ふ。吾々は拳が出やうと云ふときに自分の頭で之を制し、自分で自分を統御し、さうして世界の人道の爲には戰ふ樣にせねばならぬのである。誠に雜駁なる話で、長時間御淸聽を煩はしましたことを深く感謝致し、併せて東洋協會・南洋協會の幹事諸君に對して、此機會を與へられたることを深く感謝致します。（文責在記者）

側面より觀たる淸朝治下の臺灣

蕉鹿夢

等閑にせられたる澎湖

澎湖の一廳に至りては、臺厦居中の叢島に屬し、（叢島の總數、古く三十六島ありと稱す、臺灣府志に至りて五十嶼と記し、澎湖紀略には五十五嶼に增せり、既にして道光十三年檄を奉じて澎湖に至り、査賑の事に膺りし、厦門道周凱は、定めて四十九嶼となす、澎湖廳志亦之に從ふ、而かも島名の擧ぐべきもの實在六十四とす）夙に臺灣の要衝、全閩の外捍を以て稱せられ、既に澎湖廳志に記して「澎湖は海上の一漚に過ぎざるのみ、然れども島嶼廻環、港汊錯雜し、中外の關鍵と爲り、臺厦の逆旅と作る、前には施候之を爭ひて、以て進取し、鄭氏之を失ひて、而して降を議す、既に版圖に入る、凡そ臺灣に事ある、内地の舟師東征するに、皆澎湖を恃みて進戰退守の地と爲す、沿海の大局に關する所のもの正に淺きにあらざるなり」といへり、是を以て古來武備の上には最も重きを置かれたりしも、「澎湖は、乃ち海中の孤島のみ、其地を論ずれば、風多く、雨少く、斥鹵磽薄稻麥を産せず、種植是れ艱む、夙に窮荒無用の地と稱せらる」（澎湖廳志）との情形は、文治の規爲に於て、忽諸に附せしめられし傾向あるを免れざりき、道光末年分巡臺灣兵備道徐宗幹は、澎湖通判の下に一巡檢を添設すべきの議を督撫に致す、曰く、

惟澎湖一廳、孤懸海中、爲全臺門戸、島嶼叢雜、港汊紛岐、文職止有通判一員、民事雖簡、而海防實爲喫緊之區、郡城又遠隔鯤洋、鞭長莫及、該廳命盜案件、向由廳勘驗、後歸臺灣縣詳辦、如公出巡查海島、或有緊要公事進郡、設地方出有案件、百姓竟無可控訴之處、郵封往返、風汛靡常、又不能定以時日、兵民倘或生事、未便專責、武員彈壓、然添設官吏、事涉紛更、祇可酌量裁撥、飭據該廳楊倅、會同臺灣府裕守稟商、查廳分防之缺、皆關緊要、惟鳳山興隆司巡檢、與縣城附近、向係典史兼理、久成廢設、可否將此缺裁歸澎湖、名爲澎島巡檢、該廳海口媽祖宮地方、可以暫借公署、遇有緊要事件、亦可隨時差委、庶官守不至曠誤、防洋較爲周密、商

之呂鎭意見相同、但事關改設官制、如蒙俯准、再由該府廳具詳會鎭轉請核辦、再查該廳管轄洋面七八百里、共計三十六島、係有名可指者、此外島嶼尙多、周圍約三百餘里、近年生聚日繁、人丁約計有十五六萬、與往昔情形不同、且駐札兵丁尤衆、鈐束稽查、不容稍懈、卽如上年戍兵林應生、因姦謀殺本夫一案、若非張倅星速拏辦、幾至漏網、想平時姦盜之案、亦所常有、該廳爲糧、捕通判、如可請加撫民職銜、如淡蘭等缺、管理民事、而設巡司、兼管監押人犯、遇有情重之案、徑由廳解府速辦、則兵民皆有所畏憚、似更周妥、某以海防關重　而又遠隔郡城、非如臺郡本屬、易以首尾相應、不能不鰓鰓過慮也、（斯未信齋文集澎湖官制議）

而かも竟に督撫の容るゝ所と爲らずして止めり、乃ち「澎湖は、壤地褊小にして、百凡の規爲多くは簡略に從ふ、地勢然らしむるのみ」（澎湖廳志）との等閑は、古より近代に至るまで爾かりしなり、故を以て斯土に官する者の如きは、概ね居恒鬱々樂まず、苟且の治に偸安すること多きを免れず、彼の乾隆三十一年二月澎湖通判に任じたる胡建偉が、甫めて澎湖に登岸するや、卽ち詩を作りて、其懽情を示しゝ中に、「紛紛吏役懽相迎、紅紗夾岸籠燈俟、連日憖心千尺濤、足踏實地樂無比、從容就官謁諸生、殷勤問俗挈大指、一十三澳民頗惇、澆漓只有媽宮市」といひ、意を勸民造士に銳にして自ら任じたる如きを初め、嘉慶二十一年福建巡撫王紹蘭が、巡臺の途次澎湖に抵り、詩を賦して、「乍經滄海到澎陽、島嶼靑靑水一方、奉使東瀛持虎節、安流南紀靖龍堂、天生絕險山河固、運際文明日月光、努力諸君勞鎭撫、輶軒載筆頌平康」といひ、責成を當路に要めしあるも、概ね之を藐視せらるゝ傾あり、所謂「澎の地は瘠苦、實缺の官視て畏途と爲す」（澎湖廳志）とは、實に之に伴へりし通弊とも謂ふべかりき、道光九年六月澎湖通判に任じたる丁秉南の幕僚劉伯琛の手に成りし來鶴一篇の序及び詩の如きを一閱すれば、此間に於て徒に風流韻事に悠遊し、末技に沾々たるに過ぎざりし、有司の裏面の消息を窺ふべき如し、

己丑荔夏、丁齋堂司馬權篆澎湖別駕、豫想偕東渡、謬司記室一席、其安硯處、湫隘沮洳、絕無花木竹石之趣、且歲多鹹雨狂颶、居恒鬱鬱不樂、仲冬十八日、有白鶴、自下於庭、飼之馴甚、岑寂中得此佳侶、無殊空谷足音、良朋遠志欣快奚如、爰賦七言律句、以誌喜、

縞衣玄袂下靑田、歲暮何來落海壖、飮啄恥爭雞鶩粒、棲遲好伴鳳鸞騫、腰纏萬貫知無分、口吐雙珠或有緣、塵世滄桑容易換、與卿相對語堯年、

されば「渺茲澎湖島、汪洋當巨浸、哀哉澎湖民、顚連遭歲祲」（厦門道周凱撫恤時中の句）の窮情ありて、之を濟ふに由なかりしも宜なり、降りて同治十三年に於けりし臺灣の戒嚴は、澎湖の防範に主力を注ぐと同時に、澎湖の廳治を振肅するの議、亦當面の急務と認められ、光緒元年冬水師副將吳奇勳が、衙署の西偏に籌海堂を營みて、紋會棲息の所に充つるや、梁純夫其堂の跋を代譔し左の如くに言へるもの、之によりて澎治刷新の萌動を兆しゝを見るを得んか、

昔、李文饒作樓於劍南、而以籌邊名、蓋紀實也、僕才識檮陋、何敢妄希、惟二十年來、浪楫風帆、驅馳戎事、海防之略、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

竊有志焉、守澎八載、差幸鯨鯢不波、公暇得與幕中諸君子及僚友屬萑、論史談兵竝講求海上戰略、胸次爲之豁然、惜遜日就傾圮、不堪容膝、爰捐俸葺而新之、竝建堂於西偏、以爲敍會棲息之所、堂成匠氏以名請僕、思地爲海疆要害、自以籌海爲先、因名之、非敢媲美於古人、亦不敢自外於古人也、願登斯堂者、勿以其迂而笑之可也、光緒元年歲次乙亥季冬穀旦、

蓋し籌海の周備に賴りて、澎湖を有つの國是を定められし、機微を窺ふべし、而して光緒十二年に於ける臺灣の分省に際し、初めて澎湖の施治擴大の緖に就けり、廳治を文澳より媽宮に移すと共に、南端の八罩嶼に巡檢を設けし事是れにして、澎湖廳志に記して「按するに澎の腹地は大山嶼に在り、大山の結聚は媽宮港に在り、其地內港澄淨湖の如く、小島環抱　帆檣雲集し、煙家千餘家、澎の市鎭と爲す、故に營を設けて駐守す、洵に要地なり、文澳は卽ち偏隅に退處し、居民稀少にして、較々僻陋と爲す、且文武は同城の官と稱するに、乃ち相距ること四五里にして遙なるは、未だ睽離を免れず、玆に治を媽宮に移せるは、數便あり、賈船の聚まる所、稽查に便なり、官倉の在る所、防範に便なり、兵民の雜處は彈壓に便なり、朔望の宣講、文武の公事を會商するに、往來に便なり、夫れ廳縣は親民の官と爲して、紳商は小民の望なり、今澎の紳商多く媽宮に萃る、廳治を以て此に移すときは、腹地の勢、常に重く、官紳の跡常に親み、耳目切近し、下情亦時に達すべし、賢吏あり、出でて上德を宣べ、下情を達し、父と慈を言ひ、子と孝を言ひ、學を講じ、士に課し、農を務め、商を通じ、疾苦時を以て聞し、情僞遁飾するに由なからしめ、衆心依附する所ありて、政是に於て成らん」といへるは、以て其移治の理由として見るべきなり、

是より先、光緒十年、閩浙總督何璟・福建巡撫張兆棟の上りし、擬請添設移改疏中に、「臣兆棟、前に渡臺巡閱するに因り、應に辦すべきの事宜を條陳し、羅漢門巡檢を將て、澎湖に改移せんことを擬請し、批旨を奉じ、督撫をして籌議を妥爲せしめらる（中略）、澎湖は島嶼縱橫し、文職は祇々一通判のみ、控馭周くし難し、是を以て、羅漢門巡檢を媽祖宮に改移するの議ありき、現に臺灣道劉璈の查勘を准加するを經るに、澎湖廳治を距る九十里の八罩地方は媽祖宮に較れば更に緊要と爲す、該處の居民は、漁を以て業と爲し、良莠齊しからず、海船の擱淺に、危に乘じて搶奪する情の事あり、廳員既に鞭長も及ぶなく、汛弁把總又以て鎭壓を資くるに足らず、擬して臺灣縣羅漢門巡檢を將て、八罩地方に移紮し、澎湖通判の管轄に歸し、附近將軍澳等の嶼は、卽ち該巡檢の分管に歸し、地に因りて宜きを制せば、洵に海疆に於て益あらん云云、仰ぎ懇くは羅漢門巡檢を改めて、澎湖巡檢と爲し、八罩に移紮し、以て治理を責けて巡防を重くせん」との語あり、當時繼ぐに佛國との交戰を以てして、直ちに行ふを果さゞりしが、乃ち其前議を採用したるなり、然れども眞に澎湖の廳治をして百度隆興せしめんと欲せば、僅に八罩の一嶼に巡檢を添設せるを以て足れりと爲すべからず、尙ほ他の偏在の諸島に巡防の機關を布置し、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以て治海藩籬の實を擧げざるべからず、而かも之が施設に於て、全く放置に附せられしは事實にして、澎湖廳志の如き、既に之を論じて「按ずるに澎湖の各嶼、惟々大山嶼及び北山各社のみ、人烟頗る密なるも、此外の海を隔つる嶼上、民居あるもの、西嶼八罩を以て大と爲す、他は虎井・桶盤・吉貝・員貝・鳥嶼・花嶼・小門汛・大倉仔・南大嶼の如きより、以て東西吉・東西嶼坪に及ぶのみ、其他或は沙汕浮出し、或は海中の片石とし、平地の耕すべきなく、港路の泊すべきなく、時に漁舟挂網の蹤跡、偶々至ることあるのみ、初より之を嶼と謂ふを得ざるなり、夫れ生齒日に繁くして、土田廣きを加へず、故に凡そ釣すべく耕すべきの地は、皆小民生聚の區たり、官の善く經理を爲すに在り、紀略を考ふるに、南大嶼・東西嶼坪は、廳治を距ること較々遠きがため曾て封禁を經たるを載す、蓋し鞭長も及ぶなく、奸宄の混跡する所と爲るを恐れたるなり、抑々知る、國家の聲教四もに訖び、山陬海澨は、食毛踐土の區に非ざるなし、豈區區の小島に於て、而かも化外に之を置かんや、且此島に居る者は、皆耕釣の良民、家屋の安あり、舟楫の利あり、比隣以て守望を資くるあり、澚甲水汛、以て互に相稽査するあり、其媽宮廳治に於ける、手足の頭目を衞るに異るなし、脫し空曠無人ならしめば、安ぞ奸宄の竊踞する所と爲り、轉末驚覺に由らざるを知らんや、嗎瑪闌の蘇澚に覩るに、未闢以前は、海賊朱濆・蔡牽の垂涎するもの屢々なりしも、既に裂闢を經れば、雞犬相聞え、奸人更に其跡を容るゝ所なし、孰れか得、孰れか失、較然辨ふべきなり、夫れ地の大小殊なりと雖も、而かも情形は即ち一なり、又何ぞ必ずしも封禁に汲々として、而かる後之を無事と謂はんや」といへりしは、其規制の擴張を以て之に望みたるなり、然れども竟に行ふこと能はざりき、而して既設の八罩巡檢の如きは、官規の上には、最も重大の權限を與へられたるものにして「凡そ遭風の商船擱淺し、鄉民の搶掠するに遇へば、以て隨時救護彈壓すべし」(澎湖廳志)といふに在り、乃ち之に弓兵十八名を配し、同嶼の網按澚に駐せしむ、然れども其最初の巡檢として就任したる陸瑞銘(羅漢門より移駐す期滿ちて卸事し次て再調して五年間在任したり)の如き、特り鋭意勉職の績見るべきものありしも、其他の巡檢に至りては、概ね苟安之れ事とし、すべて一年に滿たざるに、盡く離任し、殊に光緒十九二十年間に於ける最後の巡檢章寶基の時の如き、規制の定むる所の配兵數(十八名)は、實際四五名を駐せしめしに過ぎず、餘は虛設なりきといふ、(巡檢署の如きも僅に民屋の一房を賃して之に充てたるのみ)

空生閣　　康有爲

岩洞玲瓏曲徑幽。空生閣上竹鳴秋。
石住道人何所在。四山撲翠澗潺流。

支那事情

北京新聞界の新消息

支那の言論界は清朝の末年に比較すれば著しき進歩をなしたるも先進國の其れと比較すれば雲泥も啻ならず

上海の申報、時報、新聞報、時事新報等は古き歴史を有し經營も困難ならざれば記事も豐富に議論も公正にて新聞としての價値、輿論、機關としての權威は上海諸新聞に在りと云ふを得べし

北京は中央政府の所在地なれば從つて新聞紙の數少なからず民國五年頃より通信社の數も增加し今日となりては新聞通信社と合せて約四十社を數ふべし

數ある新聞社にして不偏不黨の權利を標榜し得るものは一社としてもなし官廳或は團體或は個人と直接間接の關係を有すされば新聞紙といふよりば官報或は檄文の刷物と見るが適當なるべし

北京報界同志會なるものが北京報界の團體機關として各社の連絡を取り當局との交渉も擔當したるが本會の幹部なる者が常に公平の態度を失ふにあり團體としての活動は輿論の上に表はれず

同志會に加入せざる中華新報（國民黨機關）晨鐘報（進步黨機關）は報界同志會より繼子扱ひにされ當局よりは國賊呼ばりをされたり其故は常に段內閣の主戰政策に反對したればなり同志會の幹部は段派及び安福派の所屬議員にて占め段內閣の政策を援助し南方に對して極端なる攻擊の態度に出で時の大總統馮國璋等も筆端に掛けられたる事さへあり同志會は全く段派の機關團體たりしなり

中華新報、晨鐘報は段內閣の借款政策を攻擊して發行禁止の厄に遭ひ主筆及編輯人は罰金刑或は體刑を受けたり此一例にて北京言論界の不振を知るを得べし徐東海大總統となり言論尊重の命令を宣布し機會ある毎に新聞記者を招きて言論界と接觸するに到りて北京の新聞通信社は蘇生したる趣きあり

報界同志界が段內閣の機關となり幹部が專橫を恣にしたる結果幹部の專橫に憤慨したる者及援段政策に反對したる者は徐總統の言論尊重を機とし別に團體組織の議成り報界聯合會なるものを產出せり聯合會は新聞通信社在京特派員を合せ二十八社より成り南北の和平を主義とし斷然同志會に反對して立てり同志會は時勢に葬られて京津時報、民視報、同知報、國是法、亞東新聞、公言報の七社に減少せり

聯合會が徐總統の政策を援助するは同志會の段內閣を援助したる心事と何等違ふ所なきも主戰を捨てて和平に贊成して起てるは喜ぶべし

二十五六の新聞社中印刷機械を有するは北京日報と晨報との二社にて他は印刷屋にて出版す國務院方面にては新聞操縱費を二百元より二千元までとし此れは代々の內閣が默認する政策たりと云ふ

支那全國を通じ新聞社の數は甚だ多しされど上海の二三の社を除く外は皆機關紙なりされば新聞紙の系統を知らざれば眞の時事を知るを得ず此れを支那言論界の一大弱點なりとす

外人經營の新聞又多きも皆各本國の保護を受くるは當然なるも英米の新聞には同臭の掩ふ可からざるものありされども支那の眞事實を知るには寧ろ外人新聞を通するが確實なり

我が外務省の順天時報は漢字新聞として最古最大の新聞なるが支那政變の起る毎に紙數の增加するは支那人が自國の新聞にては眞相を知るを得ざる結果なり

英米人は新聞政策に巧妙の手腕を有す上海のノース、チャイナデリニュース、天津のペキンアンドテンシンタイムス及ノースチヤナスター紙等を利用して都合よき記事を供給し時々排日を餘儀なくする材料を登載せしむ日本は之に對抗する英字新聞を有せず

北京に新支那と京津日日新聞の二邦字新聞あり居留民千餘購讀者三百人に過ぎず互に損失の競爭をなす無益の競爭は却て害毒を生ず寧ろ前兩社を犧牲にして英字新聞を發刊するに如かず

（日支共同通信）

徐世昌の財政五大計畫

徐世昌は財政整頓五大計畫を財政委員會に提出し議の竣るを俟つて非國務會議に提交する趣なるが其內容を聞くに

一　稅收整頓軍興りし以來各省は口を兵災水旱に藉り稅收甚だ聚らざるが其實は多く經手人の弊を

弄するに由れり故に第一步に財賦を淸理し稅收を整頓し中に居りて賦合を取ることを嚴重に取締るにあり

二　連帶機關の裁減　凡そ一事數人一人數事の連帶機關は皆裁撤し中央より施行して各省に及ぶ

三　審計の職權を尊重す以後各機關は審計院の確實に檢査すべき特權あることを認定し該院の批駮する所は何人に論なく皆須らく遵辨すべし

四　各省の中央に對する稅款は每月須らく中央に送り各省に要する所の款項は皆中央より受領すべし小數目の款項と雖も亦中央より領取し先づ自ら換用することを得ず

五　以後各省の財政廳長關監督及鹽運使等の項の官吏は地方より推薦することを得ず中央が用ふる所の人に對して地方官亦動もすれば卽ち反對することを得ず以て財政政策を貫徹し財政の自然に獨立する基礎を養成す。（民國日報）

全國鐵道統一問題

近日中外の新聞紙は一大問題を發布せり此問題は吾國の前途に絶大なる關係を有すれば凡て我國人は均しく一番研究し萬等閒視すべからず此は卽ち鐵道問題是なり我國は外人と交通せしより以來各國は先後に特殊利權を取得して區域劃定し甲國の此區域内にありて特殊の權利を取得せるものを甲國の勢力範圍と曰ひ乙國の彼の區域内にありて特殊の利權を取得せるものを乙國の勢力範圍と曰へり是に於て楊子江流域は變じて英國の勢力範圍となり雲南一帶は變じて佛國の勢力範圍となり露國は北滿にあり日本は南滿福建にあり近く又獨國より山東の勢力範圍を攫取せり中國にして若し外債を借り實業を興辨せんことを要せば先づ各國の該區域内にある優先權を承認すべきか或は各國は各區域内にありて鐵道の建築を要求し各國勢力範圍の下に歸すべし露の東淸鐵道日の南滿鐵道佛の滇越鐵道英國資本の滬寧滬杭甬鐵道の如き各自に政を爲して相屬せず這種勢力範圍を打破せんとするよりして時人に鐵道統一の議起りたり統一の法は英米佛日露の五國より共同投資し中國のあらゆる鐵道を以て一律に此國際組合の統一機關の管理に歸し中國も亦一分子となり中國自身に有せる鐵道も其内に加入するにあり政府は本と已に計畫を以て在歐の我國代表に電報し提出を令したるも閣員中に反對者あるより又其提出を見合はすべく電令現に已に全國の注意を惹起せり願くば我國民平心に研究して正確の議論を發し以て此問題を解決せんことを（時報）

（通信文）

草山警察職員療養所より一筆申上候當地山間の景は何時もながら興趣淺からず恰も陶詩を誦し柳文を讀むの感有之小生も一兩日來此處に俗腸を洗ひ居り候目下當療養所並に浴室とも追々改善せられ一層便利ゝ氣持よく相成候間是非御一遊を試みられ度警察協會以外の諸君へは小生より紹介書を呈すべく候士林より一路春風二里强、轎上夢を載せて直ちに到るべく候匆々

三月七日　今　田　生

草山警察職員療養所（今田警察協會主事寄贈）

華僑學校設立の請議

日本に在留せる華人の數は日に多きを加へつゝあるが其大部分は福建廣東人なり此等在留民の子弟の教育に關し若し等閑に付せば教育の權は勢必らず彼國の掌奪する所となり幼齡の兒童は彼邦の敎化を受けて祖國の觀念は自然に薄弱なるに至らん此れ實に注意すべきの一事なり日本留學監督江庸氏は右に就き昨北京政府に條陳し速に華僑學校を設けて祖國の文明を灌輸し將來國家の人材を養成する豫備をなさんとせるが原議は甚だ長きを以て茲に

其要を論ぜんに
一、華僑學校は國内に於ける國民學校の制に倣ふて組織し專ら國内の師範生を聘して敎授となし其歷史地理國文の三科に於ける課本は純ら中國を主體とす
一、華僑學校卒業生は國に回りて國家大學に入ることを得且つ同等の待遇を受くべし其程度少しく差ふものも亦收容して奬勵を示すべし
一、國家は補助費を與ふるに興學者を助くるの興趣を以てすべし在留民の殷富なる固より國家の補助に俟つなきも此の如くせざれば以て國のの愛護を示すに足らず若し財政缺乏ならば政府の名義を以て各國にある僑民より募集するも亦不可なし
此項の條陳は徐總統も甚だ贊成にして已に敎育內務外交各部に交付し會同審議せしめつゝありと云ふ(中華新報)

南洋事情

學生會館學生實務練習

南洋協會の委託經營に係る新嘉坡商品陳列館所屬學生會館に於ては學生中の希望者に對して學業の餘暇を以て左記心得に據り各課主任監督の下に實務の練習に從事せしむることゝなせり

學生實務練習心得

學生にして商品陳列館の事務に從事せんと欲する者は左の各項を心掛くべし
(事務は之を三部に區分し學生をして各一週間每に交代せしむ)

翻譯部

一、本部は新聞雜誌其他の翻譯に從事するものとす。
一、翻譯文は館長若くは調査課長より、隨時指定すべきを以て指名せられたるものは必ず全部完結せしむべし、完了の上は直に淸書し提出すべし
一、翻譯に際し難解の個所あらば、英語敎師若くは陳列館長に質し、可及的翻譯の正確を期すべし。
一、翻譯文には題名、原新聞、雜誌名、發行年月日及び翻譯者の姓名を記載することを忘れざる樣注意すべし
一、參考書を必要とする場合には、本館備付圖書を使用するも差支なし。
一、翻譯は成る可く指定の期日内に完了せしむべし。

調査部

一、本部は專ら當地に於ける輸出入貿易、市況、並に取引慣習等に就き調査するものとす
一、市中の商店、銀行、汽船會社等を訪問するに當りては可成當該會社商店の事務閑散の時期を選み萬事先方に迷惑とならざる樣注意すべし。
一、調査事項は館長、調査課長及商務課長より指定せしものに限るも、各自希望の事項あらば其旨申出て指圖を受くべし
一、指定せられたる調査事項の完結するにあらざれば他の調査に轉ずることを得ず。
一、調査濟の上は調査の結果を淸書して提出すべし
一、本部は陳列館に於ける諸般の雜務、卽ち「タイプライター」の使用、商人其他との交渉、陳列品の說明接客等の事務に從事するものとす。
一、以上の事務に從事するに當りては、館長及各課主任の指圖に從ふ可し。

商品陳列館調査規程

別項商品陳列館は其の事業の一として經濟上諸般調査報告の依賴に應ずべき規定ありしが今回其の趣旨に依り左の如く調査規程を制定したり

新嘉坡商品陳列館調査規程

第一條　當業者は、本館規程第九條に依り企業及商取引に關する調査を依賴することを得、但し之が爲めに費用を要する場合には依賴者其實費を負擔すべし。
第二條　前條の調査を依賴せんと欲するものは其事項を詳記し本館に差出すべし。
第三條　本館は調査事項に依りては依賴を受諾せざることあるべし。
第四條　調査結了したるとき本館は書面又は口頭を以て之を依賴者に通知すべし。
第五條　當業者は英文、和蘭文、馬來文、獨逸文及び支那文の飜譯若くは作成を、本館に依賴することを得、但し依賴者は左の割合を以て料金を支拂ふべし。
一、飜譯文若くは作成文百字以内　金壹圓
　銀壹弗
一、同　百字以上百字を增す毎に　金五拾錢
　銀五拾仙
第六條　本館は飜譯文若くは作成文の種類に依り又は本館の都合に依り前條の依賴に應ぜざることあるべし

彙報

臺灣教育令に關する訓令及諭告

臺灣教育令は來る四月一日より施行せらるゝ旨二月一日付府令第八號を以て規定せられ同時に臺灣總督より左の如く訓令及諭告を發せられたり

▲訓令第十二號　臺灣教育令新に發布せられ學制の方針玆に明かに施設の綱要も亦始めて定る今之が實施に際し洽く民衆に諭告すると同時に諸官に訓示し以て其の遵奉する所以の途を一にせしめむとす事に稽ふるに我が邦の教育勅語は千古不磨の大訓にして乾坤を貫き古今を通し炳焉たること日星の若し苟も帝國の臣民たる者其れ孰か之を服膺せさらむ殊に教育に從事する者は須らく此の　聖慮に基き廣く子弟を指導誘掖し以て其の大本を謬る勿からむことを要す

我が臺灣の皇化に浴するや未だ久しからずと雖教育の本義に至ては即ち復た　先帝の教育勅語を遵奉し洽く島民をして之に率由せしむることを儆とし て敢て渝ることと死し只須らく民度の適する所を察し緩急其の序を失はす學を獎め業を勵まし博く島民の智識を啓發し母國の文明と倶に渾然融化せしむるを得は本令發布の旨復た曠しからす諸官其れ克く之を期すべし

▲諭告第一號　帝國の臺灣を統治すること既に二十有餘年揭文興化の跡歴然見るべきものあり今や教育の方針を確立し洽く庶民をして其の率由する所を知らしむるは蓋し刻下の急務なるべし是れ臺灣教育令の發布を見るに至りたる所以なり

恭しく惟るに

先帝夙に鄉黨庠序の教を軫念し竟に教育勅語を宣布し以て帝國學政の根本義を示し給へり是れ實に千古不磨の典謨にして乾坤の柱礎復た此の他に出つ可からず玆に臺灣教育令を施行するに方り固より之を奉體して唯一の憲章と爲すは論を俟たす叡慮の存する所も蓋し亦述べて作らざるに在るなり庶民宜しく斯旨を遵守し以て文教の大義を愆る勿かれ徒に奇を好み新を趁ふて輕佻浮薄の俗を成し或は舊套を墨守して毫も文化の推移する所を知らざるが如きは倶に是れ本令發布の趣旨に協洽する所以に非ざるなり

臺灣の教育は之を分ちて普通教育、實業教育、專門教育、師範教育の四とす普通教育は國語を教へ且生活に必須なる智識技能を授くるを目的とし女子に在りては特に貞順溫和の德を養はしめ實業教育專門教育倶に其の必要なる學術技藝を授くるを以て主と爲す而して師範教育に至りては特に品性の陶冶と國語の習熟とに其の能力を傾注せしめ以て普通教育の淵源を作らむことを要す然れども各種の教育に於て其の德性を涵養するは根本の大義にして敢て其の間に輕重あることなきは昭として明なり今や總督府は學制を統一するの必要を認め專門教育を施す學校を官立に限り師範並普通教育を施す學校を官立若は公立に限れり是れ即ち前者に在りては時勢と民度とに適應すべき諸般の設備を爲すの必要あり後者に在りては國民性涵養の統一機關として特に其の必要あるが爲なり若夫れ本令に揭ぐる以外の特種學校其の他の教育施設及私立學校に關しては本令の趣旨に依り各般の事情を斟酌し漸次其の規定を設けて準據する所を示さむとす

要するに臺灣の教育は現時世界に於ける人文發達の程度を觀察し島民をして之に順應するの智能を啓發せしめ德性を涵養し國語を普及せしめ以て帝國の臣民たるべき資質と品性とを具備せしめむとするに在り臺灣の民衆宜に克く此の精神を體得し各其の分に應じ子弟をして就學せしむるあらば庶幾くは帝國の隆運に伴ふて常に浩蕩たる聖恩に沐浴し光榮ある帝國の臣民として永く太平の業を享くるを得む惟其れ遵行して以て違ふ毋かれ

臺灣經濟概況

本月一日臺灣銀行總會席上に於て櫻井頭取の述べられたる昨年中の業務報告は同行關係地方特に臺灣經濟の概況を知悉するの便あるを以て之を左に揭載す

▲株主各位玆に第三十九回定時株主總會を開くに當り昨年中に於ける臺灣並本行關係地方經濟界の狀勢と本行業務の概況を述べ以て各位の參考に供せむとす

本邦經濟界は昨年上半季に在ては歐洲戰局の前途尚逆睹し得ざりしに露國の紛亂は聯合國に一大困難を齎し各國の戰時施設愈緊密を加へ本邦の貿易及企業等に影響する所尠からざりしも概れ順調に經過し得たり而して下半季に入りては諸物價騰貴

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

西比利亞出兵時局急轉等の影響を受け一層の波瀾を加へたるか其間外國貿易は依然增進の勢を以て總額三十七億圓に達し約三億圓の出超を示し金融界は爲替資金各種證券發行企業資金等の需要に依り漸次繁忙を告げ金利强調に轉じ十一月休戰條約成立するや戰時事業は槪して打擊を蒙り財界一部動搖の因をなせるも一般の警戒に依り格別の事なくして越年せり

臺灣に於ける昨年中の貿易總額は二億四千三百餘萬圓にして內移輸出一億三千九百餘萬圓移輸入一億四百餘萬圓を示し之を前年に比すれば移輸出は主として砂糖減收に依り六百六十餘萬圓を減少し又移輸入は米油糟燐寸葉煙草木材其他建築材料等の增加に依りて千五百三十餘萬圓を增加し結局貿易總額に於て八百六十餘萬圓を增加せり更に臺灣重要物產の消長に就て述ぶれば砂糖は大正六七年期製產額五百七十萬擔にして之が移輸出額を見るに五百十餘萬擔價額六千八十餘萬圓にして前年に比し百八十餘萬擔價額二千三百二十餘萬圓を減少し米は第一期及第二期を合せ四百七十餘萬石を算し前年と大差なかりしも初春以來米價騰貴の爲內地に百十餘萬石價額二千四百八十餘萬圓を移出し之が爲却て外米五百十餘萬圓の輸入を見たり樟腦及樟腦油は勞銀騰貴の爲產額減少し之が移輸出額は六百餘萬圓にして前年に比し百四十餘萬圓を減少せり烏龍茶は米國市場に於て包種茶は南洋各地に於て共に好況を呈し兩種の移輸出額九百三十餘萬圓に達し前年に比し百五十餘萬圓を增加せり然るに九月中爪哇に於て外國茶の輸入を禁止し本島茶に影響する處尠からざるを以て官憲及同地帝國領事の盡力に依り蘭領政府との間に事情の疏通を得て昨年度包種茶は之を輸出し得る事となり尙全然將來の解禁を期し目下同地茶商と協議中なるが本行亦其間に斡旋し共同利益を計る爲彼地に茶商公會を設立せり酒精は內地需要旺盛にして價格亦騰貴の爲生產額約十萬石移輸出額千百三十餘萬圓に達し前年に比し二百十萬圓を增加せり石炭は香港其他に對し二十八萬餘噸價額二百八十餘萬圓を輸出し前年に比し百餘萬圓を增加せり金は生產費騰貴の爲產額前年に比し半減せり而して是等重要物產に對する本行昨年中の放資額は二億七千九百八十餘萬圓にして前年に比し七千二百萬餘圓を增加せり

臺灣企業界は活況を呈し政府事業たる鐵道敷設埤圳及道路開鑿等は著々進捗し又民業としては炭鑛電氣紡織釀造其他化學工業等の企業計畫を見るに至り昨年中新設諸會社約五十其資本金二千萬圓に達せり本行は是等諸事業に對して資金上の便宜を圖り其發達を幇助しつゝあり尙目下臺灣總督府に於て計劃中の官民合同經營の日月潭水力電氣事業は臺灣に於ける工業に對し低廉なる動力を供給せんとするものにして其竣工後に於ける諸工業の發達は必ずや著しきものあらん

日本勸業銀行代理貸付は米價騰貴其他農家經濟の好況により大口臨時償還を爲したる者多く前年に比し貸付現在額は減少したるも小口貸付普及に努力せし結果口數に於て增加せり

本銀行券は昨年三月保證發行限度二千萬圓に擴張せられたるが爾來本島經濟界の好況は益其發行高の增加を促し下半季平均三千四百三十餘萬圓にして前年同季に比し五百三十餘萬圓を增加し最高發行高四千二百十餘萬圓を示せり

飜て支那に於ける狀勢を見るに昨年中農產物は各省槪ね豐產を告げ特に棉花は陝西湖南湖北及河南の諸省を通じ豆作にして前年に比し約二割の增收を報ぜり而して外國貿易は南北政爭及銀價騰貴等の影響を蒙り輸出の不況を招き各地現銀減少に依る金融の逼迫と船腹不足並各國貿易の制限等に依り輸入は著しく減退し外國貿易は前年に比し減少したるも日支間に於ては輸出入共相當好況を呈し昨年中本邦(臺灣を含む)對支那(香港を含む)間の貿易額は七億四千八十餘萬圓に達し前年に比すれば一億九千八百二十萬圓を增加せり轉じて南洋及印度方面を見るに是等地方產出品の取引增進と本邦諸工業の發達及本邦品販路の擴張とは相俟て彼我輸出入を著しく增進せしめ昨年中本邦對南洋印度間の貿易額七億九千三百九十餘萬圓にして前年に比し三億千三百二十餘萬圓の增加を示せり

次に國際爲替に就て述ぶれば引續き各國の貿易制限は益國際爲替決濟上に常調を缺きたるも獨り英米間爲替に於ては兩國の努力により爲替相場安定を保ちたりしが本邦を始め東洋諸國の歐米に對する貿易關係は依然巨額の出超を示し是が決濟上支障尠からざるものありたり本邦外國爲替關係は引續き出超及貿易以外巨額の對外受取勘定の堆積に依り對英米爲替の出合を困難ならしめ爲替相場は騰貴に次ぐに騰貴を以てし資金の回轉を不便ならしめ延て爲替狀態の不安を招けり政府は此間在外正貨の買入國庫債券の發行等に依り爲替調節を援助せられ市場に於ては聯合與國の公債引受海外放

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

資の實行を見たり本行は右狀勢に對して極力爲替取引に努めたる外內地に於ては國庫債劵與國公債の募集引受に參加し又本邦資本家の信託を受け海外公債に對する投資を仲介せり然るに昨秋休戰條約の成立に依り聯合國禁輸撤廢の範圍擴大するに從ひ輸入貿易著しく增進の勢を示し時局以來爲替上の形勢爰に漸く囘轉し對英米爲替相場は漸落の趨向を呈するに至れり次に對支爲替に就ては銀價騰貴に依り其相場一層强調を帶び支那各地金融逼迫の爲本行支那各店は爲替操縱上困難尠からざるものありたり又印度爲替に就ては本邦棉絲布諸雜貨等の輸出激增と本邦印棉買入減少と相俟て一時却て印度棉花資金の過剩を見たり南洋地方に於ては其對母國間等の爲替相場は變動常なく從て本邦爪哇間の爲替相場の如きは騰落激甚にして最高最低の差二割に及び貿易業者の苦痛多大なるものありしが本行は之が調節に努め南方に對する輸出の助長は勿論此等地方重要品中砂糖棉花米等の輸入に對し利便を計れり前叙の如き各國爲替事情の下にありて本行の爲替業務は幸に進境を示し下半季中爲替取組高九億五千百四十餘萬圓に達し前年同季に比し二億四千三百八十餘萬圓を增加せり

又支那借款及南洋事業投資に關しては本行は昨年中一層之に力め其下半季末現在放資額六千百九十餘萬圓に達せり

本行店舖の新設に關しては臺灣に於て昨年七月一日桃園に十一月一日南投に各出張所を設け更に臺灣及南方貿易の關係上本年一月一日門司に出張所を開き進て暹羅國盤谷に出張所開設の準備を了せり

又茲に特に報告すべきは株式會社華南銀行の設立なりとす即日支合辨の組織に依り南支南洋の貿易華僑の金融機關として華僑銀行設立の必要あることは本行の年來唱導せる所にして從來久しく調査研究に力めたりしが其機熟するに至りしを以て昨年來本島を中心として南支南洋に活動す可き合辨銀行の設立を計劃し本行專ら之が進捗に努力し株式募集も圓滿に進行し資本金壹千萬圓を以て本年一月二十九日愈華南銀行の設立を見るに至れり同行は將來日支親善の實を擧げ東洋一帶の通商に貢獻する所甚大ならん本行も亦共に今後一層の努力を期す

本行業務の進展に伴ひ資金を要することと益々大なるを以て昨年十月一日新株第二回拂込を實行したるが十一月二十二日を以て其拂込を結了したり之を要するに昨年下半季は歐洲時局の變轉支那政爭國際爲替の變態內地經濟界の變動等各方面に於て本行業務上に及ぼせる影響多大なりしと雖も幸にして別册營業報告書に示すが如き成績を擧ぐるを得たり仍て茲に利益金分配案を提出せり希は各位の承認あらんことを

▲支部報▼

▲**支部主催講演會**　一月二十五日當支部は南洋協會支部と合同して左記講演會を城南小學校に開き

印度旅行談　小川尙義君
米國見聞談　大島正滿君

又た二月二十五日同校に於て臺灣警察協會及臺灣教育會と合同して左記講演會を開きたるが何れも有益なる講話にて非常の盛會を極めたり

佛敎と現時の思想問題　赤松連城師

▲**本誌二月休刊**　本誌二月號は編輯員病氣の爲め期日發行の運びに至らざりしを以て已むなく休刊したり

▲**太田、北村兩氏送迎會**　支部幹事太田一平氏三十四銀行東京支店長に榮轉に付後任北村吉之助氏に支部評議員、同幹事、臺灣商工學校理事を依囑したるが同月十四日下村支部長は右兩氏並に幹部諸氏を長官々邸に招待して鄭重なる午餐を饗し高田副長支部長代理として送迎辭を叙し兩氏の謝辭ありて一同惝然淸興を盡して散會したり

▲**臺灣商工學校生徒募集**　同校は今回商科一年級へ八十名、工科一年級へ四十名の入學希望者を募集し四月十三日試驗の上合格者を採用する手順なり委細本誌廣告に明かなり

▲**相馬評議員**　二月八日內地より歸臺
▲**櫻井幹事長**　二月十四日上京
▲**楠　幹　事**　二月二十五日內地より歸臺
▲**池田幹事**　同　上
▲**石川評議員**　三月十一日內地より歸臺

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文臺灣時報

大正八年三月號

論臺灣法治

康誥曰、作新民、作之云者、謂振起自新之民、不可泥守舊污、宜度時機爲之改易、前覆審法院檢察官長、現任錦鷄間祇候尾立維孝閣下、嘗得此意、就臺灣法治而立言曰、臺灣者非臺灣之臺灣、實爲我大日本帝國之臺灣也、故統治臺灣、宜促同化、俾諸行爲一如北海道琉球可也。欲臺灣同化、莫如舉法制與內地同一、區區舊慣、毋庸顧慮、何以言之、臺灣舊慣、非臺灣通有之舊慣、卽臺灣之南北、亦各懸殊。破壞舊慣、施行新法制、何難之有、臺灣民衆、今爲帝國臣民、想彼民衆、必有希望、期爲完全統一的法制國之人民、常憶我日本政府維新之初、破壞三百諸侯之制度、得成今日之法治國、臺灣獨不可倣而行之乎、以特別立法權、附與臺灣督府。如此制度、迄今未聞更改者。何也、今日臺灣事情、內地人知之、且交通得利便、尤非昔日之比、以臺灣之法律、使審議於帝國議會、何不可之有、以臺灣之司法權、就司法省統之、又何不便之有、予駐臺十數年、曾任督府律令評議員、早有如此意見、故當笞刑創舉、與夫彩票局新設之初、曾極力反對之、欲取內地法律、期適用於臺灣、又極力主張之、不幸予言、不適用、爾來、多歷年所更有十星霜矣、臺灣非臺灣之臺灣、實爲我日本帝國之臺灣、不宜固執舊慣舊法、須促速採用日本法令、我皇一視同仁、聖德如海、將使王化普及遐陬、得以犂固我國之基礎者、臺灣官吏固有此責任也、臺灣官吏、可不勉哉云云、細觀尾立閣下之立論、藻不妄抒。語語中肯、顧我督府、調查舊慣民俗、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

特設法令者、可謂因時制宜耳、究竟非百年大計、欲使全島民衆、同化於本國、須取與本國同一之法律、施諸臺灣、使臺灣民衆、知所遵依、然後可期同化于本國、且與北海道人與琉球人、如出一轍、本島人、刻下有形無形、幾與內地同其風俗、同化著著發現、此後我督府苟以內地諸法令、施行島內、一如尾立閣下所言、島民諸君、宜促同化于本國人、得與之同一資格、島民欲得同一資格、舉凡從前之惡習舊染、一一祛除、帝國之新法淳風、一一恪守、作新民一語、將於我督府統治臺民見之乎、猗歟休哉、猗歟盛哉

論戰後世界變革

小野西洲

易繫詞曰功業見乎變、雜卦傳曰革去故也、此次大戰戰後世界、隨時變革、理也勢也、猶憶、百年前、法國皇帝、向歐洲挑戰、突起歐洲大戰、繼見歐洲變革、近幾年德國皇帝、向世界挑戰、亦突起世界大戰、繼見世界變革、挑戰能力、今之德帝、迥不及昔之法帝、顧其戰役也、變革也、昔者僅限歐洲大陸耳、此番則徧及世界各國、蔓延甚易、可謂一世紀間之進步、較爲急速焉、故雖云世界大戰、實則、各國之關係、彼此各殊、或有々與戰之名而無與戰之實、或有固守中立、未嘗與入戰渦、究竟世界列國無一不受其影響者、受此影響、遂有變革、列國變革、或大或小、或急或緩、或激烈騷擾、或輕微改易、其騷擾激烈之最大者於戰敗國有然、戰敗之德墺二國、從前之國家組織、因革命必有一變動、勃土二國、亦終有不能逃此革命一事、或曰戰勝國、無事平靖、似可祝賀戰勝、不蒙變革、余曰、未必其然、戰勝國之變革、比之德墺兩國、固不可同日而語、然不得謂其全無、異動多少、容或有之、敗者大變革、勝者小變革、變革不一、此次世界大戰後此問題、固難掩諱也、今且就列國關係追論、百年前之事焉、俄墺普三國。君主同盟、曰神聖聯盟、同盟之目的、欲實行耶蘇教之教義、又維持自國之地位、嗣後他國亦加入此聯盟焉、顧此三君主、其最重要有權力者、乃聯盟之發意人、係歷山一世之俄帝女皇也、三君主均反背自由主義、鎮壓革命運動、極力預防。俄墺普三君聯盟、各出其國境近接、出境近接、相與實行君主制政治。嗣普創建獨逸帝國、於是俄墺德三皇帝、以帝政成鼎足之勢。世有言及帝政、皆奉此三帝國爲規模、當時英亦欲以女王之名、變爲女皇焉、乃英自第二革命後、君主無有國政之責任、國政責任、內閣員

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

擯之、故但有稱王、稱皇帝而已、於其國政權、殆無干涉、英依然仍用女王之名號、彼聯盟三國、咸以共和政體、違背國家成立之意義、極力排斥、三皇帝均出號令曰、從我者福、違我者禍、國民亦稱說君權神聖、由是帝政之實行、顯然昭著、惟三國君主皆疾視法國一世奈翁如敵讐、三國內外政治、互相協力經營、洎普法交戰、俄援普。詎料伯林會議時、俄怨德之忘恩、遂分離德國而與法國同盟。此則數十年前俄墺德法、或合或離之變革也、爾來俄法同盟。德墺協約、此同盟二國與協約二國、彼與此有互相敵視之關防焉、或曰俄德關係、依舊親密、日俄之役、德以軍需品、供給俄國、俄德二國親密、則此可見、余曰不然、日俄之戰、德誘俄焉、德嗾使俄用力于東洋、欲獨自計謀乎歐西、供給軍需品、爲取利也、俄之損、德之利也、顧昔者三國同盟、俄何故與德墺分離乎、余曰、俄自恃國力、意滿氣盈、睥睨一切、幾謂無虞他國、以此遂忘卻往年之神聖聯盟、而脫離三國同盟之久要焉、俄國今次革命、實因見敗于德墺、至德墺見敗于聯軍、殆哉岌乎、無怪其與俄同一運命乎、噫國家第一憂患者、在戰敗、富兵強民和、有此三者、始可以從戎、苟一旦敗北、國威々地、國體瓦解無足怪也、俄與我日本交戰時、己有革命之國兆、俄知及早求和、得遏止一時耳、今次俄與德墺戰、大墜敗退軍、德墺極力誘俄國民、唆使發生革命、俄帝竟然被處死刑矣、德墺二帝、聞俄國革命、俄帝死刑、曷勝欣喜、利人之災將欲乘人之危也、二帝欣喜之日、豈知害人適以害已、亦有今日之事也乎、詭譎哉德帝、可謂有才無智者矣、在昔七年之役、甫利大王、三陷窮境、將自殺、偶遇敵國變生、遂乘機突進、而奏捷、德前威帝、亦曾陷窮境、待敵內訌、又以乘勢攻討而得勝、今者德帝觀其行爲、似有智實不足、大事將垂成、不能持久以待、外強中乾、徒有貽害全世界、卒至自禍其身而已、德帝倘優於才智、無難轉禍爲福、交戰之初、破竹之勢、直迫巴里、但能忍耐三旬、猛烈砲擊、巴里無手可以攫取、德帝失止此計算、遽去威留向麻崙、假令此時德帝能統觀大勢、洞悉將來、知力不足、後將難繼、稍自屈抑、以禮求和、必不至有如今日之大禍、德帝不能早見及此、致使法己將瀕危、幸得解免、德取勝在卽、錯過時機、大戰後勝敗之端倪、在爾時己略有變革焉、至德人心瓦解、德遂舉國降服、舉國降服、德帝不可不退位、德帝之行藏、不得擬諸一世奈翁、祇可擬諸三世奈翁、一世奈翁退位、出于不得己、奈翁之信望、於其國內毫無或失、故雖被流竄呂島、突然歸國、聚兵重卽帝位、翁於軍事政治、具有天縱之才、國民渴想仰慕之、非偶然也、三世奈翁、則異是、與德開戰之初、己知倘不能勝德、不可不退位、於最後之戰、進則身被虜、退軍則革命發生、三世奈翁、進退維谷、遂至俯服求降、爾時翁曾寄一書於德帝曰、予不得戰死、是以降服奈翁既降服、此後不能復踏法之地、唯有苦痛而已、今德帝己降服矣、於其本國不能留任、故逃遁和蘭、百計圖維、唯有受辱耳、抱頭鼠竄落魄無依、德至此將以王爲帝乎、抑廢帝選一大統領乎、難以逆睹、墺國皇帝退位、無有可立之君主、若然將分裂而爲小共和國乎、抑聯合而爲一大共和國乎、亦未可知、我聯合國對德墺要求如何、或者抑令併合、厚取賠償、慘哉德墺二國、因此德已喪失千億、今復受聯合國之誅

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

求、此後國力、將何時得囘復乎、奈翁戰役時、德之所失、其金額祇今十分之一、顧當時係戰勝之結局、是故善後無難、今則戰敗財竭、慘狀難以名言、德墺兩國、過此以往、能留存國家與否、雖無國家、尙有民衆、一億人數、不得不依舊仍住德墺國內、彼等國民必將曰、國家之事、非我等所與知、我等唯同胞協力、從事職業焉耳、若我聯合國、大抵因此戰、亦有損失、其損失間或有多于德墺者、是以各國咸欲求其賠償多金、雖然、求其賠償、至使德墺國民、爲奴隷、誅求租稅者、我聯合國民不忍爲也、何則、德墺國民。口唱人道、訴諸世界、其意若曰、戰役者君主貴族及軍人之所決行、我等唯遵命奉行耳、今彼等己受摧折、世界之人、欲以我等爲奴隷可乎、云々、聯合國民、耳聞是言亦甚感同情、有謂德墺二國、業己國破家亡、我聯合國無庸威壓其民衆也、斯爲合理、然則、我聯合國、對德墺二國、但就其土地、鑛山、深林、工場、鐵道、及交通機關一切所有收入者、要求其權利、以抵賠償焉、獨是俄墺普三國、昔者互結聯盟、立君主政體、威壓民衆、今者、皇帝皆廢、官僚盡滅、是又大戰後君主稱號一大變革者也、如法美英非君主專制國、是以得享幸福、此三國民衆、經此大戰、亦難免有變革、在昔時雖屢次戰事、未見有如今之大戰、出兵多數、歐洲交戰諸國、男子爲兵、多者人口五分之一、少者人口十分之一、同仇同敵、均赴戰場、無分貴賤、何論富貧、無財者、一日可獲半元、有財者一日得可一千金或一萬金、胥歸烏有、至若巨億大富豪、有何裨益于國家乎、勤勉之勞働者、有何利益于國家乎、難以確言、惟此等富貴貧賤、一旦從戎、均屬一兵卒耳、均爲兵卒偕作偕行、共勞力于塹壕、同奔馳于原野、互究其事情、未戰以前、較之戰時、一切生活狀態及思想發達、實有大相逕庭者、是則大戰後民衆之狀況又有大變革焉、若夫就戰後之財政而論、尤爲重要問題、列國公債之利息、多者一國處越三四十億、倘得敵國賠償、足以彌補損失、顧德墺政府、殆瀕破產、難得賠償、德墺二國、因戰敗、國民雖有公債、究意其公債、概歸無價值、無殊廢紙、因德墺兩國、內外憂患　一時並至、富豪墜落變爲貧民者、諒必多數、聯合國則不然、人人皆有多少希望、間或有得前途之光明、歡喜雀躍、不覺手舞足踏者、雖然德墺二國、不得賠償、聯合國所獲實無幾、獨有米國財力餘裕、或稱貸于聯合國、救其戰後之財政、或放借于德墺、充其賠償之巨欵、亦未可知、戰勝國與戰敗國、一福一禍、自有等差、其等差之最大者、上流者也、戰敗國之人、陷落于革命之渦中。生命財產難望保全、萬乘之君、今也淪落他邦、國民之塗炭艱難、已可想見、戰勝國之人、有功績者、政府表彰之、國民讚頌之、其名譽幸福、令人稱羨、戰敗國之民、戰時甚冀得勝、戰勝國之民、戰時亦虞戰敗、今則戰勝者勝算獨操、戰敗者一敗塗地、戰勝戰敗之變革此尤其顯然較著者也、雖然革命之國、畢竟屬于政治外形耳、國民之內容、實無或異、且戰敗國之富豪、零落者居多、戰勝國之富豪得巨利者、亦無幾、倘有一獲千萬者、僥倖耳、至於勞働者戰敗戰兩國、無有差異、彼唱此和、彼來此往、彼此互相呼應、聯絡運動乎。俄敗于德、俄之貴族滅亡、下民得勢力、德敗于聯合國德將履俄之覆轍、聯合國不無受其影響、顧勞働者、未有得其勢力、假令勞働者得有勢力、亦終

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

不能凌駕富豪、但勞働者勤勞、富豪家不勤勞、勤勞者、難得生活安樂。不勤勞者財產富上加富、如此彼勞働者他日苟得機會難免起而與紛爭、富豪家能勤勞、善用其財、發揮能力、其富可守、可保無虞、大戰後富豪與勞働者、變動與否、或可於世界當作試驗場也乎、總而言之、現今居上位無才能而怠惰者、他日必至頹墜、居下位有才智而勤勞者、他日必得成功、繫詞下傳曰、上下无常、唯變所適、此之謂也、從可知戰後之世界變革、固有莫之而爲、莫之致而至者、存乎其間焉

◉臺灣後生輩之幸福

昔聞十年之計樹木、百年之計樹人、顧樹木但時々灌漑、可望生活、樹人宜以正大公明一一栽培之、期人材可冀其有成、茲見臺灣教育令之發展、深得此趣旨、令人寗禁爲臺灣後生輩、欣幸不已歟、夫此新教育令者、實謹奉教育勅語、根本廿餘載教育之經驗、近鑑帝國國運開張及世界大勢推移、遵依現制度爲基礎、確立新時代新教育一大方針焉本島教育界、有此新教育令、將開一大紀元、殊堪額頌。試卽新教育令之綱領、爲約言之、其大要有四、一曰宜重德育、二曰宜圖普通教育、完全普及、三曰宜奬勵實業教育、四曰宜計與上級諸學校聯絡、此四者教育之根帶也、就中德育是重、尤爲教育的淵源、德育者克忠克孝、億兆一心、孝順父母、友于兄弟、夫婦和睦、朋友有信、恭儉持已、博愛衆人、進廣公益、以開世務、凛遵國憲、以守王法、修學習業、以啓發智能、成就德器、一旦有急、則急公赴義、以扶翼天壞無窮之皇運者、惟此德育、永遠尊崇此詔勅者、亦唯此德育、首重德育、可謂教育之中正者、正則無偏、愼終於始焉、若夫普通教育、完全普及、皷參事官曾就此意義說明之曰、普通教育、完全普及者、同化之權輿也、國語普及、於風俗改良上、得多大效果、不論何人、均無異議、顧領臺以後、所有陰謀事件、此動機雖多、大部因彼多數人民、被人煽動欺騙、間或有本于迷信者、若能普通教育、完全發達、此種不祥行爲、自然絕迹、例如西來庵事件、暴徒二千名中、公學校畢業生、不過二三名而已、卽此可爲教育普遍之明證云云、普通教育、宜圖普及、可謂教育之廣大者、大而化之、可以預期焉、至於奬勵實業教育、奬勵者云者、養成從事實業員也、本島農業商工業、大見勃興、養成實業員刻下之急務也、一經誘掖奬勵、實業員當無不加倍用功、奬勵實業教育可謂教育之全公者。公則說、皷舞振作焉、又如與以上級諸學校聯絡、從前公學校畢業生、入醫學校、入國語學校不等、顧爲數有限、且畢業生、雖具有入上級學校之智能志願、奈因年齡之關係、或入學人員之制限、比比者入學不得、自有新教育令、由小學入中學、由中學入大學之途、從茲開始、循序級升、各無遺憾、矧歐洲大戰、干戈告戢、戰後之經營、我新附人民、猶不可無與內地人協力提携之覺悟、善用此新教育令、彼等於學問上、道德上、學求精粹、功托純全、忠義腦根透入、勇敢訓錬有素、事變之來、義勇奉公、毅然湧躍、與以上級諸學校連絡、可謂教育之通明者、明則動。有勇知方焉、總而言之、新教育令、固有條不紊、遵新教育令者、當勉勵用功、誠如

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

是、敎澤覃敷、敎化大行、島民幸福、全島光榮、亦帝國盛事也、謹錄新敎育令如左、

◎臺灣敎育令

第一章 總則

第一條 在臺灣臺灣人之敎育。悉依本令。

第二條 敎育以關於敎育勅語之旨趣爲基。育成忠良國民爲本義。

第三條 敎育期於適合時勢及民度。

第四條 敎育分之爲普通敎育。實業敎育。專門敎育及師範敎育

第二章 普通敎育

第五條 普通敎育。留意於身體發達。施以德育授以普通之知識技能。涵養爲國民之性格。普及國語等爲目的。

第六條 爲普通敎育之學校。分爲公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校

第七條 公學校係對於兒童。施以普通敎育授以生活必須之知識技能。

第八條 公學校之修業年限爲六年。但依土地之情況。得短縮之

第九條 得入學於公學校者。年齡爲七年以上

第十條 高等普通學校。對男子施高等普通敎育。授以生活有用之知識技能。

第十一條 高等普通學校之修業年限爲四年。

第十二條 得入學於高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上學力者。

第十三條 女子高等普通學校。對於女子施高等普通敎育。養成婦德授以其生活有用之知識技能。

第十四條 女子高等普通學校之修業年限爲三年。

第十五條 得入學於女子高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第十六條 女子高等普通學校。得置實科。或但置實科。

實科之修業年限。三年以內。關於其入學資格臺灣總督定之。

第三章 實業敎育

第十七條 實業敎育。以授農業工業商業其他實業所關知識技能。兼養成德性爲目的。

第十八條 實業敎育之學校。分爲實業學校。及簡易實業學校

第十九條 實業學校之修業年限。爲三年或四年。

第二十條 得入學於實業學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第二十一條 關於簡易實業學校之修業年限。及入學資格。臺灣總督定之。

第四章 專門敎育

第二十二條 專門敎育。以授高等之學術技藝爲目的。兼留意於涵養德性。

第二十三條 專門敎育之學校。爲專門學校。

第二十四條 專門學校之修業年限。爲三年或四年。在專門學校。得置三年或四年之豫科。

第二十五條 得入學於專門學校者。爲其專門學校豫科修了者。高等普通學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。得入學於專門學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第五章 師範敎育

第二十六條 師範敎育。特注力於涵養德性。養成可爲公學校敎員者爲目的。

第二十七條 師範敎育之學校。爲師範學校。

第二十八條 師範學校置豫科及本科。豫科之修業年限爲一年。本科之修業年限爲四年。

師範學校得置修業年限一年之公學校敎員講習科。

第二十九條 得入學於師範學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

得入學於師範學校本科者。爲師範學校豫業修了者。或與之有同等以上之學力者。

關於公學校敎員講習科之入學資格。臺灣總督定之。

第三十條 高等普通學校。與女子高等普通學校。得置修業年限一年之師範科。養成爲公學校敎員者。

在官立或公立之實科學校。得置修業年限一年之師範科。養成可爲簡易實業學校敎員者。得入學於高等普通學校師範科。或女子高等普通學校或女子高等普通學校卒業者。得入學於實業學校師範科者。爲其實業學校卒業者。

第六章　補則

第三十一條　公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。實業學校。簡易實業學校。專門學校及師範學校之教科編制。設備及授業料等所關規定。臺灣總督定之。

第三十二條　專門學校及師範學校爲官立。公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校。爲官立或公立。

公立學校之設立或廢止。要受臺灣總督認可本令所揭以外。爲特殊教育之學校。其他教育施設。並私立學校。及教育施設所關。依臺灣總督所定。

附　則

本日施行之期日。臺灣總督定之。

本令施行之際。現存之臺灣公學校。臺灣公立中學校。臺督總督府附屬女學校。臺灣總督府醫學校。臺灣總督府國語學校公學師範部乙科。依本令爲公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。專門學校師範學校。

臺灣總督府國語學校國語部。現在生徒在學之間。仍得爲存續。

本令施行之際。現存之私立學校暫時仍得依。從前之例。

◉貧民之福音

嘗聞賑饑救荒、爲王道所不廢、恤貧濟困、亦仁政之一端、此中之輕重緩急、善爲治者、自有機衡焉、我內地產米不足、米價高昂。是以本島產米移出、本島又不足、米價暴騰、貧民困苦、我督府、者番頒布府令、嚴督奸商、洵可謂貧民之福音云、在當局、意謂本島產米、客歲移出之數、百十一萬石、較諸大正六年、約加三十萬石、若較諸大正五年、實加四十三萬石、如斯多數頻增、將不但使本島米價、日見騰貴、卽如近時事勢、竟已侵蝕島內消費範圍、又轉而供諸移出之用、市場一部、到青黃不接之際、難免有二三十萬之缺乏、是可預想者、因米不足、米價高貴、無怪乎農家貪厚利而閉糶、商賈乘機會而壟斷、以故今者島米空前騰昂、每石二十八九元、零賣一升三十五六錢、較之客年一月平均市價五十圓八十二錢、零賣一升二十錢、再比諸大正五年一月平均市價每石八元二角二、米價之飛騰、殊覺異常、人々驚駭、職是之故、顧本國苦于產米不足、爲米價高貴所厄、殖民地雖有多少犧牲、亦當盡餘力以救緊急、故講移出之途、爲米價調節之助、於殖民政策上、及本島經濟政策上、通盤籌畫之、是亦理之所當然也、雖然本島米之移出餘力、已盡舉而應內地要需、所剩復有幾何、就最近五年之平均計本島自消米額、年約四百五萬石、客年早季收穫前本島存米亦有不足、賴有輸入米總補其缺、客年本島產額、比常年頗形膨脹、早季實收二百四十一萬餘石、晚季豫想有二百五十萬、計四百九十一萬石、以此供的一年消用尚有八十六萬石、爲客年七月以降至本年六月之搬出島外餘力、然查自客年七月以降之島米移出狀況、移出內地、大有增加、其數實九十三萬石之多、區々半載、猶且凌駕諸大正六年移出全數、而超過出口餘力、至七萬石之巨額、幸而現時專對岸來米、源々不絕、甚堪彌補欠缺、內地米價不能容易跌下、勢必至誘致島米之內移。設假有大宗採糴、突然而來、與目下每期便船、各有相當連出、而內地代用米之制度、復見活動、將來島米之價、難免立見高唱外米之來、又難預期其供給潤澤、苟置之不理、勢必以供諸本島消用者、又轉而移諸內地、至此復移出、將來本島不獨米價異常暴騰、且必至消用不足、遭大悲痛、令人有不堪設想者、此次發布府令、對內地移出米、亦與外國輸々出

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

米、同採許可主義、爲本島需用米々價之調節計、此事實出於萬不得已焉者、噫嘻、恤貧濟困、自有機衡、督府必有幾經審愼、而後頒此府令、爲食粮計、實爲本島貧民計、然則貧民何幸而得此福音也哉、謹將府令本文、譯錄如左、

府令第七號

米穀移出許可所關之件

第一條　欲將米穀移出島外。須先具案。詳載種類數量。買入及移出期限。移出前頭港埠。移出前頭買主。授受時期買入所按價格。稟請臺灣總督許可。

第二條　本令施行前。既作移出契約。移出未了者。前條所揭事項而外須添證該契約之書類。自本令施行之日起。五日以內。稟請許可。

第三條　凡屬詐欺請得許可。或移出期限過後。猶不移出者。得將其移出許可取消。

第四條　違背第一條第二條規定者。處之一年以下懲役。或二百圓以下罰金。

附　則

本令自發布之日施行。照本令所定。提出書類於臺灣總督。不須經由地方廳云云。

◉華南銀行創立總會

本年一月念九日、於臺北鐵道旅館、開華南銀行創立總會、要項次第、臚列於左、

一、發起人守永氏、宣言開會、曰遵照商法第百二十九條第一回株金繳納完畢、是以遵照商法第百三十一條於玆招集各股主創立總會焉、

二、一同發議、因爲整理議事選任議長、於是後宮氏推臺灣銀行副頭取中川氏爲議長、皆同聲贊成而決定

三、議長中川小十郎氏著議長席而叙詞

四、宣言謂是日株主出席者二百九十五名、(含委任狀)、此株數五萬六千四百二十株、即股份人之半數以上、是創立總會蓋以適合商法第百三十一條第二項而會社已成立焉

五、發起人守永氏遵照商法第百三十二條、報告數項、記載于左

(甲)定款之作成
(乙)認可之申請
(丙)股份之總額數
(丁)第一回之繳交
(戊)創立費用
(己)招股狀況(此一事林熊徵氏報告)

六、遵照商法第百三十三條、宣言取締役及監查役之選任、

七、株主顏雲年氏提出動議、謂關本行之業務經營、願將來永求臺灣銀行之指導

八、臺灣銀行頭取櫻井氏起述快諾、謂我臺灣銀行亦必歡迎之援助之

九、陳啓貞氏提出動云重役之選任、請一任于議長、滿場皆贊成

十、議長中川氏就重役之定員及其選任之方針、說明曰、本華南銀行、既爲日支合辦之事業、重役之選、自應日支各半數、顧臺灣總督府律令銀行營業取締規則第二條曰於臺灣設本店、經營銀行營業之會社、其會社之責任社員取締役及監查役半數以上、須由本島居住者選任之、有此規定、是不得不以上之方針、故日本側欲多選取締一名監查役一名

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十一、中川議長、詮衡之後、遂指名左開諸氏爲重役、林熊徵、林烈堂、陳中和、池田常吉、守永久米松、小笠原三九郎、山瀨肇、淸水孫秉、(以上臺灣)、盛恩頤(上海)、劉崇偉(福洲)、黃慶元(厦門)、梅普之(廣東)、劉炳炎(新嘉坡)、鄭俊懷(三巴壟)、李雙輝(加拉巴)

十二、對是日不到此席之重役、以電信通知、求其承諾

十三、林烈堂氏代表諸重役、叙就任之詞

十四、於別室開重役會議、

(天)重役互選

(地)定款二十九條中有總理代行副總理、選池田氏爲副總理

(人)顧問及相談役之推薦、請一任于臺灣銀行副頭取

十五、顧問及相談役發表列于左

顧問、柳生一義(東京)、中川小十郎(臺灣)、郭春秧(加拉巴)

相談役、山本悌二郎、窪田四郎。下坂藤太郎。山成喬六(以上東京)、佐田家年、南新吾、辜顯榮、李景盛、林獻堂(以上臺灣)、朱葆三(上海)、藍重頤(同)、黃秉榮(福洲)、蔡法平(同)、葉崇祿(厦門)、田文甫(香港)、季子雲(同)、楊梅賓(同)、黃贊塘、江孔殷、陳勉畬(以上廣東)。施光銘(馬尼拉)、林振宗(蘭貢)、林文慶(新嘉坡)、林秉祥(同)、俞宏瑞(加拉巴)

十六、蔡蓮舫氏提出動議、謂宜選任檢查役、皆請委任于議長指名

十七、議長指名之下、由株主中擧木村匡氏等五氏爲檢查役、

暫時休憩

十八、檢查役木村匡氏報告檢查役

十九、變更定款議事而守永發起人就別册定款書中朱字之各條、說明之

二十、一同賛成而決定變更定款之事、

二十一、創立總會、法定事項、商議告畢

創立總會終結

二十二、宣言會社之成立、

二十三、株主總會假決議二件列于左

(甲)重役俸給及報酬之件

一、辦常務取締役之俸給、月給一百元至五百元以內、由重役會決議而定之、

二、不服常務之取締役及監査役、不給辛金但、服特別之勤務、則由重役會之決議、得以給之

三、取締役居住臺灣、辦常務者津貼十五成以內、勤務于海外者津貼二十五成以內

(乙)代表會社之重役、以林熊徵當之、

二十四、總督閣下以下諸氏咸有援助會社之創立、宜對諸氏、報告會社之成立、並表謝意、尙求將來之援助

二十五、議事終結

二十六、臺灣銀行頭取櫻井氏之演說、

二十七、銀行代表者林熊徵叙禮

二十八、中川議長叙詞

二十九、於別室茶菓饗應

▲頭取之叙詞

是、敎澤覃敷、敎化大行、島民幸福、全島光榮、亦帝國盛事也、謹錄新敎育令如左、

◎臺灣敎育令

第一章　總則

第一條　在臺灣臺灣人之敎育。悉依本令。

第二條　敎育以關於敎育勅語之旨趣爲基。育成忠良國民爲本義。

第三條　敎育期於適合時勢及民度。

第四條　敎育分之爲普通敎育。實業敎育。專門敎育及師範敎育

第二章　普通敎育

第五條　普通敎育。留意於身體發達。施以德育授以普通之知識技能。涵養爲國民之性格。普及國語等爲目的。

第六條　爲普通敎育之學校。分爲公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校

第七條　公學校係對於兒童。施以普通敎育授以生活必須之知識技能。

第八條　公學校之修業年限爲六年。但依土地之情況。得短縮之

第九條　得入學於公學校者。年齡爲七年以上

第十條　高等普通學校。對男子施高等普通敎育。授以生活有用之知識技能。

第十一條　高等普通學校之修業年限爲四年。

第十二條　得入學於高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上學力者。

第十三條　女子高等普通學校。對於女子施高等普通敎育。養成婦德授以其生活有用之知識技能。

第十四條　女子高等普通學校之修業年限爲三年。

第十五條．得入學於女子高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第十六條　女子高等普通學校。得置實科。或但置實科。實科之修業年限。三年以內。關於其入學資格臺灣總督定之。

第三章　實業敎育

第十七條　實業敎育。以授農業工業商業其他實業所關知識技能。兼養成德性爲目的。

第十八條　實業敎育之學校。分爲實業學校。及簡易實業學校

第十九條　實業學校之修業年限。爲三年或四年。

第二十條　得入學於實業學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第二十一條　關於簡易實業學校之修業年限。及入學資格。臺灣總督定之。

第四章　專門敎育

第二十二條　專門敎育。以授高等之學術技藝爲目的。兼留意於涵養德性。

第二十三條　專門敎育之學校。爲專門學校。

第二十四條　專門學校之修業年限。爲三年或四年。在專門學校。得置三年或四年之豫科。

第二十五條　得入學於專門學校者。爲其專門學校豫科修了者。高等普通學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。得入學於專門學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第五章　師範敎育

第二十六條　師範敎育。特注力於涵養德性。養成可爲公學校敎員者爲目的。

第二十七條　師範敎育之學校。爲師範學校。

第二十八條　師範學校置豫科及本科。豫科之修業年限爲一年。本科之修業年限爲四年。

師範學校得置修業年限一年之公學校敎員講習科。

第二十九條　得入學於師範學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

得入學於師範學校本科者。爲師範學校豫業修了者。或與之有同等以上之學力者。

關於公學校敎員講習科之入學資格。臺灣總督定之。

第三十條　高等普通學校。與女子高等普通學校。得置修業年限一年之師範科。養成爲公學校敎員者。

在官立或公立之實科學校。得置修業年限一年之師範科。養成可爲簡易實業學校敎員者。得入學於高等普通學校師範科。或女子高等普通學校卒業者。得入學於實業學校師範科者。爲其實業學校卒業者。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第六章 補則

第三十一條 公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。實業學校。簡易實業學校。專門學校及師範學校之教科編制。設備及授業料等所關規定。臺灣總督定之。

第三十二條 專門學校及師範學校爲官立。公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校。爲官立或公立。公立學校之設立或廢止。要受臺灣總督認可本令所揭以外。爲特殊教育之學校。其他教育施設。並私立學校。及教育施設所關。依臺灣總督所定。

附則

本日施行之期日。臺灣總督定之。

本令施行之際。現存之臺灣公學校。臺灣公立中學校。臺督總督府附屬女學校。臺灣總督府醫學校。臺灣總督府國語學校公學師範部乙科。依本令爲公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。專門學校師範學校。

臺灣總督府國語學校國語部。現在生徒在學之間。仍得爲存續。

本令施行之際。現存之私立學校暫時仍得依。從前之例。

◉貧民之福音

嘗聞賑饑救荒、爲王道所不廢、恤貧濟困、亦仁政之一端、此中之輕重緩急、善淤治者、自有機衡焉、我內地產米不足、米價高昂。是以本島產米移出、本島又不足、米價暴騰、貧民困苦、我督府、者番頒布府令、嚴督奸商、洵可謂貧民之福音云、在當局、意謂本島產米、客歲移出之數、百十一萬石、較諸大正六年、約加三十萬石、若較諸大正五年、實加四十三萬石、如斯多數頻增、將不但使本島米價、日見騰貴、卽如近時事勢、竟已侵蝕島內消費範圍、又轉而供諸移出之用、市場一部、到青黃不接之際、難免有二三十萬之缺乏、是可預想者、因米不足、米價高貴、無怪乎農家貪厚利而閉糶、商賈乘機會而壟斷、以故今者島米空前騰昂、每石二十八九元、零賣一升三十五六錢、較之客年一月平均市價五十圓八十二錢、零賣一升二十錢、再比諸大正五年一月平均市價每石八元二角二、米價之飛騰、殊覺異常、人々驚駭、職是之故、顧本國苦于產米不足、爲米價高貴所厄、殖民地雖有多少犧牲、亦當盡餘力以救緊急、故講移出之途、爲米價調節之助、於殖民政策上、及本島經濟政策上、通盤籌畫之、是亦理之所當然也、雖然本島米之移出餘力、已盡與而應內地要需、所剩復有幾何、就最近五年之平均計本島自消米額、年約四百五萬石、客年早季收穫前本島存米亦有不足、賴有輸入米纔補其缺、客年本島產額、比常年頗形膨脹、早季實收二百四十一萬餘石、晚季豫想有二百五十萬、計四百九十一萬石、以此供的一年消用尚有八十六萬石、爲客年七月以降至本年六月之搬出島外餘力、然查自客年七月以降之島米移出狀況、移出內地、大有增加、其數實九十三萬石之多、區々半載、猶且凌駕諸大正六年移出全數、而超過出口餘力、至七萬石之巨額、幸而現時專對岸來米、源々不絕、差堪彌補欠缺、內地米價不能容易跌下、勢必至誘致島米之內移。設假有大宗採糴、突然而來、與目下每期便船、各有相當運出、而內地代用米之制度、復見活動、將來島米之價、難免立見高唱外米之來、又難預期其供給潤澤、苟置之不理、勢必以供諸本島消用者、又轉而移諸內地、至此復移出、將來本島不獨米價異常暴騰、且必至消用不足、遭大悲痛、令人有不堪設想者、此次發布府令、對內地移出米、亦與外國輸々出

米、同採許可主義、爲本島需用米々價之調節計、此事實出於萬不得已焉者、噫嘻、恤貧濟困、自有機衡、督府必有幾經審愼、而後頒此府令、爲食粮計、寔爲本島貧民計、然則貧民何幸而得此福音也哉、謹將府令本文、譯錄如左、

府令第七號

米穀移出許可所關之件

第一條　欲將米穀移出島外。須先具案。詳載種類數量。買入及移出期限。移出前頭港埠。移出前頭買主。授受時期買入所按價格。稟請臺灣總督許可。

第二條　本令施行前。既作移出契約。移出未了者。前條所揭事項而外須添證該契約之書類。自本令施行之日起。五日以內。稟請許可。

第三條　凡屬詐欺請得許可。或移出期限過後。猶不移出者。得將其移出許可取消。

第四條　違背第一條第二條規定者。處之一年以下懲役。或二百圓以下罰金。

附　則

本令自發布之日施行。照本令所定。提出書類於臺灣總督。不須經由地方廳云云。

◉華南銀行創立總會

本年一月念九日、於臺北鐵道旅館、開華南銀行創立總會、要項次第、臚列於左、

一、發起人守永氏、宣言開會、曰遵照商法第百二十九條第一回株金繳納完畢、是以遵照商法第百三十一條於茲招集各股主創立總會焉、

二、一同發議、因爲整理議事選任議長、於是後宮氏推臺灣銀行副頭取中川氏爲議長、皆同聲贊成而決定

三、議長中川小十郎氏著議長席而叙詞

四、宣言謂是日株主出席者二百九十五名、(含委任狀)、此株數五萬六千四百二十株、即股份人之半數以上、是創立總會蓋以適合商法第百三十一條第二項而會社已成立焉

五、發起人守永氏遵照商法第百三十二條、報告數項、記載于左

(甲)　定款之作成

(乙)　認可之申請

(丙)　股份之總額數

(丁)　第一回之繳交

(戊)　創立費用

(己)　招股狀況(此一事林熊徵氏報告)

六、遵照商法第百三十三條、宣言取締役及監査役之選任、

七、株主顏雲年氏提出動議、謂關本行之業務經營、願將來永求臺灣銀行之指導

八、臺灣銀行頭取櫻井氏起述快諾、謂我臺灣銀行亦必歡迎之援助之

九、陳啓貞氏提出動云重役之選任、請一任于議長、滿場皆贊成

十、議長中川氏就重役之定員及其選任之方針、說明曰、本華南銀行、既爲日支合辦之事業、重役之選、自應日支各半數、顧臺灣總督府律令銀行營業取締規則第二條曰於臺灣設本店、經營銀行營業之會社、其會社之責任社員取締役及監査役半數以上、須由本島居住者選任之、有此規定、是不得不以上之方針、故日本側欲多選取締一名監査役一名

十一、中川議長、詮衡之後、遂指名左開諸氏爲重役、
林熊徵、林烈堂、陳中和、池田常吉、守永久米松、小笠原三九郎、山瀬肇、清水孫秉、(以上臺灣)、盛恩頤(上海)、劉崇偉(福洲)、黃慶元(厦門)、梅普之(廣東)、劉炳炎(新嘉坡)、鄭俊懷(三巴壟)、李雙輝(加拉巴)

十二、對是日不到此席之重役、以電信通知、求其承諾

十三、林烈堂氏代表諸重役、叙就任之詞

十四、於別室開重役會議、

(天)重役互選

(地)定款二十九條中有總理代行副總理、選池田氏爲副總理

(人)顧問及相談役之推薦、請一任于臺灣銀行副頭取

十五、顧問及相談役發表列于左

顧問、柳生一義(東京)、中川小十郎(臺灣)、郭春秧(加拉巴)

相談役、山本悌二郎、窪田四郎。下坂藤太郎。山成喬六(以上東京)、佐田家年、南新吾、辜顯榮、李景盛、林獻堂(以上臺灣)、朱葆三(上海)、藍重頤(同)、黃秉榮(福洲)、蔡法平(同)、葉崇祿(厦門)、田文甫(香港)、季子雲(同)、楊梅賓(同)、黃敞塘、江孔殷、陳勉畬(以上廣東)。施光銘(馬尼拉)、林振宗(蘭貢)、林文慶(新嘉坡)、林秉祥(同)、兪宏瑞(加拉巴)

十六、蔡蓮舫氏提出動議、謂宜選任檢查役、皆請委任于議長指名

十七、議長指名之下、由株主中擧木村匡氏等五氏爲檢查役、

暫時休憩

十八、檢查役木村匡氏報告檢查役

十九、變更定款議事而守永發起人就別册定款書中朱字之各條、說明之

二十、一同贊成而決定變更定款之事、

二十一、創立總會、法定事項、商議告畢

創立總會終結

二十二、宣言會社之成立、

二十三、株主總會假決議二件列于左

(甲)重役俸給及報酬之件

一、辨常務取締役之俸給、月給一百元至五百元以內、由重役會決議而定之、

二、不服常務之取締役及監査役、不給辛金但、服特別之勤務、則由重役會之決議、得以給之

三、取締役居住臺灣、辨常務者津貼十五成以內、勤務于海外者津貼二十五成以內

(乙)代表會社之重役、以林熊徵當之、

二十四、總督閣下以下諸氏咸有援助會社之創立、宜對諸氏、報告會社之成立、並表謝意、尙求將來之援助

二十五、議事終結

二十六、臺灣銀行頭取櫻井氏之演說、

二十七、銀行代表者林熊徵叙禮

二十八、中川議長叙詞

二十九、於別室茶菓饗應

▲頭取之叙詞

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

彙報

臺灣教育令に關する訓令及諭告

臺灣教育令は來る四月一日より施行せらるゝ旨二月一日付府令第八號を以て規定せられ同時に臺灣總督より左の如く訓令及諭告を發せられたり

▲訓令第十二號　臺灣教育令新に發布せられ學制の方針茲に明かに施設の綱要も亦始めて定る今之が實施に際し洽く民衆に諭告すると同時に諸官に訓示し以て其の遵奉する所以の途を一にせしめむとす事に稽ふるに我が邦の教育勅語は千古不磨の大訓にして乾坤を貫き古今を通し炳焉たること日星の若し苟も帝國の臣民たる者其れ孰か之を服膺せさらむ殊に教育に從事する者は須らく此の　聖慮に基き廣く子弟を指導誘掖し以て其の大本を謬る勿からむことを要す

我が臺灣の皇化に浴するや未だ久しからずと雖教育の本義に至ては卽ち復た　先帝の教育勅語を憲章し洽く島民をして之に率由せしむること儼として敢て渝ることなし只須らく民度の適する所を察し緩急其の序を失はす學を奬め業を勵まし博く島民の智識を啓發し母國の文明と俱に渾然融化せしむるを得は本令發布の旨復た曠しからず諸官其れ克く之を期すへし

▲諭告第一號　帝國の臺灣を統治すること既に二十有餘年揚文興化の跡歴然見るべきものあり今や教育の方針を確立し洽く庶民をして其の率由する所を知らしむるは蓋し刻下の急務なるべし是れ臺灣教育令の發布を見るに至りたる所以なり

恭しく惟るに

先帝夙に鄕黨庠序の教を軫念し竟に教育勅語を宣布し以て帝國學政の根本義を示し給へり是れ實に千古不磨の典謨にして乾坤の柱礎復た此の他に出つ可からず茲に臺灣教育令を施行するに方り固より之を奉體して唯一の憲章と爲すは論を俟たす叡慮の存する所も蓋し亦述べて作らざるに在るなり庶民宜しく斯旨を遵守し以て文教の大義を愆る勿かれ徒に奇を好み新を趁ふて輕佻浮薄の俗を成し或は舊套を墨守して毫も文化の推移する所を知らざるが如きは俱に是れ本令發布の趣旨に協洽する所以に非ざるなり

臺灣の教育は之を分ちて普通教育、實業教育、專門教育、師範教育の四とす普通教育は國語を教へ且生活に必須なる智識技能を授くるを目的とし女子に在りては特に貞順溫和の德を養はしめ實業教育專門教育俱に其の必要なる學術技藝を授くるを以て主と爲す而して師範教育に至りては特に品性の陶冶と國語の習熟とに其の能力を傾注せしめ以て普通教育の淵源を作らむことを要す然れども各種の教育に於て其の德性を涵養するは根本の大義にして敢て其の間に輕重あることなきは昭として明なり今や總督府は學制を統一するの必要を認め專門教育を施す學校を官立に限り師範竝普通教育を施す學校を官立若は公立に限れり是れ卽ち前者に在りては時勢と民度とに適應すべき諸般の設備を爲すの必要あり後者に在りては國民性涵養の統一機關として特に其の必要あるが爲なり若夫れ本令に揭ぐる以外の特種學校其の他の教育施設及私立學校に關しては本令の趣旨に依り各般の事情を斟酌し漸次其の規定を設けて準據する所を示さむとす

要するに臺灣の教育は現時世界に於ける人文發達の程度を觀察し島民をして之に順應するの智能を啓發せしめ德性を涵養し國語を普及せしめ以て帝國の臣民たるべき資質と品性とを具備せしめむとするに在り臺灣の民衆並に克く此の精神を體得し各其の分に應じ子弟をして就學せしむるあらば庶幾くは帝國の隆運に伴ふて常に浩蕩たる聖恩に沐浴し光榮ある帝國の臣民として永く太平の樂を享くるを得む惟其れ遵行して以て違ふ毋かれ

臺灣經濟概況

本月一日臺灣銀行總會席上に於て櫻井頭取の述べられたる昨年中の業務報告は同行關係地方特に臺灣經濟の概況を知悉するの便あるを以て之を左に揭載す

▲株主各位茲に第三十九回定時株主總會を開くに當り昨年中に於ける臺灣竝本行關係地方經濟界の狀勢と本行業務の概況を述べ以て各位の參考に供せむとす

本邦經濟界は昨年上半季に在ては歐洲戰局の前途尙逆睹し得ざりしに露國の紛亂は聯合國に一大困難を齎し各國の戰時施設愈緊密を加へ本邦の貿易及企業等に影響する所尠からざりしも概ね順調に經過し得たり而して下半季に入りては諸物價騰貴

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

西比利亞出兵時局急轉等の影響を受け一層の波瀾を加へたるが其間外國貿易は依然增進の勢を以て總額三十七億圓に達し約三億圓の出超を示し金融界は爲替資金各種證劵發行企業資金等の需要に依り漸次繁忙を告げ金利强調に轉じ十一月休戰條約成立するや戰時事業は概して打擊を蒙り財界一部動搖の因をなせるも一般の警戒に依り格別の事なくして越年せり

臺灣に於ける昨年中の貿易總額は二億四千三百餘萬圓にして內移輸出一億三千九百餘萬圓移輸入一億四百餘萬圓を示し之を前年に比すれば移輸出は主として砂糖減收に依り六百六十餘萬圓を減少し又移輸入は米油糟燐寸葉煙草木材其他建築材料等の增加に依りて千五百三十餘萬圓を增加し結局貿易總額に於て八百六十餘萬圓を增加せり更に臺灣重要物產の消長に就て述ぶれば砂糖は大正六七年期製產額五百七十萬擔にして之が移輸出額を見るに五百十餘萬擔價額六千八十餘萬圓にして前年に比し百八十餘萬擔價額二千三百二十餘萬圓を減少し米は第一期及第二期を合せ四百七十餘萬石を算し前年と大差なかりしも初春以來米價騰貴の爲內地に百十餘萬石價額二千四百八十餘萬圓を移出し之が爲却て外米五百十餘萬圓の輸入を見たり樟腦及樟腦油は勞銀騰貴の爲產額減少し之が移輸出額は六百餘萬圓にして前年に比し百四十餘萬圓を減少せり烏龍茶は米國市場に於て包種茶は南洋各地に於て共に好況を呈し兩種の移輸出額九百三十餘萬圓に達し前年に比し百五十餘萬圓を增加せり然るに九月中爪哇に於て外國茶の輸入を禁止し本島茶に影響する處尠からざるを以て官憲及同地帝國領事の盡力に依り蘭領政府との間に事情の疏通を得て昨年度包種茶は之を輸出し得る事となり尙全然將來の解禁を期し目下同地茶商と協議中なるが本行亦其間に斡旋し共同利益を計る爲彼地に茶商公會を設立せり酒精は內地需要旺盛にして價格亦騰貴の爲生產額約十萬石移輸出額千百三十餘萬圓に達し前年に比し二百十萬圓を增加せり石炭は香港其他に對し二十八萬餘噸價額二百八十餘萬圓を輸出し前年に比し百餘萬圓を增加せり金は生產費騰貴の爲產額前年に比し半減せり而して是等重要物產に對する本行昨年中の放資額は二億七千九百八十餘萬圓にして前年に比し七千二百萬餘圓を增加せり

臺灣企業界は活況を呈し政府事業たる鐵道敷設埤圳及道路開鑿等は著々進捗し又民業としては炭鑛電氣紡織釀造其他化學工業等の企業計畫を見るに至り昨年中新設諸會社約五十其資本金二千萬圓に達せり本行は是等諸事業に對して資金上の便宜を圖り其發達を幇助しつゝあり尙目下臺灣總督府に於て計劃中の官民合同經營の日月潭水力電氣事業は臺灣に於ける工業に對し低廉なる動力を供給せんとするものにして其竣工後に於ける諸工業の發達は必ずや著しきものあらん

日本勸業銀行代理貸付は米價騰貴其他農家經濟の好況により大口臨時償還を爲したる者多く前年に比し貸付現在額は減少したるも小口貸付普及に努力せし結果口數に於て增加せり

本銀行劵は昨年三月保證發行限度二千萬圓に擴張せられたるが爾來本島經濟界の好況は益其發行高の增加を促し下半季平均三千四百三十餘萬圓にして前年同季に比し五百三十餘萬圓を增加し最高發行高四千二百十餘萬圓を示せり

飜て支那に於ける狀勢を見るに昨年中農產物は各省概ね豐產を告げ特に棉花は陝西湖南湖北及河南の諸省を通じ良作にして前年に比し約二割の增收を報ぜり而して外國貿易は南北政爭及銀價騰貴等の影響を蒙り輸出の不況を招き各地現銀減少に依る金融の逼迫と船腹不足並各國貿易の制限等に依り輸入は著しく減退し外國貿易は前年に比し減少したるも日支間に於ては輸出入共相當好況を呈し昨年中本邦（臺灣を含む）對支那（香港を含む）間の貿易額は七億四千八十餘萬圓に達し前年に比すれば一億九千八百二十萬圓を增加せり轉じて南洋及印度方面を見るに是等地方產出品の取引增進と本邦諸工業の發達及本邦品販路の擴張とは相俟て彼我輸出入を著しく增進せしめ昨年中本邦對南洋印度間の貿易額七億九千三百九十餘萬圓にして前年に比し三億千三百二十餘萬圓の增加を示せり

次に國際爲替に就て述ぶれば引續き各國の貿易制限は益國際爲替決濟上に常調を缺きたるも獨り英米間爲替に於ては兩國の努力により爲替相場安定を保ちたりしが本邦を始め東洋諸國の歐米に對する貿易關係は依然巨額の出超を示し是が決濟上支障尠からざるものありたり本邦外國爲替關係は引續き出超及貿易以外巨額の對外受取勘定の堆積に依り對英米爲替の出合を困難ならしめ爲替相場は騰貴に次ぐに騰貴を以てし資金の回轉を不便ならしめ延て爲替狀態の不安を招けり政府は此間在外正貨の買入國庫債劵の發行等に依り爲替調節を援助せられ市場に於ては聯合與國の公債引受海外放

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

資の實行を見たり本行は右狀勢に對して極力爲替取引に努めたる外内地に於ては國庫債劵與國公債の募集引受に參加し又本邦資本家の信託を受け海外公債に對する投資を仲介せり然るに昨秋休戰條約の成立に依り聯合國禁輸撤廢の範圍擴大するに從ひ輸入貿易著しく增進の勢を示し時局以來爲替上の形勢爰に漸く回轉し對英米爲替相場は漸落の趨向を呈するに至れり次に對支爲替に就ては銀價騰貴に依り其相場一層强調を帶び支那各地金融逼迫の爲本行支那各店は爲替操縱上困難尠からざるものありたり又印度爲替に就ては本邦棉絲布諸雜貨等の輸出激增さ本邦印棉買入減少さ相俟て一時却て印度棉花資金の過剩を見たり南洋地方に於ては其對母國間等の爲替相場は變動常なく從て本邦爪哇間の爲替相場の如きは騰落激甚にして最高最低の差二割に及び貿易業者の苦痛多大なるものありしが本行は之が調節に努め南方に對する輸出の助長は勿論此等地方重要品中砂糖棉花米等の輸入に對し利便を計れり前叙の如き各國爲替事情の下にありて本行の爲替業務は幸に進境を示し下半季中爲替取組高九億五千百四十餘萬圓に達し前年同季に比し二億四千三百八十餘萬圓を增加せり

又支那借款及南洋事業投資に關しては本行は昨年中一層之に力め其下半季末現在放資額六千百九十餘萬圓に達せり

本行店舖の新設に關しては臺灣に於て昨年七月一日桃園に十一月一日南投に各出張所を設け更に臺灣及南方貿易の關係上本年一月一日門司に出張所を開き進て暹羅國盤谷に出張所開設の準備を了せり

又玆に特に報告すべきは株式會社華南銀行の設立なりさす卽日支合辨の組織に依り南支南洋の貿易華僑の金融機關として華僑銀行設立の必要あるこさは本行の年來唱導せる所にして從來久しく調査研究に力めたりしが其機熟するに至りしを以て昨年來本島を中心さして南支南洋に活動す可き合辨銀行の設立を計劃し本行專ら之が進捗に努力し株式募集も圓滿に進行し資本金壹千萬圓を以て本年一月二十九日愈華南銀行の設立を見るに至れり同行は將來日支親善の實を擧げ東洋一帶の通商に貢獻する所甚大ならん本行も亦共に今後一層の努力を期す

本行業務の進展に伴ひ資金を要するこさ益々大なるを以て昨年十月一日新株第二回拂込を實行したるが十一月二十二日を以て其拂込を結了したり

之を要するに昨年下半季は歐洲時局の變轉支那政爭國際爲替の變態內地經濟界の變動等各方面に於て本行業務上に及ぼせる影響多大なりしさ雖も幸にして別册營業報告書に示すが如き成績を擧ぐるを得たり仍て玆に利益金分配案を提出せり希は各位の承認あらんこさを

▲支部報▼

▲**支部主催講演會**　一月二十五日當支部は南洋協會支部さ合同して左記講演會を城南小學校に開き

印度旅行談　小川尙義君

米國見聞談　大島正滿君

又た二月二十五日同校に於て臺灣警察協會及臺灣教育會さ合同して左記講演會を開きたるが何れも有益なる講話にて非常の盛會を極めたり

佛教さ現時の思想問題　赤松連城師

▲**本誌二月休刊**　本誌二月號は編輯員病氣の爲め期日發行の運びに至らざりしを以て已むなく休刊したり

▲**太田、北村兩氏送迎會**　支部幹事太田一平氏三十四銀行東京支店長に榮轉に付後任北村吉之助氏に支部評議員、同幹事、臺灣商工學校理事を依囑したるが同月十四日下村支部長は右兩氏並に幹部諸氏を長官々邸に招待して鄭重なる午餐を饗し高田副長支部長代理さして送迎辭を叙し兩氏の謝辭ありて一同懽然淸興を盡して散會したり

▲**臺灣商工學校生徒募集**　同校は今回商科一年級へ八十名、工科一年級へ四十名の入學希望者を募集し四月十三日試驗の上合格者を採用する手順なり委細本誌廣告に明かなり

▲**相馬評議員**　二月八日內地より歸臺

▲**櫻井幹事長**　二月十四日上京

▲**楠　幹　事**　二月二十五日內地より歸臺

▲**池田幹事**　同　上

▲**石川評議員**　三月十一日內地より歸臺

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文臺灣時報

大正八年三月號

論臺灣法治

康誥曰、作新民、作之云者、謂振起自新之民、不可泥守舊汚、宜度時機爲之改易、前覆審法院檢察官長、現任錦鷄間祗候尾立維孝閣下、嘗得此意、就臺灣法治而立言曰、臺灣者非臺灣之臺灣、實爲我大日本帝國之臺灣也、故統治臺灣、宜促同化、俾諸行爲一如北海道琉球可也。欲臺灣同化、莫如擧法制與內地同一、區區舊慣、毋庸顧慮、何以言之、臺灣舊慣、非臺灣通有之舊慣、卽臺灣之南北、亦各懸殊。破壞舊慣、施行新法制、何難之有、臺灣民衆、今爲帝國臣民、想彼民衆、必有希望、期爲完全統一的法制國之人民、常憶我日本政府維新之初、破壞三百諸侯之制度、得成今日之法治國、臺灣獨不可倣而行之乎、以特別立法權、附與臺灣督府。如此制度、迄今未聞更改者。何也、今日臺灣事情、內地人知之、且交通得利便、尤非昔日之比、以臺灣之法律、使審議於帝國議會、何不可之有、以臺灣之司法權、就司法省統之、又何不便之有、予駐臺十數年、曾任督府律令評議員、早有如此意見、故當笞刑創擧、與夫彩票局新設之初、曾極力反對之、欲取內地法律、期適用於臺灣、又極力主張之、不幸予言、不適用、爾來、多歷年所更有十星霜矣、臺灣非臺灣之臺灣、實爲我日本帝國之臺灣、不宜固執舊慣舊法、須促速採用日本法令、我皇一視同仁、聖德如海、將使王化普及遐陬、得以鞏固我國之基礎者、臺灣官吏固有此責任也、臺灣官吏、可不勉哉云云、細觀尾立閣下之立論、藻不妄抒。語語中肯、顧我督府、調查舊慣民俗、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

特設法令者、可謂因時制宜耳、究竟非百年大計、欲使全島民衆、同化於本國、須取與本國同一之法律、施諸臺灣、使臺灣民衆、知所遵依、然後可期同化于本國、且與北海道人與琉球人、如出一轍、本島人、剋下有形無形、幾與內地同其風俗、同化著著發現、此後我督府苟以內地諸法令、施行島內、一如尾立閣下所言、島民諸君、宜促同化于本國人、得與之同一資格、島民欲得同一資格、擧凡從前之惡習舊染、一一袪除、帝國之新法淳風、一一恪守、作新民一語、將於我督府統治臺民見之乎、猗歟休哉、猗歟盛哉

論戰後世界變革

小野西洲

易繫詞曰功業見乎變、雜卦傳曰革去故也、此次大戰戰後世界、隨時變革、理也勢也、猶憶、百年前、法國皇帝、向歐洲挑戰、突起歐洲大戰、繼見歐洲變革、近幾年德國皇帝、向世界挑戰、亦突起世界大戰、繼見世界變革、挑戰能力、今之德帝、迴不及昔之法帝、顧其戰役也、變革也、昔者僅限歐洲大陸耳、此番則偏及世界各國、蔓延甚易、可謂一世紀間之進步、較爲急速焉、故雖云世界大戰、實則、各國之關係、彼此各殊、或有々與戰之名而無與戰之實、或有固守中立、未嘗與入戰渦、究竟世界列國無一不受其影響者、受此影響、遂有變革、列國變革、或大或小、或急或緩、或激烈騷擾、或輕微改易、其騷擾激烈之最大者於戰敗國有然、戰敗之德墺二國、從前之國家組織、因革命必有一變動、勃土二國、亦終有不能逃此革命一事、或曰戰勝國、無事平靖、似可祝賀戰勝、不虞變革、余曰、未必其然、戰勝國之變革、比之德墺兩國、固不可同日而語、然不得謂其全無、異動多少、容或有之、敗者大變革、勝者小變革、變革不一、此次世界大戰後此問題、固難掩諱也、今且就列國關係追論、百年前之事焉、俄墺普三國。君主同盟、曰神聖聯盟、同盟之目的、欲實行耶蘇教之教義、又維持自國之地位、嗣後他國亦加入此聯盟焉、顧此三君主、其最重要有權力者、乃聯盟之發意人、係歷山一世之俄帝女皇也、三君主均反背自由主義、鎭壓革命運動、極力預防。俄墺普三君聯盟、各出其國境近接、出境近接、相與實行君主制政治。嗣後創建獨逸帝國、於是俄墺德三皇帝、以帝政成鼎足之勢。世有言及帝政、皆奉此三帝國爲規模、當時英亦欲以女王之名、變爲女皇焉、乃英自第二革命後、君主無有國政之責任、國政責任、內閣員

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

擔之、故但有稱王、稱皇帝而已、於其國政權、殆無干涉、英依然仍用女王之名號、彼聯盟三國、咸以共和政體、違背國家成立之意義、極力排斥、三皇帝均出號令曰、從我者福、違我者禍、國民亦稱說君推神聖、由是帝政之實行、顯然昭著、惟三國君主皆疾視法國一世奈翁如敵讐、三國內外政治、互相協力經營、汨普法交戰、俄援普。詎料伯林會議時、俄怨德之忘恩、遂分離德國而與法國同盟。此則數十年前俄墺德法、或合或離之變革也、爾來俄法同盟。德墺協約、此同盟二國與協約二國、彼與此有互相敵視之關防焉、或曰俄德關係、依舊親密、日俄之役、德以軍需品、供給俄國、俄德二國親密、則此可見、余曰不然、日俄之戰、德誘俄焉、德嗾使俄用力于東洋、欲獨自計謀乎歐西、供給軍需品、爲取利也、俄之損、德之利也、顧昔者三國同盟、俄何故與德墺分離乎、余曰、俄自恃國力、意滿氣盈、睥睨一切、幾謂無廣他國、以此遂忘卻往年之神聖聯盟、而脫離三國同盟之久要焉、俄國今次革命、實因見敗于德墺、至德墺見敗于聯軍、殆哉岌乎、無怪其與俄同一運命乎、噫國家第一憂患者、在戰敗、富兵强民和、有此三者、始可以從戎、苟一旦敗北、國威々地、國體瓦解無足怪也、俄與我日本交戰時、已有革命之國兆、俄知及早求和、得遏止一時耳、今次俄與德墺戰、大墜敗退軍、德墺極力誘俄國民、唆使發生革命、俄帝竟然被處死刑矣、德墺二帝、聞俄國革命、俄帝死刑、曷勝欣喜、利人之災將欲乘人之危也、二帝欣喜之日、豈知害人適以害已、亦有今日之事也乎、詭譎哉德帝、可謂有才無智者矣、在昔七年之役、甫利大王、三陷窮境、將自殺、偶遇敵國變生、遂乘機突進、而奏捷、德前威帝、亦曾陷窮境、待敵內訌、又以乘勢攻討而得勝、今者德帝覩其行爲、似有智實不足、大事將垂成、不能持久以待、外强中乾、徒有貽害全世界、卒至自禍其身而已、德帝倘優於才智、無難轉禍爲福、交戰之初、破竹之勢、直迫巴里、但能忍耐三旬、猛烈砲擊、巴里無手可以攫取、德帝失止此計算、遽去威留向麻崙、假令此時德帝能統觀大勢、洞悉將來、知力不足、後將難繼、稍自屈抑、以禮求和、必不至有如今日之大禍、德帝不能早見及此、致使法已將瀕危、幸得解免、德取勝在即、錯過時機、大戰後勝敗之端倪、在爾時已略有變革焉、至德人心瓦解、德遂舉國降服、舉國降服、德帝不可不退位、德帝之行藏、不得擬諸一世奈翁、祇可擬諸三世奈翁、一世奈翁退位、出于不得已、奈翁之信望、於其國內毫無或失、故雖被流竄呂島、突然歸國、聚兵重卽帝位、翁於軍事政治、具有天縱之才、國民渴想仰慕之、非偶然也、三世奈翁、則異是、與德開戰之初、已知倘不能勝德、不可不退位、於最後之戰、進則身被虜、退軍則革命發生、三世奈翁、進退維谷、遂至俯服求降、爾時翁曾寄一書於德帝曰、予不得戰死、是以降服奈翁既降服、此後不能復踏法之地、唯有苦痛而已、今德帝已降服矣、於其本國不能留住、故逃遁和蘭、百計圖維、唯有受辱耳、抱頭鼠竄落魄無依、德至此將以王爲帝乎、抑廢帝選一大統領乎、難以逆睹、墺國皇帝退位、無有可立之君主、若然將分裂而爲小共和國乎、抑聯合而爲一大共和國乎、亦未可知、我聯合國對德墺要求如何、或者抑令併合、厚取賠償、慘哉德墺二國、因此德已喪失千億、今復受聯合國之誅

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

求、此後國力、將何時得回復乎、奈翁戰役時、德之所失、其金額祇今十分之一、顧當時係戰勝之結局、是故善後無難、今則戰敗財竭、慘狀難以名言、德墺兩國、過此以往、能留存國家與否、雖無國家、尙有民衆、一億人數、不得不依舊仍住德墺國內、彼等國民必將曰、國家之事、非我等所與知、我等唯同胞協力、從事職業焉耳、若我聯合國、大抵因此戰、亦有損失、其損失間或有多于德墺者、是以各國咸欲求其賠償多金、雖然、求其賠償、至使德墺國民、爲奴隸、誅求租稅者、我聯合國民不忍爲也、何則、德墺國民。口唱人道、訴諸世界、其意若曰、戰役者君主貴族及軍人之所決行、我等唯遵命奉行耳、今彼等已受摧折、世界之人、欲以我等爲奴隸可乎、云々、聯合國民、耳聞是言亦甚感同情、有謂德墺二國、業已國破家亡、我聯合國無庸威壓其民衆也、斯爲合理、然則、我聯合國、對德墺二國、但就其土地、鑛山、深林、工場、鐵道、及交通機關一切所有收入者、要求其權利、以抵賠償焉、獨是俄墺普三國、昔者互結聯盟、立君主政體、威壓民衆、今者、皇帝皆廢、官僚盡滅、是又大戰後君主稱號一大變革者也、如法美英非君主專制國、是以得享幸福、此三國民衆、經此大戰、亦難免有變革、在昔時雖屢次戰事、未見有如今之大戰、出兵多數、歐洲交戰諸國、男子爲兵、多者人口五分之一、少者人口十分之一、同仇同敵、均赴戰場、無分貴賤、何論富貧、無財者、一日可獲半元、有財者一日得可一千金或一萬金、胥歸烏有、至若巨億大富豪、有何裨益于國家乎、勤勉之勞働者、有何利益于國家乎、難以確言、惟此等富貴貧賤、一旦從戎、均屬一兵卒耳、均爲兵卒偕作偕行、共勞力于塹壕、同奔馳于原野、互究其事情、未戰以前、較之戰時、一切生活狀態及思想發達、實有大相逕庭者、是則大戰後民衆之狀況又有大變革焉、若夫就戰後之財政而論、尤爲重要問題、列國公債之利息、多者一國處越三四十億、倘得敵國賠償、足以彌補損失、顧德墺政府、殆瀕破產、難得賠償、德墺二國、因戰敗、國民雖有公債、究意其公債、概歸無價值、無殊廢紙、因德墺兩國、內外憂患一時並至、富豪墜落變爲貧民者、諒必多數、聯合國則不然、人人皆有多少希望、間或有得前途之光明、歡喜雀躍、不覺手舞足踏者、雖然德墺二國、不得賠償、聯合國所獲實無幾、獨有米國財力餘裕、或稱貸于聯合國、救其戰後之財政、或放借于德墺、充其賠償之巨欵、亦未可知、戰勝國與戰敗國、一福一禍、自有等差、其等差之最大者、上流者也、戰敗國之人、陷落于革命之渦中。生命財產難望保全、萬乘之君、今也淪落他邦、國民之塗炭艱難、已可想見、戰勝國之人、有功績者、政府表彰之、國民讚頌之、其名譽幸福、令人稱羨、戰敗國之民、戰時甚冀得勝、戰勝國之民、戰時亦虞戰敗、今則戰勝者勝算獨操、戰敗者一敗塗地、戰勝戰敗之變革此尤其顯然較著者也、雖然革命之國、畢竟屬于政治外形耳、國民之內容、實無或異、且戰敗國之富豪、零落者居多、戰勝國之富豪得巨利者、亦無幾、倘有一獲千萬者、僥倖耳、至於勞働者戰敗戰兩國、無有差異、彼唱此和、彼來此往、彼此互相呼應、聯絡運動乎。俄敗于德、俄之貴族滅亡、下民得勢力、德敗于聯合國德將履俄之覆徹、聯合國不無受其影響、顧勞働者、未有得其勢力、假令勞働者得有勢力、亦終

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

不能淩駕富豪、但勞働者勤勞、富豪家不勤勞、勤勞者、難得生活安樂。不勤勞者財產富上加富、如此彼勞働者他日苟得機會難免起而與紛爭、富豪家能勤勞、善用其財、發揮能力、其富可守、可保無虞、大戰後富豪與勞働者、變動與否、或可於世界當作試驗場也乎、總而言之、現今居上位無才能而怠惰者、他日必至頹墜、居下位有才智而勤勞者、他日必得成功、繫詞下傳曰、上下无常、唯變所適、此之謂也、從可知戰後之世界變革、固有莫之而爲、莫之致而至者、存乎其間焉

◉臺灣後生輩之幸福

昔聞十年之計樹木、百年之計樹人、顧樹木但時々灌漑、可望生活、樹人宜以正大公明一一栽培之、期人材可冀其有成、茲見臺灣教育令之發展、深得此趣旨、令人寧禁爲臺灣後生輩、欣幸不已歟、夫此新教育令者、實謹奉教育勅語、根本廿餘載教育之經驗、近鑑帝國國運開張及世界大勢推移、遵依現制度爲基礎、確立新時代新教育一大方針焉本島教育界、有此新教育令、將開一大紀元、殊堪額頌。試卽新教育令之綱領、爲約言之、其大要有四、一曰宜重德育、二曰宜圖普通教育、完全普及、三曰宜獎勵實業教育、四曰宜計與上級諸學校聯絡、此四者教育之根蔕也、就中德育是重、尤爲教育的淵源、德育者克忠克孝、億兆一心、孝順父母、友于兄弟、夫婦和睦、朋友有信、恭儉持已、博愛衆人、進廣公益、以開世務、凜遵國憲、以守王法、修學習業、以啓發智能、成就德器、一旦有急、則急公赴義、以扶翼天壤無窮之皇運者、惟此德育、永遠尊崇此詔勅者、亦唯此德育、首重德育、可謂教育之中正者、正則無偏、愼終於始焉、若夫普通教育、完全普及、皷參事官嘗就此意義說明之曰、普通教育、完全普及者、同化之權輿也、國語普及、於風俗改良上、得多大效果、不論何人、均無異議、顧領臺以後、所有陰謀事件、此動機雖多、大都因彼多數人民、被人煽動欺騙、間或有本于迷信者、苟能普通教育、完全發達、此種不祥行爲、自然絕迹、例如西來庵事件、暴徒二千名中、公學校畢業生、不過二三名而已、卽此可爲教育普遍之明證云云、普通教育、宜圖普及、可謂教育之廣大者、大而化之、可以預期焉、至於獎勵實業教育、獎勵者云者、養成從事實業員也、本島農業商工業、大見勃興、養成實業員刻下之急務也、一經誘掖獎勵、實業員當無不加倍用功、獎勵實業教育可謂教育之全公者。公則說、皷舞振作焉、又如與以上級諸學校聯絡、從前公學校畢業生、入醫學校、入國語學校不等、顧爲數有限、且畢業生、雖具有入上級學校之智能志願、奈因年齡之關係、或入學人員之制限、比比者入學不得、自有新教育令、由小學入中學、由中學入大學之途、從茲開始、循序級升、各無遺憾、矧歐洲大戰、干戈告戢、戰後之經營、我新附人民、猶不可無與內地人協力提携之覺悟、善用此新教育令、彼等於學問上、道德上、學求精粹、功托純全、忠義腦根透入、勇敢訓練有素、事變之來、義勇奉公、毅然湧躍、與以上級諸學校連絡、可謂教育之通明者、明則動。有勇知方焉、總而言之、新教育令、固有條不紊、遵新教育令者、當勉勵用功、誠如

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

是、敎澤覃敷、敎化大行、島民幸福、全島光榮、亦帝國盛事也、謹錄新敎育令如左、

◎臺灣敎育令

第一章 總則

第一條 在臺灣臺灣人之敎育。悉依本令。
第二條 敎育以關於敎育勅語之旨趣爲基。育成忠良國民爲本義。
第三條 敎育期於適合時勢及民度。
第四條 敎育分之爲普通敎育。實業敎育。專門敎育及師範敎育

第二章 普通敎育

第五條 普通敎育。留意於身體發達。施以德育授以普通之知識技能。涵養爲國民之性格。普及國語爲目的。
第六條 爲普通敎育之學校。分爲公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校
第七條 公學校係對於兒童。施以普通敎育授以生活必須之知識技能。
第八條 公學校之修業年限爲六年。但依土地之情況。得短縮之
第九條 得入學於公學校者。年齡爲七年以上
第十條 高等普通學校。對男子施高等普通敎育。授以生活有用之知識技能。
第十一條 高等普通學校之修業年限爲四年。
第十二條 得入學於高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上學力者。
第十三條 女子高等普通學校。對於女子施高等普通敎育。養成婦德授以其生活有用之知識技能。
第十四條 女子高等普通學校之修業年限爲三年。
第十五條 得入學於女子高等普通學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。
第十六條 女子高等普通學校。得置實科。或但置實科。實科之修業年限。三年以內。關於其入學資格臺灣總督定之。

第三章 實業敎育

第十七條 實業敎育。以授農業工業商業其他實業所關知識技能。兼養成德性爲目的。
第十八條 實業敎育之學校。分爲實業學校。及簡易實業學校
第十九條 實業學校之修業年限。爲三年或四年。
第二十條 得入學於實業學校者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。
第二十一條 關於簡易實業學校之修業年限。及入學資格。臺灣總督定之。

第四章 專門敎育

第二十二條 專門敎育。以授高等之學術技藝爲目的。兼留意於涵養德性。
第二十三條 專門敎育之學校。爲專門學校。
第二十四條 專門學校之修業年限。爲三年或四年。在專門學校。得置三年或四年之豫科。
第二十五條 得入學於專門學校者。爲其專門學校豫科修了者。高等普通學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。得入學於專門學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。

第五章 師範敎育

第二十六條 師範敎育。特注力於涵養德性。養成可爲公學校敎員者爲目的。
第二十七條 師範敎育之學校。爲師範學校。
第二十八條 師範學校置豫科及本科。豫科之修業年限爲一年。本科之修業年限爲四年。
師範學校得置修業年限一年之公學校敎員講習科。
第二十九條 得入學於師範學校豫科者。爲修業年限六年之公學校卒業者。或與之有同等以上之學力者。得入學於師範學校本科者。爲師範學校豫業修了者。或與之有同等以上之學力者。
關於公學校敎員講習科之入學資格。臺灣總督定之。
第三十條 高等普通學校。與女子高等普通學校。得置修業年限一年之師範科。養成爲公學校敎員者。
在官立或公立之實科學校。得置修業年限一年之師範科。養成可爲簡易實業學校敎員者。得入學於高等普通學校師範科。或女子高等普通學校卒業者。得入學於實業學校師範科者。爲其實業學校卒業者。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第六章 補則

第三十一條 公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。實業學校。簡易實業學校。專門學校及師範學校之教科編制。設備及授業料等所關規定。臺灣總督定之。

第三十二條 專門學校及師範學校爲官立。公學校。高等普通學校。及女子高等普通學校。爲官立或公立。公立學校之設立或廢止。要受臺灣總督認可本令所揭以外。爲特殊教育之學校。其他教育施設。並私立學校。及教育施設所關。依臺灣總督所定。

附則

本日施行之期日。臺灣總督定之。

本令施行之際。現存之臺灣公學校。臺灣公立中學校。臺督總督府附屬女學校。臺灣總督府醫學校。臺灣總督府國語學校公學師範部乙科。依本令爲公學校。高等普通學校。女子高等普通學校。專門學校師範學校。臺灣總督府國語學校國語部。現在生徒在學之間。仍得爲存續。

本令施行之際。現存之私立學校暫時仍得依。從前之例。

◉貧民之福音

嘗聞賑饑救荒、爲王道所不廢、恤貧濟困、亦仁政之一端、此中之輕重緩急、善爲治者、自有機衡焉、我內地產米不足、米價高昂。是以本島產米移出、本島又不足、米價暴騰、貧民困苦、我督府、者番頒布府令、嚴督奸商、洵可謂貧民之福音云、在當局、意謂本島產米、客歲移出之數、百十一萬石、較諸大正六年、約加三十萬石、若較諸大正五年、實加四十三萬石、如斯多數頻增、將不但使本島米價、日見騰貴、即如近時事勢、竟已侵蝕島內消費範圍、又轉而供諸移出之用、市場一部、到青黃不接之際、難免有二三十萬之缺乏、是可預想者、因米不足、米價高貴、無怪乎農家貪厚利而閉糶、商賈乘機會而壟斷、以故今者島米空前騰昂、每石二十八九元、零賣一升三十五六錢、較之客年一月平均市價五十圓八十二錢、零賣一升二十錢、再比諸大正五年一月平均市價每石八元二角二、米價之飛騰、殊覺異常、人々驚駭、職是之故、顧本國苦于產米不足、爲米價高貴所厄、殖民地雖有多少犧牲、亦當盡餘力以救緊急、故講移出之途、爲米價調節之助、於殖民政策上、及本島經濟政策上、通盤籌畫之、是亦理之所當然也、雖然本島米之移出餘力、已盡舉而應內地要需、所剩復有幾何、就最近五年之平均計本島自消米額、年約四百五萬石、客年早季收穫前本島存米亦有不足、賴有輸入米總補其缺、客年本島產額、比常年頗形膨脹、早季實收二百四十一萬餘石、晚季豫想有二百五十萬、計四百九十一萬石、以此供的一年消用尚有八十六萬石、爲客年七月以降至本年六月之搬出島外餘力、然查自客年七月以降之島米移出狀況、移出內地、大有增加、其數實九十三萬石之多、區々半載、猶且凌駕諸大正六年移出全數、而超過出口餘力、至七萬石之巨額、幸而現時專對岸來米、源々不絕、差堪彌補欠缺、內地米價不能容易跌下、勢必至誘致島米之內移。設假有大宗採糴、突然而來、與目下每期便船、各有相當運出、而內地代用米之制度、復見活動、將來島米之價、難免立見高唱外米之來、又難預期其供給潤澤、苟置之不理、勢必以供諸本島消用者、又轉而移諸內地、至此復移出、將來本島不獨米價異常暴騰、且必至消用不足、遭大悲痛、令人有不堪設想者、此次發布府令、對內地移出米、亦與外國輸々出

米、同採許可主義、爲本島需用米々價之調節計、此事實出於萬不得已焉者、噫嘻、恤貧濟困、自有機衡、督府必有幾經審愼、而後頒此府令、爲食粮計、實爲本島貧民計、然則貧民何幸而得此福音也哉、謹將府令本文、譯錄如左、

府令第七號

米穀移出許可所關之件

第一條　欲將米穀移出島外。須先具案。詳載種類數量。買入及移出期限。移出前頭港埠。移出前頭買主。授受時期買入所按價格。稟請臺灣總督許可。

第二條　本令施行前。既作移出契約。移出未了者。前條所揭事項而外須添證該契約之書類。自本令施行之日起。五日以內。稟請許可。

第三條　凡屬詐欺請得許可。或移出期限過後。猶不移出者。得將其移出許可取消。

第四條　違背第一條第二條規定者。處之一年以下懲役。或二百圓以下罰金。

附　則

本令自發布之日施行。照本令所定。提出書類於臺灣總督。不須經由地方廳云云。

◉華南銀行創立總會

本年一月念九日、於臺北鐵道旅館、開華南銀行創立總會、要項次第、臚列於左、

一、發起人守永氏、宣言開會、曰遵照商法第百二十九條第一回株金繳納完畢、是以遵照商法第百三十一條於玆招集各股主創立總會焉、

二、一同發議、因爲整理議事選任議長、於是後宮氏推臺灣銀行副頭取中川氏爲議長、皆同聲贊成而決定

三、議長中川小十郎氏著議長席而叙詞

四、宣言謂是日株主出席者二百九十五名、(含委任狀)、此株數五萬六千四百二十株、卽股份人之半數以上、是創立總會蓋以適合商法第百三十一條第二項而會社已成立焉

五、發起人守永氏遵照商法第百三十二條、報告數項、記載于左

(甲)定款之作成

(乙)認可之申請

(丙)股份之總額數

(丁)第一回之繳交

(戊)創立費用

(己)招股狀況(此一事林熊徵氏報告)

六、遵照商法第百三十三條、宣言取締役及監查役之選任、

七、株主顏雲年氏提出動議、謂關本行之業務經營、願將來永求臺灣銀行之指導

八、臺灣銀行頭取櫻井氏起述快諾、謂我臺灣銀行亦必歡迎之援助之

九、陳啓貞氏提出動云重役之選任、請一任于議長、滿場皆贊成

十、議長中川氏就重役之定員及其選任之方針、說明曰、本華南銀行、既爲日支合辨之事業、重役之選、自應日支各半數、顧臺灣總督府律令銀行營業取締規則第二條曰於臺灣設本店、經營銀行營業之會社、其會社之責任社員取締役及監查役半數以上、須由本島居住者選任之、有此規定、是不得不以上之方針、故日本側欲多選取締一名監查役一名

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

十一、中川議長、詮衡之後、遂指名左開諸氏爲重役、
林熊徵、林烈堂、陳中和、池田常吉、守永久米松、小笠原三九郎、山瀨肇、清水孫秉、(以上臺灣)、盛恩頤(上海)、劉崇偉(福洲)、黃慶元(厦門)、梅普之(廣東)、劉炳炎(新嘉坡)、鄭俊懷(三巴壟)、李雙輝(加拉巴)
十二、對是日不到此席之重役、以電信通知、求其承諾
十三、林烈堂氏代表諸重役、敘就任之詞
十四、於別室開重役會議、
(天) 重役互選
(地) 定款二十九條中有總理代行副總理、選池田氏爲副總理
(人) 顧問及相談役之推薦、請一任于臺灣銀行副頭取
十五、顧問及相談役發表列于左
顧問、柳生一義(東京)、中川小十郎(臺灣)、郭春秧(加拉巴)
相談役、山本悌二郎、窪田四郎。下坂藤太郎。山成喬六(以上東京)、佐田家年、南新吾、辜顯榮、李景盛、林獻堂(以上臺灣)、朱葆三(上海)、藍重頤(同)、黃秉榮(福洲)、蔡法平(同)、葉崇祿(厦門)、田文甫(香港)、季子雲(同)、楊梅賓(同)、黃敘塘、江孔殷、陳勉畬(以上廣東)。施光銘(馬尼拉)、林振宗(蘭貢)、林文慶(新嘉坡)、林秉祥(同)、俞宏瑞(加拉巴)
十六、蔡蓮舫氏提出動議、謂宜選任檢查役、皆請委任于議長指名
十七、議長指名之下、由株主中舉木村匡氏等五氏爲檢查役、
暫時休憩
十八、檢查役木村匡氏報告檢查役
十九、變更定款議事而守永發起人就別冊定款書中朱字之各條、說明之
二十、一同贊成而決定變更定款之事、
二十一、創立總會、法定事項、商議告畢
創立總會終結
二十二、宣言會社之成立、
二十三、株主總會假決議二件列于左
(甲) 重役俸給及報酬之件
一、辨常務取締役之俸給、月給一百元至五百元以內、由重役會決議而定之、
二、不服常務之取締役及監查役、不給辛金但、服特別之勤務、則由重役會之決議、得以給之
三、取締役居住臺灣、辨常務者津貼十五成以內、勤務于海外者津貼二十五成以內
(乙) 代表會社之重役、以林熊徵當之、
二十四、總督閣下以下諸氏咸有援助會社之創立、宜對諸氏、報告會社之成立、並表謝意、倘求將來之援助
二十五、議事終結
二十六、臺灣銀行頭取櫻井氏之演說、
二十七、銀行代表者林熊徵敘禮
二十八、中川議長敘詞
二十九、於別室茶菓饗應
▲頭取之敘詞

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本日華南銀行開創立總會于茲、余得陪此席、余之光榮也、曷勝欣幸、余將就該銀行與我臺灣銀行之關係、爲一言而申明之、彼華僑銀行之問題、實爲我臺灣銀行多年之懸案也、此事想諸君亦已稔之、我臺灣銀行派遣行員赴南洋方面調查諸事、又徧訪諸朝野有力者、詢其意見、愼重研究、惟機運未熟、華僑銀行、未得成立、以迄于今、顧歐洲大戰以來、本邦與南支南洋的關係、所有貿易及其他諸事、愈形親密、日支提攜之聲、尤爲切實、此可謂華僑銀行之創立、機運已到矣、余心焉喜之、當此之時、林熊徵氏等、計畫華南銀行之設立、彼等屢來本行磋商、聞其目的性質與我臺灣銀行多年宿題之華僑銀行、毫無差異、本行欲貫徹本行之素志、以爲與其設立華僑銀行、毋寧援助華南銀行計畫、使之進行、較爲捷徑、於是極力設法、援助華南銀行之計畫、如招募株式。竝其他關于創立一切之事務、亦無一不爲之襄助、今幸蒙政府以及内外有力者非常贊同、今日得見開創立總會、曷勝共慶、我臺灣銀行、對此華南銀行、從來有如此關係、以故自今以往、倘有求于我、我臺灣銀行、匪唯不辭行員之割愛、卽資金之援助、竝其他營業上、百事萬項、亦當一一指導誘掖、華南銀行重役各位、須鑑于該行設立之趣旨、均宜努力、期發揚日支兩國人互相提攜之實蹟、且使彼我經濟的關係、愈堅牢、愈密接、是則余之所厚望也

▲詩　觀▼

講和論戰功五古　　學　海

講和議會開、近在四月耳、戰勝國計功、從茲將開始、孰操發言權、法英美同揆、他如白與伊、庶幾得比擬、若言陸海軍、奮先不畏死、我日本諺言、實非敢自侈、利益獲將來、功高有如彼、其次及東洋、差堪與媲美

春草七律

東風吹徹散平蕪、萬里關河入畫圖、野火曾經青未了、情根不斷綠仍蘇、無邊烟景開芳甸、有象春光繞上都、莫訝晴芬殘雪後、天街雨露木如酥

春日口占

有鳥鳴嚶々、渾如叫太平、講和議會啓、卽此兆先聲

其二

如膏降曉天（二月四日午前大雨故云）恰値立春前、萬彙生機活、欣々卜有年

戀　春　　小　野　西　洲

二月已過三月來。梅花繚亂早櫻開。
叮嚀風雨休相妒。留得花容醉玉杯。

春樓坐雨

春雨絲絲暗小樓。春煙漠漠罩芳溝。
花飛檻外人枯坐。鎮日無言對水鷗。

淡江春雨

白沙沙上白鷗雙。流水花前笠立矼。
玉笛音微人不見。一蓬煙雨下春江。

春郊行吟

春郊十里起春煙。春水春山翠接天。
鳥舞春風魚戲水。春圖一幅春無邊。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN